

第二部

産業革命史研究

序 文

一九一八年十一月歐洲大戦争の終了後、余は我思想界の紛糾を眼前に見て深く考慮したる結果、英國の産業革命及之に次いで起れる新實業階級及新労働階級の歴史を究し、昨春『英國産業革命史論』を著して江湖に薦めしに意外の好評を博したるは最も光榮とする所なり。今又過去數年間に執筆したる論文中産業革命史に關するもの五篇を集めて此一巻となせるは以つて前著の簡單に過ぎたる點を補はんとするの微意に外ならず。本書の取扱ふ問題の範圍は「史論」の前半に屬し、特にチャーティスト運動を中心とするものにして、若し爲し得べくんば今後尙他の問題に關する研究を發表するに従ひ『續産業革命史研究』を出さんことを期す。本書に收めたる論文中チャーティズム、ブレース傳、オーウェン傳の三篇は曾て『商學研究』に寄稿し、シャフツベリー伯傳並にカーライル及ミルの産業論は『國民經濟雜誌』に掲載されたることあり。之を此に再刊するを許されたるは兩誌に對して深く謝する所なり。尙本書の出版に付き校正の勞を取り且卷末の索引を調製せられたる商學士猪谷善一君の好意に對し感謝の意を表す。

一九二四年三月二十六日

上 田 貞 次 郎

第一章 階級闘争としてのチャーティズム

一 問題の意義及研究資料

露國に於けるボルシェヴィツクの革命が成就してからマルクス風の階級闘争論が大に世界の思想界に於ける勢力を増加し、日本に於いても意識的又は無意識的に此説の影響を受けたものが多い。併し階級闘争といふ語の意味は之を主張する者の側に於いても、又これを攻撃するものゝ側に於いても決して明白に一定しては居ない、甚だ曖昧なるものである。抑々階級闘争論は有産階級と無産階級との利害衝突の歸趨は、やがて後者の武装的革命に依つて政治上の専制權を有産階級の手より奪ふことゝなり、之に次で私有財産權の廢止を實行するに至るといふのであるか、又此利害衝突の結果無産階級が漸次に現在の政治圏内に割込んで行き、若しくは其經濟上の勢力に基いて政治上産業上の位置を蠶食して行くといふのであるか。若し前説を取れば今の所謂社會政策又は更に進んで英國のフェビアン風の漸進的社會主義並に獨逸の修正派社會主義の如きも無意義のものとならぬ。工場法とか、労働保險とか、教育とか、衛生とか、總べて個々の弊害を矯正して漸次に社會を改造せんとする企圖は徒らに資本主義の天下を庇護して來るべき革命の時機を遅くするに過ぎない。其主張は *all or nothing* であつて *piecemeal* であつてはならない。併し後者の見解を取れば階級闘争は必ずしも政治的革命を要せず、却て労働者の經濟上政治上の地盤の擴張に依りて現在の社會組織の内に抜くべからざる勢力を築き、終には全社會を一變せしむるものだと解釋しなければならぬ。従つて箇々の改革事業は議會の立法に據ると否とを問はず、是即ち階級闘争の部分的勝利だとすべきである。抑々所謂階

級闘争は此重要な點に於いて如何に解釋すべきであるか。

右の問題は非常に重要な點に拘らずマルクス主義を奉ずと自稱する人々の間にさへ一致の立場が出来て居らない。

Prof. Nicholsoh, *The Revival of Marxism*, (1921) は其卷頭に於て之に關するレーニン及カウツキー兩巨頭の論争を紹介して居る。實に吾々は『共產黨宣言』を讀む時に是は革命の必然なるを唱へた大論文と思ふけれども、併し一八七二年ヘーグに開かれた「インターナショナル」の大會に於いてマルクス自身が左の如き演説を爲したといふことである。

「併しながら終局の目的に到達する道は各國一樣ではない。吾人は各國の制度習慣の異つて居ることを知る。英米の如き國々では労働者が平和的方法に依つて目的を達するであらう。けれども各國皆此の如しといふことは能きぬ」さすればマルクス自身も一八四八年の歐洲革命時代には過激な革命的主張を以て一貫し、一八七二年の平和時代には漸進的主張を容れたのかも知れない。

併しながら吾人はマルクスの意思が何れにあつたかといふ問題に執着する必要はない。寧ろ『共產黨宣言』の中に闡明された様な思想及感情が資本主義の下に醸成される所の事實であると見て、歴史的に其實例を研究すべきである。吾人は現に資本家と労働者との利害の衝突せる事實を見る。又此利害衝突がロシアの場合に起つた如く猛烈なる階級的反感となつて、全労働階級が有産階級支配階級の専制を打破せんとする政治上の運動を惹起すといふ事實をも認めねばならぬ。唯此種の運動が將來如何に發展するかといふ問題は豫言に屬する。而かも豫言は論理のみでは出来ない、過去の事例に基かねばならぬ。是に於いて英國のチャーティスト運動の研究が頗る重要な意義を有すると思ふのである。

チャーティスト運動は一八三八年より一八四八年に至る十年間英國の朝野を騒がした所の労働者の政治運動であ

る。其具體的主張は所謂 Charter 即ち普通選舉權の獲得であるが、其根本の意義は決して參政權の問題に止らずして實に勞働者が階級意識に基いて社會的革命を達成するの目的を抱いた事である。而かも此運動は歐洲に於ける同種の運動中最も古くして最も大規模なるものであつて、マルクスの『共產黨宣言』中の階級闘争の記事は或はチャーティスト運動の経過を觀測したのでないかと思はれる。試みに右宣言中の一節を摘記して本篇の内容と對照するの便に供しよう。

「ブルジョアの時代は階級の對抗を簡明ならしめたり。社會は益々二大陣營即ち相對する二階級に分裂しつゝあり。ブルジョア及プロレタリア是なり。」

「ブルジョアは歴史上革命の立役なりき。」「彼等は宗教的政治的迷想到に蔽はれたる舊貴族の擯取に代ふるに赤裸々にして破廉恥なる直接且野性なる擯取を以つてせり。」「封建的關係は打壞されたり。而かも今や同様の打壞運動は我等の眼前に展開せんとす。」「ブルジョアが取つて以つて封建制度を打破したる武器は今や彼等自身に對して用ひられんとす。彼等は其武器を作りたるのみならず、其武器を用ふべき人を作り出したり。近代の勞働階級即ちプロレタリア是なり。」

此に謂ふ所のブルジョアは有産階級の全部にあらずして産業革命の寵兒たる新富豪實業家の階級を指すのである。彼等が封建的舊貴族に代つて天下を左右するに至りしより、下層民の受くる壓迫は減ぜずして却つて益々甚だしくなつたといふ感想はチャーティストも亦明かに抱懷した所である。

「プロレタリアは種々の時期を経て發達す。先づ其階級の發生と共にブルジョアに對する闘争を開始せらる。初めは其争が個々の勞働者に依つて爲され、次いで個々の工場に従事する勞働者の一致を以つて爲され、やがて一職業一地方の勞働者の運動となる。」

「此時期に於いては労働者は全國に散在せる群集に過ぎずして彼等自身の間に競争を爲す。時として一の團體を爲すことあるも、それは彼等自身の積極的結合にあらずして、ブルジョアが自己の政治的目的を達せんが爲めにプロレタリアの動員を指揮したるの結果のみ。」

ブルジョアが自己の政治的目的を達する爲めに労働階級を動員して、之を組織的に指揮するといふ事實は英國に於いて一八三二年の議院法改革時代に現はれて居ることは後に述ぶるであらう。

「個々の労働者と個々のブルジョアとの衝突は次第に二階級の衝突と變じ来る。労働者は其對抗の爲めに組合を作りて賃銀率の維持を企て、組合資金を積んで反抗の準備を爲す。其反抗は時々暴動となりて爆發す。かくて労働者は時々勝利を得ると雖もそれは唯一時の事のみ。彼等の奮闘の眞の効果は眼前の成績にあらずして其團結の永久的擴張にあり。」

「然れども總て階級闘争は政治的闘争たるを要す。」「プロレタリアの階級的團結、一個の政黨としての活動は労働者間の競争に因りて絶えず崩壊するも、必ず間もなく再起し、益々強く固く力あるものとなる。彼等はかくしてブルジョア中の分裂を機として労働者に有利なる立法を餘儀なくせしむ。」

單なる労働組合の大同團結を以つて足れりとせずして労働黨の樹立による政治的闘争を要すといへる點はチャーティストがオーウェンの傘下を離れて普選運動に熱中するに至つた立場を説明するが如くである。又労働黨の勃興に依り、上流階級中の分派が労働者に有利な立法を餘儀なくされるといふ點は英國の保守黨と自由黨とが相争ひたる結果、工場法及穀法撤廢を決定した時の形勢を指すものと思はれる。

「労働階級の革命の第一歩は自ら支配階級の地位を占むるにあり。彼等は此政治上の権力を用ひて漸次に總ての資本をブルジョアより奪ひ、生産手段を國家即ち支配階級として労働者の手中に集中すべし。」

労働者が社會改造の爲めに先づ政權を掌握すべしといふ點は正にチャーティストの主張した所である。唯チャーティストは其改造の方策に就いてマルクス等の如き統一ある學説を有しなかつたのである。

チャーティストの參政權の要求は政治上優越の地位を獲得せんとしたのであつた。而して政權の掌握は社會改造の必要なる前提條件であるとしたのであつた。蓋し若し彼等が單に參政權を要求するに止まつたものならば彼等は同目的を有する中産階級の進歩主義者と提攜すべき筈であつたが、彼等は之を拒んだ。又チャーティストは所謂「眼前の成績」を目的とせずして純労働者の政黨として永久の權力を打立てんとしたのである。故に労働階級の現に痛切に感ずる所の禍害に就いても之を部分的に除却せんとは試みなかつた。救貧法の改良、工場法の設定、穀法の撤廢等に加擔せずして、却つて穀法撤廢同盟の如き中産階級の團體に反抗して居る。是皆労働階級の一般有産階級に對する反感が極度に達して此等個々の改革案は畢竟一種の懷柔策に過ぎずと看做すに至つた結果である。即ち是は宣言にいふ如き階級闘争の思想であり又感情である。

此の如き思想感情は資本主義の天下に於いて常に多少存在するであらうが、チャーティスト時代には特に是が政治的大運動に具體化されたのである。而してエンゲルスは一八四四年に其形勢の切迫せるを見て革命は一八五〇年代の不景氣と共に來るべし、之を避けんとするも時既に遅れたりと豫言した。併しながら實際に於いては其革命が來らずして却つてチャーティスト運動が薄霧の如くに徐々に消えて行つたのである。吾人は此運動の勃興と其衰亡とを共に一個の史的事實として考察しなければならぬ。固より吾人は此一例のみに依つて階級闘争の本質を究め得ると思つては居ない。唯之を佛、獨、露等の經驗と共に研究して吾人の史的論據を豊富ならしめ、然る後に豫言を爲さんとするならば爲すべしと思ふのである。

此の如くチャーティスト運動の意義は重大であるに拘らず、從來歴史家の間に閑却されてあつた。第十九世紀の英

國史を書いて一代の文明を掲げた所の

Molesworth, *History of England from 1830.*

Justin McCarthy, *History of Our Own Times.*

の如きも極めて斷片的な二三の事實を擧ぐるに止まつて居る。

Carlyle, *Chartism.* 1839.

——, *Past and Present.* 1843.

は流石に時勢を達觀する所の哲人の倂を示しては居るが、勿論是等はチャーティスト運動の最中に著したものであるから其事蹟の終始を記しては居らぬ。

Engels, *Condition of the Working Class in England in 1844* Translated from German, 1892.

Original edition 1845.

も運動の最中に書いたもので、事蹟も稍詳しく書いてあるが、之とても全期の歴史ではない。唯カーライルとエンゲルスの二大思想家が同じ眼前の事實を夫々の立場から批判した點に面白味を存する。

チャーティスト運動の全史としては従來は唯一卷

Gannage, *History of the Chartist Movement.* 1894.

あるのみ。此書の著者は同運動の末期に参加した人であるだけに運動其者の経過又は關係人物等に就いて詳細に述べ居る。史的評論としてよりも事實の記述として重要な文獻である。

此他獨逸語には左の三書があつた。

Brentano, *Die Englische Chartistenbewegung.* Preussische Jahrbücher. Vol. 33. Berlin, 1874.

Schlüter, Die Chartistenbewegung in England. Sozialdemokratische Bibliothek. Vol. 16. Zürich, 1887.
 Tildsley, Die Entstehung und die ökonomischen Grundsätze der Chartistenbewegung. Jena, 1898.
 又チャーティスト運動者又は關係者の傳記とは、

- Lovett, Life and Struggles of William Lovett. 1876.
 Cooper, Life of Thomas Cooper. 1872.
 Holyoake, Life of Joseph Rayner Stephens. 1881.
 ———, Life of Henry Hetherington. 1849.
 Davies, Life and Labours of Farnest Jones. 1897.
 Wallas, Life of Francis Place. 1898.
 Podmore, Life of Robert Owen. 1906.

當時の狀勢を描じた小説とは、

- Kingsley, Alton Locke. 1850.
 Disraeli, Sybil. 1845.

があつた。此等は何れも部分的の資料である。

然るに最近數年間にチャーティスト運動の全局を取扱ふ所の書物が續々刊行されて右の缺陷を補ふこととなつたのは蓋し時勢の然らしむる所であらう。余の如きは正に求めて得られなかつた所のを與へられた感を以つて之を迎へたのであつた。

Dolleans, Le Chartisme. 1913.

Schlüter, Die Chartistenbewegung. 1916.

Rosenblatt, The Chartist Movement. Part I. 1916.

Faulkner, Chartism and Churches. 1916.

Slosson, The Decline of the Chartist Movement. 1916.

Hovell, The Chartist Movement. 1918.

Beer, History of British Socialism. 1919.

West, History of Chartist Movement. 1920.

右の内ローゼンブラット、フォークナー、スロッシン三氏の書は紐育コロンビア大學の叢書に屬する。ベイヤ氏の書は第二卷に於いてチャーティストの歴史を可なり詳しく記して居る。ホヴェル、ウェスト兩氏は英國の有望なる青年學者であつたが、前者は大尉として出征中に戦死し、後者は新聞記者として戦時に活動した爲めに病を得て夭折した。兩氏とも大英博物館に埋れてあつた所のブレース文書(本書所載ブレース傳參照)を利用して居るが、ホ氏の書が優つて居る。同氏はマンチェスター大學講師で、ライプチッヒのランプレヒト教授の助手たりしこともある。全體に於いて余はベイヤ氏及ホヴェル氏を推薦したい。シュリユーター氏の書はまだ讀まないけれども、マルキシストの立場から書いたといふことである。

二 チャーティストの政治的主張

チャーティストの具體的主張は普通選舉權の獲得である。所謂チャーターの六點 six points は、
第一、成年男子の普通選舉權 Manhood Suffrage

第二、平等なる選舉區 Equal Election District

第三、議員の毎年改選 Annual Parliament

第四、議員資格の財産制限を撤廢する事 Abolition of Property Qualification for Members of Parliament

第五、無記名投票 Vote by Ballot

第六、議員に俸給を與ふる事 Salaries for Members of Parliament

にして、第二以下は要するに第一の參政權を實際に有效ならしむる爲め的手段である。

此主張の論據は一八三七年二月二十八日の會合に於いて議決された請願書（ローゼンブラット氏の著書の附録に全文を收む）の前文中に示されてある。其要領を摘記すれば左の如し。

「社會の法律制度の合理的要務は全人民の幸福 happiness of all the people に寄與すべき各種の事項を保護獎勵支持するにあり。」

「法律の目的は相互の利益にあるを以て法律の制定も亦相互の承認に待たざるべからず。」

「法律の執行は之に服従を強ひらるゝ所の各人をして其制定改正撤廢に就いて意見を述ぶるの權能を有せしむるに依つてのみ正當なるを得。」

「各人の參政權は至上のものにして習慣又は傳統の上に立つ。如何なる古き憲法も其古き傳統なるの故を以つて此正當なる權利を侵すべからず。」

「此神聖なる權利を人間より奪ひて財産に附するのは正義と常識に反す。蓋し財産制度は社會あつて後に始めて可能となれるものにして其本來の目的は人間の幸福にあればなり。」

「然るに現行選舉法に依れば六百萬の成年男子中選舉權を有するは僅かに八十三萬に過ぎずして國民の大多數なる

生産階級 producing classes は代表されるなり。」

此前文を注意して讀めば general happiness と云ふ Bentham の思想と、producing class と云ふ Owen の思想と、十八世紀傳來の天賦人權の思想とが錯綜して居ることを認め得る。

此の如き思想に英國の勞働者が動かさるゝに至つた由來は何うであつたか。此問題に對してはローゼンブラット氏とウエスト氏が稍詳細に答へて居る。一般的に政治上のデモクラシー思想は十七世紀以來英佛に行はれて居たけれども奈翁戰爭以前には専ら中等階級に限られて居た。一七九一年に組織された所の London Corresponding Society なるものは勞働者の團體にして始めて參政權を論じ、一萬人の會員を有したと傳へらるゝ (West. p. 23)。其指導者は Major Cartwright (1740—1824) と一七七六年に早くも一書を著して普通選舉權の至當なるを論じた人である。然るに佛國革命の悲劇は英國の中産階級をして却つて平靜に歸らしめ、政府も亦極力勞働者の政治運動を壓迫したに因つて戰爭中は餘り發展しなかつた。十九世紀に入つてから William Cobbett (1762—1835) の宣傳に依つて勞働者の覺醒を促し、又 Francis Place (1771—1854) の實際運動に依つて勞働者が中産階級と共に民衆運動に参加することとなり、一八三〇—三二年の Reform Bill の運動に於いてその最高潮に達した。此時代の「民衆」は中産階級と勞働階級との雜然たる混合であつて、之を指導したものはベンザム派の Radicals であつた。其事情は本書所載ブレース傳中に概説してある。

然るに一八三二年の法律は單に中等階級即ち商工業者の參政權を認めたるのみにして、勞働者は何等得る所がなかつたのみならず、新選舉法に依つて成立した所の議會は劈頭に救貧法を改正して救貧費の縮少を計り、工場法の提案に對しては耳を傾けず、且選舉法に就いては新制度以上に選舉權の擴張を行はんとする意志なきことを示したから、勞働者の不平は積り積つて終に一八三八年以後のチャーティスト運動となつたのである。

故にチャーティスト運動は外面から見れば一八三二年の改革運動の繼續であり、思想上からも、關係人物の點からもラディカルの系統を引いて居る。前記の請願書を議會の問題とするにもラディカルの一議員 Roebuck の手を煩はして居り、請願書其者の起草にもブレースの忠告を借りて居る。又此運動の初期に於いて一方の柱石となつた所の Birmingham Political Union は銀行家 Attwood を首領とし、一八三二年の運動に牛耳を取つた同名の團體の復活したものであつた。

併しながらチャーティズムはラディカリズムと大に異つて居る。ラディカルに取りて政權の獲得は目的だけれども、チャーティストに取りては手段である。後者の目的は社會の改造にある。彼等が民主的議會制度の獲得に依つて直ちに社會の改造を實行し得べしと考へたのは政治的經驗の不足して居る證據に相違ないけれども、彼等は此く信じたればこそ非常なる熱を以つて普通選舉權を求めたのである。そこで彼等の目的とする所の社會改造の方針は如何なるものであつたかといふに、不思議にも甚だ漠然たるものであつたのみならず、チャーティスト同志の間に意見を異にして居る。是も彼等の運動の幼稚なりし一の證據と見なければならぬ。併しながら彼等がラディカルの主張たる自由放任主義を排斥して居た事は明瞭である。彼等は社會主義者であり、又先づ政權を得たる上にて其經綸を行はんとした點に於いて歐洲大陸の社會民主主義者と一致して居つた。此思想上の系統を明かにするには前掲請願書の起草者たる London Working Men's Association の事蹟を述べねばならぬ。蓋しチャーティスト運動は最初此團體と前記の Birmingham Political Union とを二つの中心として起り、やがてランカシア、ヨークシア、スコットランドの大工業地に普及するに至つて實力ある大政黨となつたのである。

London Working Men's Association は一八三六年の夏に三十人許りの有力な勞働運動者を以つて組織されたもので、初めは唯研究に従事して居たが、其研究報告中の一つなる Rotten House of Commons と題するものが小冊

子として各方面に配布せられ好評を博した所から、更に宣傳機關として活動することとなり、忽ちにして全國百五十の同種團體の母體となり、同時に中央に於いて此報告の趣意に基いて前掲の請願書を起草し且會の名譽會員たる Radicals の力を借りて同目的の法律案を議會に提出するに至つた。是が實にチャーターの六點を決定した濼觸である。

併し此の如き有力な團體は一朝にして出來たのではなく、其中心人物たる Lovett, Hetherington, Cleave, Watson の徒は既に十年前から種々の政治運動に關係した所の高級熟練職工であつた。即ち William Lovett (1800—1877) は南英の田舎に生れ、二十歳にして倫敦に來て指物職となり、同職の組合理事となつた人で、性質温厚にして寧ろ神經質に過ぎ、學問も獨學ではあるが相當の素養を有して居た。Henry Hetherington (1792—1849) 及 James Watson (1799—1874) は共に活版職工にしてラヴェットと同じく理智的傾向に富んだ青年であつた。彼等が初めて交際を結んだのは是より數年前の事であつて其動機は Robert Owen (1771—1858) の社會主義運動に加入したことであつた。彼等の中の第一人者たるラヴェットは一八二九年の First London Co-operative Association の賣店の主事を勤め、有名な Labour Exchange の失敗に歸するまでオーウエンの運動に關係して居た。ヘザリントンは爾來波瀾多き生活を経て死の床に臥した時にオーウエンの徳を頌した程の熱心なオーウエナイトであつた。又法律學生にして會の名譽會員に推されて居た O'Brien (1805—1864) は後に「チャーティストの先生」と呼ばれた著名の人物であるが此人もオーウエンに依て社會主義に歸依したのである。

此の如く彼等はオーウエンの門弟でありながら何故オーウエンに従つて協同組合の使徒とならずして獨立の團體を作つたかといふにオーウエンは議會制度の改良に依つて社會改造に至らんとする社會民主主義の方針を蔑視して、専ら勞働者の任意協力に基いて共産的生活に進まんことのみを考へたから、普通選舉運動には極めて冷淡であつた。そ

こで彼等門弟の一部は主義に於いてオーウェンの説を奉ずるに拘らず、方策に於いて全然反對の態度を取ることとなり、彼等の團體の名稱も最初 Co-operative Association と稱したのを變じて National Union of Working Classes として勞働階級全體の階級的活動を目的とすることを暗示する様になつたのである。此くして彼等とオーウェンとの縁は早く切れて居たので、一八三三年四年の Grand National Consolidated Trades Union の大運動がオーウェンの大傘下に行はれた時にも彼等は之に關係しなかつた。却つて彼等は一八三五年六年にブレースの麾下に集まつて新聞税改正運動に成效した。即ち彼等は一方にオーウェンの弟子であると同時に他方にブレースの弟子であつた。彼等の思想の中にオーウェニズムとラディカリズムの混同されて居ることは此經歷に依つて洞察することが能るのである。

ブレースはラディカル派の代議士等と共に London Working Men's Association の名譽會員となり、其運動を自分の至當と信ずる経路に導かうと盡力した。彼は勞働者等がラディカルの經濟思潮に反してマルサスの人口論を否認し、自由放任政策を否認して居るのを改めしめんとして、討論會杯をやらして見たが、結局失敗に歸したことを自白して居る (Howell, p. 64)。ブレースは當時の政界に於いて事を成すには勞働者は中産階級の力を借りなければならぬと固く信じて居たから、彼等の主張を選擧權の一事に集注せしめ、徒らに救貧法などの問題を擔ぎ出して他人の惡感を挑發せざる様にせしめんと試みた。又かくすれば普通選舉法も新聞紙税改正と同様に實際に成效すると考へて居た。けれども安そ知らんや、勞働者が此問題に熱を持つ所以は政權の獲得に依つて大々的に anti-radical の政策を實行し得ると考へたからであつた。獨り指導者がさう信じたのみならず、彼等が一般勞働階級の人望を集めた所以も亦そこにあつた。されば彼等が街頭に出て、宣傳を爲すには、當時の議會が貴族の舊勢力と實業家の新勢力との争の場所たるに過ぎざること、爵位と特權の專制を變じて富豪實業家の專制となすも一般民衆の幸福には些少の利益だに

齋さぶること、一八三二年の議會改革の結果は新救貧法を以つて益々貧民を壓迫するに至りたること等を無遠慮に説き廻つた。そこでラディカルスは自己の政策を攻撃するものゝ爲めに、到底通過しさうもなきチャーターを振舞はすことは好まぬといふ理由で、其同情を薄くしたのは是亦止むを得ざる次第であつた。而して此階級の反感はチャーティストの内部に於いて北方大工業地の分子が勢力を強むれば強むる程益々烈しくなり、普通選舉運動者と自由貿易運動者とが相敵對することゝなり、此兩者を融和せしめんとして起つた所の Place 及 Sturge の聯合軍たる Complete Suffrage Movement の失敗に歸したことは後に述べる如くである。

かくしてチャーティストとラディカルとの縁もまた切れた。切れた理由は前のオーウェンとの絶縁の場合と正反對である。前には目的が同じでも手段が違ふために切れた。後には手段が同じでも目的が違ふために切れたのである。併し何れの場合にも共通の感情的理由がある。夫は中産階級の指導者が労働者の階級的反感を了解せず、又之に對して労働者が中産階級指導者の如く世務の經驗に富んで居なかつたといふことである。

三 チャーティズムの經濟的背景

倫敦の労働者は中産階級と事を共にすることは能きなかつたにしても、兎に角多少の政治的經驗を有し思想上にも系統を有して居つた。彼等は革命的變化を望んだけれども運動の方法は言論の力に依らねばならぬと信じて居た。併しチャーティストの rank and file の大部分を出した所の北方大工業地の労働者は彼等以上に經濟的壓迫に苦しみ、彼等以上に階級的反感を抱き、従つて彼等以上に猛烈なる手段に訴へんとした。北方労働者は倫敦の宣傳を受けてチャーティストになつたけれども、其指導の任は間もなく別種の人物に移らねばならなかつた。

北方の指導者の一人は Feargus O'Connor (1794—1855) といふ愛蘭の地主から出た煽動家であつた。此人は一

度代議士として倫敦に來てから勞働運動に興味を持ち、彼の William Lovett の一團に加はつたが、其流義の異ふ爲めに北方に去つてリーズに Northern Star といふ新聞を起し、之を本據としてヨークシア・ランカシアに勢力を扶植した。彼の一派は Lovett 等の言論派 moral force section に對して暴力派 physical force section と稱せられて居たが、チャーティスト内部の重心は漸次に言論派から暴力派に移り、後にはオコンナーが全運動の首領たる形勢を馴致するに至つた。

此他北方指導者として Richard Oastler (1789—1861) Joseph Rayner Stephens (1805—1879) があつた。オストラはヨークシアの人で工場法運動の先驅として一八三〇年民衆の間に活動して居た。ステイフュレンスはウェスレー派の牧師であるが其民衆運動に於ける熱狂的行動の爲めに教會を逐はれ、而かも其勞働者間に人望ありしが爲めに獨立の小教會を作つて益々自由に政論を行ひ、工場法から救貧法、夫から更にチャーティズムと問題は移つて行きながらも、絶えず貧民の身方となつたのである。總て北方の指導者は智識階級から出て居るが、其態度の猛烈なるは倫敦、バーミンガムの比でなかつた。蓋し當時ランカシア、ヨークシアの勞働者は倫敦の高等熟練職工の如き社會上の地位を有せず、智識に於いても、生計に於いても遙かに其下にあつた。彼等は自ら大運動を組織するの力なきが故に智識階級の指導者に従つたが、其指導者たるものは粗笨激烈の論を行るに依つて始めて彼等の人氣に和するを得たのである。オコンナーが倫敦の言論派を罵つて「彼等は最早勞働者でない、吾々は剃刀のあたらぬ顔と荒れた手の持主でコールテンの服を着た眞の勞働者に訴へる」と口癖にいつたのは能く兩者の人氣を對照せしめたものであらう。

所謂産業革命の直接原因たる諸機械の發明は一七七〇から一七九〇年頃までの間に出來たけれども、其結果が産業界に普及して大工場及大都市の發達を來たしたのは奈翁戰爭後であつた。一八一五乃至一八四五年の三十年間は産業組織の變化と戰爭の經濟的壓迫とを最も強く感じた所の過渡時代であつた。而して此時代の苦惱を最も多く受けたも

のはいふまでもなく北方大工業地であつた。是が同地方に於いて大多數のチャーティストを出した理由である。

此頃の工場及工場都市の不潔且殺風景にして労働者の健康及風教を害した事實はエンゲルスの前掲の著書杯によく記されてある。大工業の勃興に因りて急に發達した新開の都會には住宅が不足して労働者は地下室までも住居として用ひねばならなかつた。裏店には上水も下水もなく、塵芥の處分法すら出來て居らなかつたから臭氣濕氣が充ちて居た。而して教化の場所も娛樂の機關も不足して居たから労働者は飲酒と賭博に其休日を通し、心あるものは教會には行かずしてオーウェン派の演説や、チャーティストの會合に行つたのである。工場では婦人及子供を多く使用して安い品物を作つたから、舊來の職人の賃銀が下落して生計難を甚だしくせしめた、尙其上に、愛蘭土から多くの不熟練者が移住して來て労働市場に競争することゝなつた。特に景氣の循環といふ現象が初めて現はれて、好景氣の時に幾分生計を高めたものは不景氣の時に一層の苦痛を嘗めねばならなかつた。失業問題といふ近世の大問題は此時初めて大々的に起つて來た。それに東洋のコレラが輸入されて英國全土を席捲したのも此頃のことであつた。總て此等の新現象に對して當時の労働者は生活の苦惱を味ふのであつた。

其中でも最も苦しんだのは手機職工と編物職工であつた。手機職工は昔は半農半工の比較的安定な生活を營んで居たが、木綿紡績が機械の仕事となつてから綿絲の生産が増した爲めに織物が非常に忙しくなり、其職工も都會に來て専門に機械をする様になつた。戰爭中は其仕事が特に繁忙で賃銀も高かつた。然るに戰爭に因る需要は止みたる一方に力織機が漸次普及して來たから彼等の生活は頗る困難になつた。一八三〇年代に中年であつた者は若い時代の比較的餘裕のあつた状態に引較べて現在の墮落した生活を呪はざるを得なかつた。彼等は幾分讀書推理を知るだけに其不平も深酷であらねばならなかつた。木綿の手機職工の數はランカシア地方と蘇格蘭でチャーティスト發生時代に尙十五萬人位あつた (Howell, p. 14.)。一八三七年頃のランカシアの労働者生活は Mrs. Gaskell の小説 Mary Barton

に詳しく寫されて居る。

羊毛工業地たるヨークシアにありては、機械の勝利が木綿に於ける程急激でなかつた故に、手織職工の苦痛は稍輕かつたけれども、此處でも大經營が小經營を壓迫する形勢は同じことで、今までの親方が普通の職人の列に下つて賃仕事をする様になつた。不景氣の波を受ける味も同じことであつた。

レスターからノッティンガム地方の編物職工も獨立の職人から賃銀労働者に成下つた。彼等の機械に對する反感は非常なもので、機械の打壞しを目的とする Luddite の騷動なるものは度々行はれた。

總べて新發明の爲めに舊式の職人が仕事を失へば其職業を他に轉ずる外に救濟法はないのだが、中年の者は其轉業に困難を感じる。當時新興の事業で成年男工を多く使用するものは石炭坑、鐵工場等であり、鐵道も追々建設されつゝあつた。併し石炭坑の如きは人里を遠く離れた所に村落を開き、労働者は住宅に就いても、日用品の供給に就いても、雇主や小頭杯の力に依頼しなければならぬ爲めに、賃銀がよくても生計は樂でなかつた。當時の坑夫は一種殺伐な氣風を有し、都會の者とは言語までも全く異つて居た。其模様はディズレリの小説 *Sybil* に描き出されて居る。

此等の労働者は早くから組合を作つて雇主に對抗し、ストライキも度々やつた。併し組合は初め地方的で小規模なりし爲めに雇主は容易に組合外のものを入れて之を抑へてしまふことが出來た。そこで罷業者と其以外のものと労働者同志の争が起つて暴行も常に行はれた。又組合は基金に乏しき爲めに腕力を以つて目的を達せんとし、工場破壊や雇主暗殺の非常手段が稀でなかつた。一八三三年四年の好景氣時代には彼等はオーウェンの大傘下に大同團結を作らんとしたが、其計畫が敗れてから、彼等の團體運動は新救貧法反對の旗幟に向けられた。それから不景氣の續く間に其熱はチャーティズムに吸収されて行つたのである。

此に新救貧法といふのは一八三四年の改正法である。英國の救貧法はエリザベス時代からの制度であるが、第十八

世紀の末に院外救済 *out-door relief* の制を始めてから過度の慈善となり、其爲めに却つて貧民長屋の持主に家賃の保證を與へ、又労働者の雇主をして賃銀引下げを可能ならしめる様な弊害を生じて居つた。加ふるに産業革命の過渡時代にありて前記の如き貧乏なる労働階級を發生せしめたから、其等のものは不景氣になれば必ず救貧院の世話になるといふ甚だ不健全な状態に陥り、救貧費も亦年々多くなつて行つた。そこで救貧法改正は天下の大問題となつて、結局右の新法を以つて解決されたのであるが、さて其新法なるものが貧民の側から見ると極めて残酷な制度と感じられることになつた。蓋し此新法はマルサスの人口論に影響されたもので、畢竟救貧といふことは賃銀を最底生活費以下に壓しつけて、賃銀と救済金とを併せて、僅かに労働者の露命を繋ぐに足らしむるだけの效果しかないものだから、老幼又は癱疾で労働の能きぬ様なものゝ外に之を與へてはならぬといふ原則を立てた。夫だから労働可能のもの及其家族を救ふ場合には充分詮議の上で之を救貧院内に收容すべく其等のものゝ得る給養は最低級の労働者の生計以下に置くべしと規定した。是は大體から見ると至當の事であつて、其結果も亦終局に於いては良好であつたが、唯改正の當時にありては彼の手織職工や坑夫等に取つて甚だ不利であつた。従來不景氣の場合に彼等は院外救助を受けて自宅に居ながら生活費の補助を受ける事が出来たのに、新法の下に於いては若し補助を受けんとすれば救貧院に行かなければならぬ。従つて妻子別居しなければならぬ。元來彼等は其生活の墮落したのは國の政治が悪いからだと思つて居るのに、其悪い政治の結果を幾分緩和して居た救貧法まで取上げるとは餘りに非人道的であると恨むに至つた。Cobbettの如き貧民の友は救貧を以つて慈善となさず、英國の労働階級が古來許されたる特權なりとの説を立て、改正法に反對した。夫でも産業界の好景氣なりし間は其反感が鎮まつて居たが、一八三七年以後數年間に亙る大不景氣に遭遇して此問題は再び労働者の中に燃えだした。オストラヤーやステューフェンスが雄辯を振つて煽動したのも此時の事である。

然るにチャーティストは其場に出て行つて宣言した。それこそ議會制度が悪いからである。普通選舉制を行つて貧民の代表者を多數に出すことになれば此の如き惡法は直ちに改めらるゝであらう。元來今の議院法が出来た時の政治運動につき實業家の輩は我等労働者の後援を得て居ながら、一度自ら參政權を得れば最早其上の選舉權擴張を無用なりとし、却つて此惡法を以つて人に強ひんとするのだ。故に労働者は労働者自らの力を以つて先づ議會の多數を制して、これに依つてあらゆる社會的改造を行はねばならぬ。選舉權問題はつまりパンの問題であると。そこで救貧法反對の旗幟を逐ふたものは轉じて熱烈なる普選論者と化し、階級的反感は其の運動に集中することゝなつた。

四 チャーティスト運動の經過

チャーティスト運動の經過は一八三八年から四八年に亙り、尙其衰亡期は五八年に及んで居る頗る長い物語りであつて、其間に複雑なる經緯があり、曲折がある。チャーティストの歴史としては是が詳細を説くべきである。併し本篇の範圍内に於いては事蹟を詳説するよりも寧ろ最初からの論點たる階級闘争としてのチャーティストの意義を明かにするが至當だらうと思ふ。

Fay, *Life and Labour in the 19th Century*. (1920) といふ書にチャーティスト運動の梗概を次の如く説明して居る。曰くチャーティストの歴史は一八三六年より九年に至る準備時代を序幕となし、一八三九年及四二年にこの運動の最高潮に達した時を第一幕、第二幕となし、一八四三年より八年に至る紛糾解體の時代を第三幕となし、一八四八年の最後の騷擾を第四幕の大切とすと。余も二三の詳細なる歴史を讀了した後と同様の觀察に到着したものである。此運動には一張一弛ありと雖も一八四二年までは勃興時代であり、四二年以後は既に衰運に傾いて居た。一八四八年の事件は將に消滅せんとする燈火の一閃に過ぎない。

第一、準備時代（一八三六——三九）

チャーティスト運動の仕事は二つに別れて居る。即ち一方には議會に向つて請願書を出すこと、他の一方には普通選挙権要求の趣旨を宣傳して天下の同志を糾合することである。

倫敦の労働者團體は一八三七年二月に初めてチャーターの六點を議決し同五月六月にラディカル派の代議士と會合して對議會の運動に取掛つた。併しラディカルスは最初から微溫的であつたのみならず、宣傳の機關としても倫敦の同志のみでは力が足らなかつた。然るに其時バーミンガムに大體目的を同じくする所の Birmingham Political Union が組織されて宣傳を開始したから倫敦側から提攜の申込を爲して承諾さるゝことゝなつた。一八三八年になつて雙方の宣傳の結果と從來救貧法廢止運動の爲めに活動しつゝあつた北方の雄將ステイフュンス等の指導に依つて Manchester Political Union 及 Northern Political Union が出來てランカシア及ヨークシアを纏めた。其他スコットランドはバーミンガムの宣傳に依り、南ウェールスは倫敦の宣傳に依つて運動に参加することゝなつた。かくして一八三八年八月バーミンガムの Newhall Hill といふ所で全國大會を開くまでに漕ぎつけた。此大會には北英の代表として O'Connor 及 Richardson が來り、倫敦の代表として Wade, Henry Hetherington, Henry Vincent が來り、蘇格蘭からも代表が來た。バーミンガムの會長たる Attwood が議長となつた。チャーティストの全國聯合は此に成立して宣傳は益々猛烈になつて行つた。此年九月から十二月にかけて尨大なる集會が各地に行はれた。資金は National Rent の名を以つて醸集せられ、翌年三月までに千三百五十磅に上つたが是は當時の運動費として充分なものであつたと稱せられる。而して一八三九年二月四日に愈々正式の人民議會 Convention of People's Parliament を倫敦に開くことゝなつた。是が本舞臺の初である。

此頃北方大工業地の労働者大會は大抵野外に於て開かれ、而かも一日の仕事を終つてから夜に入つて炬火の下に數

千又は數萬の會衆を集めて、熱烈な演説をするのが常であつた。オコンナーは身長六尺の大男で雷の如き聲を有つて居たから此種の場所には最も適して居た。ステューフェンスも有力な宣傳者であつた。彼は Convention の成立する前に不穩の演説をした廉を以つて收監されてしまつた。

バーミンガムの全國大會の出席者の顔觸を見るとチャーティスト運動の外觀の振つて居たに拘らず其内部の一致しさうもないことがよく分る。蓋し倫敦の勞働者が自分等の團體から中産階級を除外して居ながら、バーミンガムの一派と提携したのは矛盾であつた。バーミンガムの會は前にも記した通り一八三二年の Birmingham Political Union の復活であつて、其領袖が中産階級から出て居て之に勞働者の一隊が附屬して居たのである。彼等は選舉權擴張案として Household Suffrage 即ち獨立生計を營むものゝ普通選舉、每三年の議會改選、無記名投票、代議士の財産資格撤廢及俸給制の五點を主張して居たから、是等の點に就て倫敦派と一致することは必ずしも不可能ではないけれども、彼等の重きを置く所は選舉權よりも寧ろ實際の社會政策であつた。アットウッドはニューホールヒル大會の議長として最後の目的は穀物法及貨幣法の撤廢、新救貧法の改正、工場法の擴張にあることを演説して居る。加之彼の最も重要な宿論は實に所謂貨幣法の撤廢即ち金本位の廢止にあつた。英國は大戦後に金本位復舊を行つた爲に物價低落して不景氣を招くのみならず、戰爭中通貨膨脹の際に募集した公債を戦後の通貨收縮時代の徴税に依つて仕拂はねばならぬ。これが商工業者及び勞働階級を抑壓して無能なる資産家にのみ利益を得しむる惡政であり、諸般の弊害の根源であると主張した。彼が銀行家出身の代議士として相當の議論を考へ出したのである。併し此論は一般の勞働者は勿論、倫敦の高等職工にも充分に了解されさうでない。假りに了解されても彼等の感情が之を容れないであらう。當時の勞働者は最早一八三二年の勞働者ではない、階級的に自覺し、階級的に反感を有して居る。彼等は個々の社會政策では満足することが出来ない故に選舉權問題を擔ぎ出したのである。倫敦の領袖にして既に然り、北方の一層低

級なる群衆に至りては何の問題に拘らず、其經濟的不平を發表して革命の烽火を揚げなければ氣が濟まぬのである。ホヴェル氏が Birmingham Political Union は最初からアナクロニズムであつたと批評して居るのは同感である。是故に彼等は貨幣法廢止論を引込ませ、其他の政策論をも後廻しとして普通選舉に全力を集中すべしといふ所までは接近して來たが、其運動方法の問題に入つて忽ち他の諸派と衝突を惹起してチャーティスト運動其者から全く手を引くに至つた。即ち他の諸派は言論派とか、暴力派とかいふて争ふて居ても尙ほ階級闘争的感情に於いて一致して居るが、パーミンガムの指導者には初めから其感情がなかつたのである。

第二、一八三九年の運動

チャーティストの最初の總會たる Convention 即ち People's Parliament は一八三九年二月四日倫敦に開かれ、同六月中パーミンガムに移轉し、七月に再び倫敦へ歸り、八月に解散した。此會合の場所の變更が自ら又全運動の調子の變化を伴つて居る。大體から見れば倫敦では言論派が優勢であり、パーミンガムの中産階級の一派は手を引いたけれども、夫だけ却つて勞働者運動としての氣勢は高くなつて居る。パーミンガムに移つてからは言論派が更に暴力派に壓せられて行つた。而して再び倫敦に歸つた後は最早四分五裂して收拾すべからざる状態に陥り、之に次で暴力時代が來た。

開會の時に於ける人民議會は四十餘人の會合にして、此等の人々は倫敦を初めパーミンガム、マンチェスター、ニューカッスル、ブリストル、其他北英、蘇格蘭、南ウェールスの小都市を夫々代表するものと考へられて居た。併し政治團體としては倫敦、パーミンガムの兩團體に屬するものが牛耳を取つたのは勿論である。此代議員と各地方の選舉區との關係が如何なるものであつたか、又各選舉區は如何にして纏められて居たかといふ組織上の問題はチャーティスト運動の研究上非常に重要な事と思ふけれども、實は何れの著書にも明瞭に語られて居らぬ。金錢上の事も前記

の National Rent といふ語を用ひて資金を募つたといふ外に何の記事もない。兎に角此集つた人の顔觸を見るにバーミンガムの代議員は Collins の外は、ランプの製造家 Salt を筆頭として何れも雇主側の人であつた。倫敦以外の地方はオコンナー、オブライエン、ハーネー、マクドゥアル、フロスト、ウェード等の面々で其職業は新聞記者、醫者、牧師等であつた。地方の小都市の内には中央の専門煽動家を借りて代議員としたのもあつた。此等の事情から推して見るとチャーティストの團體組織は先づ地方的小團體があつて然る後に其代表者を選出して中央本部を作るといふ形式には成つては居たが、事實に於いて其地方的小團體は確定不動のもでなかつたらうと思はれる。尙チャーティストの團體と勞働組合との關係は皆無ではなかつたけれども、決して同一でなかつたことは明かである。此點はチャーティスト黨が後世の勞働黨に比して基礎的に遙かに薄弱なる所以であつた。英國の勞働組合は一八三二年の選舉法改正運動に参加して居り、更に一八三四年オーウェンの下に大同團結を作つた經驗を有つて居ながら、何故にチャーティスト運動に對して熱心にならなかつたのであるか。此問題も今迄の著書には説明されて居ない。Webb, History of Trade Unionism. も之を充分に説明して居ない。

代議員の多くは中年以上の妻帯者で、而かも中産階級に屬するものが多かつたから、外見上平穩であつたけれども London Democratic Association と稱する一派のものは若年にして過激な思想を有つて居た。此會は London Working Men's Association の堅實な態度に満足せざるもの組織した團體で、書店の小僧から出た雄辯家 Harney を中心人物とし、其背後にはオコンナー、オブライエンの二巨頭が操縦して居たのである。會議の劈頭に於ける議題の一は此所謂人民議會なるものが單に普通選舉權獲得の運動を爲すべき機關なりや、又一個の革命政府の本部となるべきものなりやといふことであつたが、是は一部の代議員が、如何に他の一部のものと全然飛び離れた考を有つて居たかを示すのみならず、又彼等が如何に自己の實力を過信して居たかを察せしむるに足る。右の議題の討議に於いて

は革命論者が少数で敗れたけれども、兎に角北方の大工業地の感情は彼等の説を歓迎する状態であつたから其勢力は最初から侮るべからざるものであつた。

チャーティストの請願書の趣意が議會に容れらるべくもないことは最初から明かであつたので、「最後の手段」ulterior measures 即ち愈々議會が普通選舉權を拒絶した時に如何なる態度を取るべきかといふ問題が提出された。此問題は差向き必要でないといふ理由に因つて一時延期されたけれども、所謂言論派と暴力派の争ひは既に表面に現はれて來た。ハーネー等は別に會合を催して武裝の必要を絶叫した。彼等は流血の外現狀打破の方法はないといつた。そこで此直接行動の方向に進むことを好まぬ人々は早くも同盟を脱することゝなつた。中にもパーミングムの一派はチャーティスト運動を見離して故郷に歸り、後に至りてパーミングム市の當局者として騷擾抑壓の役目を務むるの奇觀を呈することゝなつた。

かゝる間に政府の監視は漸く嚴重となり、特に倫敦の高等勞働者階級は人民議會に對して多くの同情を有せざることゝ明瞭になつて來たから、彼等は其場所を移轉するの必要を感じ、六月中にパーミングムへ移つた。請願書はアットウッドの手を以つて七月中に議會へ提出する運びになつた。此時までに署名の數は百二十萬に達せしむることが出來た、此數は決してチャーティストの組織的運動に参加するものゝ數と看做すことは出來ないけれども、勞働者間に於ける其運動の人氣を推測するには足るであらう。

パーミングムへ移つてから愈々「最後の手段」を議することゝなつたが、是は猛烈な宣言書の形式を以つて發表された。其手段は九箇條に分れて居た。

一、全國の黨員は本部の要請の下に各自の銀行預金を總て引出す覺悟ありや、又各自の銀行券の兌換を要求するの準備ありや。

二、本部が「神聖なる一ヶ月」A Sacred Monthを必要とするの決議を爲したる場合に總同盟罷業を爲し、且其間禁酒を爲すの覺悟ありや。

三、家賃及租税の支拂を拒絶するや。

四、各自武裝して父祖の傳へたる憲法上の權利を擁護するや。

五、總選舉に於いてチャーティストの候補者を援助するや。

六、チャーティストの小賣店のみと取引するや。

七、總ての反動的煽動に抵抗するや。

八、反對新聞紙を購讀せざることに決定するや。

九、本部の多數を以て決したる事を遵奉するや。

併し所謂暴行派の首領たるオコンナー、オブライエン等は最初より流血革命を賭するの覺悟ありしにあらざして、寧ろ武裝を以つて政府及議會を脅威する時はそれのみにて目的を達すべしと見込んで居たものらしい。其證據には彼等は平生から婉曲な語を以つて遠廻しに武裝を勧めたばかりであつて、いざといふ場合には決して極端なる主張をしなかつた。全國に於けるチャーティストの運動は如何に猛烈であつても、是が比較的少數の絶望的運動である場合には彼等の洞喝政策は固より效を奏すべき筈がないのである。人民議會は先づ九箇條の手段中最緩慢なる銀行の取付といふ手段は一八三二年の選舉法改正運動に際しプレスが主唱した案であつて、中産階級が實行する場合には確かに有力であるけれども、貧乏な労働者の仕事としては無効であること論を俟たない。特に此等の手段が實際に何程行はれたか、何れの著書にも記してないのを見ると、チャーティストの地方に於ける組織は甚だ不完全だつたと推測せざるを得ない。

併し此間に人民議會の内部の意見は著しく分裂して言論派の多くのものは脱退し、又地方に於て革命熱を鼓吹したものは多數に捕縛された。バーミンガムでは Bull Ring といふ廣場で民衆と警察との衝突が起つて死傷者を出し、人民議會の幹事たるテヴェットは當局の取締に對する反駁の檄文を散布したとの理由で收監された。ラヴェットの收監が運動全體の大打撃であつたことは言ふまでもない。

かゝる間に議會にては七月十二日に愈々請願書の趣意を議すべき全院委員會の開設を提議せられたが、提案者たる Atwood の態度は微温的であり、政府の代表者たる Lord John Russell の答辯は強硬であり、保守黨側の Disraeli の演説は時勢の觀察として面白く且チャーティストに對する同情ある言であるけれども是も要するに反對論であつた。大體に於て議會は七月の蒸熱の裡に眠氣半分に此案を片付けてしまつたといふ状態である。

そこで人民議會は愈々「最後の手段」として斷乎たる決議をしなければならなかつたのであるが、實際に於ては主たる代議員の多くが收監されて居り、暴力派の頭目たるオコンナー等は生残つて居たけれども、此場合に武裝的反抗を爲すの勇氣なく、又一般同盟罷工の不可能なることを知つて居た、當時工業界は非常の不景氣であつたからチャーティスト黨に屬する労働者は既に失業して居るのが多く、幸に失業を免れた方面で労働組合の組織を有するものはチャーティストの罷業杯に参加することを好まなかつた。夫でも此時バーミンガムから再び倫敦に歸つて居た所の人民議會は何か決議をせずに居られないといふので一般的同盟罷工を宣言したけれども、其時決議に加はつた代議員の數は僅かに十九名であつて、其内反對者が六名であつた。地方黨員の信用は既に地に墜ちて居たのみならず、眞面目に暴力革命を主張した人々は本部を去つて夫々實際運動に取掛つたのである。蓋し此場合に彼等の爲し得ることは其他になかつたであらう。

果然團體的騷擾は十一月に入つて南ウェールズのニューポートに起つた。團體の隊長は曾て同地の公職にあつた

Frost で、之に随ふものは炭坑夫數千人であつた。彼等は夜中に山間の本據を發して夜襲を行ふ作戰を取つたが、手順が遅れた爲めに夜明けて後に町に達し、守備兵の射撃に遭つて潰走したのであつた。彼等は前の指導者 Vincent が獄中にあるのを救出すのだと號して居たが、實は全國に騷擾を起す所の大計劃を爲すものがあつて、先づ其烽火を揚ぐる爲めに此行動を爲したのだといふ説がある。Urquhart といふ前土耳古駐在外交官の説では倫敦バリーミントン等にも作戦の中心があつて、總計十二萬の兵を動かすことが出来る様になつて居て、武器彈藥は露國軍艦から供給する筈であつた。英國人の指導者は波蘭の亡命客 Beniovska の操縦する所となつて露國の陰謀に引込まれたのだといふ。ホヴェル氏は此説を全然信するではないが、兎に角何か各地一齊に蜂起する計劃があつたと推定して居る。ウエスト氏は夫程の大計劃はなかつたと考へて居る。

南ウェールズの騷擾で十四人の死者と、五十人の傷者を出し、フロスト以下百二十五人が捕縛された。之に次いで各地に小さな騷擾が起り總計五百人の罪人が捕縛された。一八四〇年の春には Stephens, O'Connor, O'Brien, Lovett, Collins, Richardson, Vincent を首として重なる指導者は悉く獄に下り數箇月間チャーティスト運動は全く鎮壓せられてしまつた。要するに一八三九年の運動は知識經驗ある倫敦の高級勞働者の秩序的計劃に始まりバリーミントンガムの中産階級との提携に依りて全國的大運動となつたけれども、其 rank and file の大部分が北方大工業地の絶望的なる窮民より成りし結果として黨内の人氣は次第に言論派から暴行派に移り行き、指導者の分裂を來たしたのみならず暴行派と稱するものも革命に對する何等の準備なかりし爲めに、無組織なる小暴動を以つて終を告げた。此運動の失敗の主たる原因とし指導者中に O'Connor の如き利己的煽動家の存在せしことを擧ぐるものもあるけれども、抑々此種の人物の野心を逞うし得る所以は、元來運動に参加するものゝ大部分が低級にして秩序的運動の必要なるを理解せず、且彼等の間に根底ある組織を有せざりしに歸すべきである。尙此大運動に關して流血の慘事を惹起するこ

と比較的少かりし一半の理由は時の政府が名將 Sir Charles Napier を北部駐屯軍の總司令官となし、寛嚴宣しきを得たる取締を爲したることだといはれて居る。Napier の傳に依れば彼は名門の出にして保守黨に屬するも當時の勞働階級の困難に對して多大の同情を抱いて居つた。

第三、一八四二年の運動

チャーティストの第一回の運動は瓦解に歸したけれども、勞働階級の不平を治むべき事件は何もなかつた。經濟界の景氣は一時恢復の徵ありしも間もなく再び沈滞に陥りて失業者の群は救はるべくもなかつた。チャーティストは陣容を新たに於て徐るに活動を開始した。其結果が一八四〇年七月マンチェスターに於ける National Charter Association の成立となり、一八四二年五月大請願書の再提出となり、同八月の騷擾となつたのである。此度の運動が一八三九年の運動と異なる所は前回に比して黨の内部組織が多少進歩したこと、指導者の色分けが一層明瞭になつて O'Connor が總指揮官となり、階級的反感の最も濃厚なる北方大工業地に本據を据えたこと、同目的を有する中産階級の運動はチャーティスト黨の外部に行はれたことであつた。併しチャーティストと勞働組合との連絡を缺き、同盟罷工を以つて上流階級を脅威せんとの政策を失敗に終らしめたことは前回と同一轍であつた。

National Charter Association の組織された時に其創立に参加したものは各地方團體の代議員であつたが、此時地方團體は前回に比して多少組織的のものであつたらしい。下級組織の必要は前回の失敗以來痛切に認められ、前に暴力猛進を主張した Harney の如きも盛に團體組織の重要を説いた。其他當時獄中であつた Richardson, O'Connor, Lovett 等も各組織に關する自案を持つて出て來た。新人物 Arthur O'Neill はバーミンガムに Chartist Church を設立し、Thomas Cooper (1805—1892) はレンスターに Shakespearian Association of Chartists を組織し後の救世軍の如き分隊組織の下に教育及訓練を行ひ、Lovett は出獄後 National Association for Promoting the Political

and Social Improvement of the People を作つて學校及俱樂部を設け教育及娛樂の中心とした。

此の如き形勢であつたからチャーティスト黨の本體たる National Charter Association も最初から組織問題に力を注いだ形跡がある。即ち會員は入會の時二片を拂つて會員證を得、其後毎週一片を拂つて會の經費に充つるものとし、其會費の取立最下級の團體たる class が其任に當り、更に之を ward に於て取纏め、其上に town の理事會を置く。全國總本部は五人の Executive 及各一人の Secretary 及 Treasurer を置き一定の俸給を與へる。此組織は眞の黨員と單なる雷同者とを區別し、黨員の輿論を中央に反射せしめ、中央の方針を地方に傳ふるに於て効果を擧ぐべき筈であつた。一九四一年末に localities 即ち支部の數は二百八十二、會員の數は一萬三千に達し、一八四二年四月には會員數五萬に達した。請願書が議會に提出された時その署名數は三百萬、會員の數は十萬と號した。併し實際には會員の數は之よりも遙かに少く、規律的に會費を拂込むものゝ數は更に少かつたらしく、四百の支部中本部に納金するものは二百三十に過ぎなかつたといふ事實がある。

National Charter Association が創立された時はチャーティストの大頭目は尙多く獄中であつたが、Lovett 及 Collins は一八四〇年七月、O'Connor は翌一八四一年八月に出獄し、其他のものも續々再舉に加はることゝなつた。併しオコンナー一人が漸次勢力を得て他のものは皆會から遠ざかる様になつた。其原因の主たるものは彼の飽くことなき名譽慾權勢慾にあることは諸書の一致する所であるけれども、抑々彼が低級なる煽動法に依つて其目的を達し得た根本原因はやはり彼の人物が當時低級なる勞働者の人氣に投じたと判斷せねばならぬ。オコンナーは愛蘭の名家に生れて大學教育をも受けたけれども其學識に於いては獨學自成のラヴェットに及ばず、社會改造の熱誠はあつたに相違ないが、兎角自己の野心が先に立つ様な人物であつたらしい。之に反しラヴェットは誠實にして思慮深きも稍一本調子の神經質な男で、熱狂した民衆の先頭に立つべき素質を缺いて居たらしい。尙その上にラヴェットは一八三九年

の失敗以來民衆教育の必要なることを深く感じてチャーティスト運動を一の政治運動とするより寧ろ教育運動と爲さんとの態度を取るに至つた。彼が獄中に執筆した *Chartism* と題する一書は明かに此傾向を示し、出獄後に設立した *National Association for Promoting the Political and Social Improvement* は前に記した通り教育社交の機關であつた。而し彼は由來プレス之感化を受くこと深くして中産階級と協力するの有利なることをも認めて居た。此傾向はオコンナー及彼の一派から見ればチャーティストを墮落せしむるものであるから、彼は之を中産階級の攪亂策に出づると誣ひて惡辣な攻撃を加へた。夫が爲めにラヴェットの一派は *National Charter Association* に遠ざかり、相攜へて後に述ぶる所の *Complete Suffrage Union* に参加するに至つたのである。オコンナーが勢力を有した一原因は彼が *Northern Star* の經營に成效したことであつた。チャーティストの新聞雜誌は他にも多くあつたけれども、何れも長く續かなかつた中に此新聞のみは商業的大成效を爲し、一八三七年より引續き十幾年間全國勞働者の讀物となり、一時は六萬の發行部數を占めたと稱せられた。彼は此新聞を以つて自己廣告を爲し、又他の首領を中傷とする手段となした。一八四一年中信頼すべきチャーティストとして自分一派の八十七人の名を發表した如きは其最も横暴なる一例である。又彼は言論派の雄なるラヴェット等を排斥した。オブライエンは彼と同じく愛蘭の大學出身者で彼以上の學識を有し徹底せる社會主義者であり、階級闘争論者であつて且一八三九年には終始一貫して歩調を共にしたのであつたが、オコンナーが一八四一年の總選舉の際に自由黨よりも寧ろ保守黨を助くべしと言ひ出した時に争論して以來仇敵の如くになつた。併し強ひてオコンナーを辯護して見れば彼は主義の上からいふて必ずしも社會主義者でなくして寧ろ小農本位の主張者たりしことは後に述ぶる所の彼の土地計畫に依つても知らるゝ所であり、又彼が活動の本據たる北方大工業地の輿論は以前から *Oastler, Stephens* の如き保守黨系の人物に指導されて居り、其チャーティスト運動も實はラディカルの正反對なる新救貧法改正や工場法制定運動の變形したものであつた。

此の如くにしてオコンナーの掌中に入った所の National Charter Association は益々中産階級のラディカルスから離れて行つた。其一の著しき事實は自由貿易論者即ち穀法撤廢運動との反目である。此運動は一八三九年最初の人民議會の創立と相前後して起り、徳望に於いてチャーティスト領袖の遙かに及ばざるコブデンの如き人物に指導せられ、組織に於ても資金に於ても優勢であつた。穀法撤廢運動の手段はチャーティストと同じく公開演説や檄文の配布や請願書の提出であつたから、街頭に於ては相互に競争の位置に立つたのである。併し主義に於てチャーティストが自由貿易に反對すべき否やは一の問題であつた。穀法撤廢は實業家が地主貴族に對抗する運動であると同時に、食料の價格を安くして労働階級の生計難を救はんとする運動である。故にそれだけの點から見ればチャーティストは自由貿易に賛成すべき筈である。併しながら實業家は労働者に取りて直接の抑壓者であるから感情の上からいへば之と同することは困難である。夫のみならず、理窟を付けていへば食料の價格が安くなれば賃銀も亦安くなるから其結果は實業家にも有利にして労働者には差引同じこととなる。オブライエンの如きは穀法の撤廢は農業の衰頹を來らし、田舎の労働者を都會へ逐ふから工業労働者の生計は益々困難になると教へた。結局穀法撤廢其者が労働者に有利なるや否やに於いて意見は一致しなかつたが、實際上の策略としてチャーティストに來るべき民衆の注意を他に割かるゝは不利であるといふ理由の下に徹頭徹尾反對することになつた。チャーティストは穀法撤廢同盟の集會に行つて野次を飛ばして妨害をするのが常例となり、其記事は労働者の勝利なる標題を附して Northern Star 紙上に現はれた。又穀法反對者とチャーティストとの公開討論が到る處に催され、一八四四年には雙方の總帥たる Cobden と O'Connor とが自ら陣頭に立つて一騎打を爲すに至つた。プレースは普通選舉の如き前途遼遠の問題を取扱ふ前に先づ穀法撤廢運動に加勢して實際上の効果を擧げよと勧めたけれども、其説は階級的反感に激するものゝ耳に入るべくもあらず、ラヴェットさへ之を聴かなかつた。

當時階級的反感の極端に走つて居たことを一層適切に示す所の事實は一八四二年に於ける Complete Suffrage Union の失敗であつた。此團體はバーミンガムの穀法反對同盟の一派が兩階級の和睦 reconciliation を計るの趣意を以つて始められた。其中心人物は Joseph Sturge (1793—1859) といふ製粉業者で誠實に勞働者の運動を助けんとしたものであつた。此運動は一方に John Bright と Francis Place を引付けたと同時に他の一方には Lovett, Collins, O'Neill, Vincent 等一流のチャーティストを網羅し、O'Brien なども参加せしめた。彼等はチャーターといふ名義の他は所謂六點を悉く容れて議會に請願書を提出することになつた。併し此一派に加はつた所のチャーティストは隊長ばかりで兵隊がなかつたから、オコンナー等の側では Complete Suffrage は Complete Humbug のみと豪語して之に應じなかつた。彼等の請願書は National Charter Association の請願書と相前後して議會に送られたけれども、後者程の注意さへ惹かなかつた。是は一八四二年春の事であるが、其後騷擾が起り、更にそれが鎮まつてからスターヂは再び兩階級の和睦を主張したが、其集會にはラヴェットもオコンナーも共に中産階級の術策を攻撃した爲めに計畫は全敗に歸した。

かくして National Charter Association は資金の缺乏に拘らず、兎に角三百萬の署名を集めた大請願書を作つて一八四二年五月に議會へ提出した。請願書の巻物は六哩の長さであつたといふが、之を三十人で擔つて行つた。其前には幾百の黨員列をなして示威的行進を行つた。さて議會にありては請願書の提出された翌日 Thomas S. Duncombe (此人は一面に社交界の花形でありながら他の一面にチャーティスト及勞働組合運動の有力なる後援者であつた) に依つて請願者を喚問すべしとの動議が提出された。之に對して自由黨の Macaulay は普通選舉制の尙早を唱へ、ラディカルの Roebuck は賛成論を述べた。併し Roebuck も請願の趣意には賛成しながら請願者たるオコンナー一派の人物には反感を有して居たので其演説中に彼等と呼んで「惡意ある卑怯の煽動者」といふて居る。此語が

反對論者に逆用された爲めに討論はチャーティストに取りて甚だ不利となつた。勿論何人が出てても當時の議會に此案の容れらるべき形勢はなかつたので、結局二百八十七に對する四十九票の少數を以つて否決せられた。

議會に右の討論があつてから間もなくランカシアの各地にチャーティストの小會が開かれて第二の手段を議したが、多くは總同盟罷工に依つて労働階級の滿腔の不平を發表せんとの説に一致した。然るに八月に入つてからランカシアを中心として、グラスゴウからバーミンガムに至る大工業地全部に賃銀値下反對の同盟罷工が續發し、中には蒸汽機關のプラグを抜いて工場の運轉を止めんとする陰謀が廣く行はれた。チャーティストは勿論此機に乗じて經濟上の不平を政治上の不平に結付くべく努力した。National Charter Associationの幹部はマンチェスターに集りて普通選舉權が國法となるまでストライキを止むべからずとの大々の決議を爲した。併し實際に於いてチャーティストと労働組合との間に連絡なく、且各地労働組合相互の連絡も極めて不完全であつたので、到底統一ある行動は取れなかつた。鑛山の坑夫等が平生から怨を抱く所の商店を掠奪し、又は市街に火を放つて氣勢を擧げたる後、隊を組んで都會地に繰込み各工場を巡歴して職工の罷業を迫り、聽かざれば暴力を以つて工場を破壊し、又工場の職工が之に應じて場外に出づるときは相結んで更に大なる一隊となつて次の都會に繰込むといふ状態であつた。八月中旬から九月へかけて此種の騷擾は到る處に爆發したが結局罷工者は何の得る所もなくして再び仕事に歸る外はなかつた。此時の暴動の事實は *Carnage* が明細に記して居る。又其掠奪、放火、進軍の光景は小説 *Sybil* に物凄く描き出されて居る。

此間にあつて最も不可思議なるはオコンナーの態度である。彼は平生暴動も亦辭せざる口吻を以つて民衆を煽動しながら實際暴動の起つた際には自ら其首魁たることを避けて却つて之に捲込まれたる同志を攻撃して居る。之が爲めに全黨の足並が亂れたことはいふまでもない。併しながら何人が出て來ても此無組織の群衆を率ひて事を成すの不可

能なることは是亦明白である。

第四、一八四八年前後の運動

チャーティストの大活動が行はれて大請願書の議會に提出されたこと前後三回であつて、其年は一八三九年と四二年と四八年である。四二年の大事件は前記の通りであるが、其時から四八年までの間に六年の長日月がある。此間チャーティストは何を爲しつゝあつたかといふに、全く眠つて居たのではないが實は甚だ振はなかつたのである。後の學者がチャーティズムは一八四二年に最高潮に達して其後は衰退期に入つたと觀察するのは正當だと思はれる。由來チャーティストの階級的反感は經濟上の窮乏に基いて醸成されたのであつた所が、一八三八年から引續いて居た不景氣は四二年に一段落を告げて四四年四五年頃は一時頗る好景氣になり、鐵道の建設、炭坑の開發、綿業工場の新設擴張が盛に行はれ、失業は減少し、賃銀は増進したから、その經濟的背景が著しく變つて來た。勞働者中でも智識及資力の比較的優れた高級職工は無謀なる政治運動を去つて堅實なる勞働組合の建設に力を盡すことゝなつた。消費組合運動も亦此時を以つて復活の時期に入つた。而して從來チャーティストが頼むに足らずと看做した所の政府及議會は漸く其態度を變じて新救貧法の實施上に緩和手段を取り、工場勞働の状態も改善せられ、穀法撤廢も一般に傾聽せらるゝことゝなつた。一八四五年の末にはチャーティストの大會に於いて穀法撤廢運動に反對せずとの決議を爲さねばならぬ様な形勢になつた。是に依つて彼の階級闘争の鋒先は鈍らざるを得なかつたのである。

併しながら一八四二年の運動の中心となつて居た所の National Charter Association は兎に角繼續されて居た。オコンナーは總ての同輩を排斥して黨内唯一の指導者となつて居た。會員の數は少くなつても會費の徴收は行はれ、幹部の組織も立直されてあつた。併し外部の形勢前述の如くであつたからチャーティストも普選の主張のみで立つこととは不利なりと悟つたらしい。オコンナーの機關紙たる Northern Star は一八四四年リーズから倫敦に移轉すると

共に其名を Northern Star and National Trades Journal と改め、Trade Unionism の方面に勢力範圍を擴張せんと企てた。併し當時新興の労働組合は普選運動に興味を有たなかつた故に其企ては成功しなかつた。此時期に稍チャーティストの面目を維持したのはオコンナーの土地會社であつた。此會社はチャーティスト會員から一週三片づゝの贖金を爲さしめて一株二磅十志に達せしめ、其資金を以つて土地を買收し、會員中の少數者を移住せしめて漸次自作農の地位に達せしむると共に、尙會社の利益金を以つて他の土地を買入れて新村を立て、結局全會員を裕福なる小地主とする計畫であつた。此計畫は勿論數字上の誤算に基いたものであつて左様な都合の好いことは實際に於いて不可能なること明かである。併し實務に經驗なき多數の労働者は之に参加して一八四七年に兎に角資本金十三萬磅の會社を成立せしめるに至つた。第一の村は首魁の名譽慾を満すべき O'Connorville の名を以て呼ばれ、其他に四箇所の村を同時に設けた。此等の村は移住者の生活をすら安易ならしむる能はずして二三年の後に悉く解散されたのであるが、兎に角一時の人氣を繋ぐことが出来た。尙此時期の出来事として著しいのは一八四六年 Ernest Jones (1819—1893) といふ英國貴族出身で伯林に生れた階級闘争論者のチャーティストに加はつたこと、並にオコンナーが一八四七年の總選舉にノッティンガムの選舉區で當選したことである。此等も多少チャーティストの頽勢を挽回する効果があつたことと思はれる。

そこで一八四八年の大活動が如何にして突如として起つたか。其前年には Lord Shaftesbury の十時間労働法が通過し、更に前々年には Cobden 穀法撤廢案が通過し、上下の階級間の意思の疎通も漸く熟し來たつた此時に、何うしてチャーティストの大爆發を見たか、其説明としては經濟界の再び不況に陥つた事實を挙げねばならぬ。併し僅々二三箇月の間に大なる請願書が出来上り、革命的氣分を全英國に漲らしめた理由の主なるものは何であるか。余の觀る所にては大陸の形勢特に佛國の二月革命が與へた思想上の影響である。佛國では十八世紀末の大革命を以つて封建制

度を打壊し、一八三〇年の革命でブルジョアの王國を打立て、一八四八年の革命に至りてプロレタリアの勢力が著しく現はれて來た。此時 Louis Blanc の主張の下に幾多の國立工場 ateliers nationaux が設立されて、失業者に職を與へたことは有名な史實である。而かも獨逸の科學的社會主義者たるマルクスやエンゲルスは既に其國際的活動を開始して此年の一月に『共產黨宣言』を發表するまでに進んで居つた。而して彼等とチャーティストとの間には連絡といふ程の者は無かつたにしても同情は確かにあつた。一八四五年オコンナーが白耳義の小農視察に行つた時にブラッセルに亡命中の獨逸社會主義者と意見を交換し、彼等の論文は屢々 Northern Star 紙上を賑して居た。エンゲルスが一八四七年中にマルクスに贈つた手紙にオコンナーを激賞したといふ事實もある (West. p. 236)。且前記の新指導者 Jones は獨逸生れで大陸の革命熱を英國に傳へるに都合の好い人物であつた。

此の如き次第で佛國の二月革命のあつた翌月にグラスゴウ、マンチェスター等に騷擾が起り、四月初には早くも倫敦にチャーティストの大會が開かれ、各地から四十四人の委員が集まつて運動法を議し、六百萬の署名ありと號する大請願書は同月十日を期して議會に提出さるゝ運になつた。此時にもチャーティストの團體は夫々隊を組んで倫敦市外の Kennington Common といふ廣場に集り此に勢揃をして大舉してウェストミンスター議事堂に赴く豫定であつた。特に此度の大會は單に請願書の提出のみを以つて満足せず、若し請願の容れられざる場合には自ら國民議會 National Assembly を起し、チャーターの國法となるまで解散せぬといふ決議をして居る。外形に於いては前回の運動よりも遙かに革命的であつた。

英國の朝野は此舉を聞いて大に驚き、政府は大々の準備を以つて此形勢に處することゝなつた。當時自由黨が内閣にあつたけれども、保守黨の首領ウェリントン公が軍隊の首長なるを以つて此人を衛戍總督となし、正規兵は總動員を爲して何時でも出動し得る様に倫敦市中の要所に配置せられた。其他に十七萬の志願巡查を募つて市街警戒の任に

當らしめ、民家は戸を閉して萬一に備へた。地方の諸都市も同様に警戒せられ、北方大工業の中心たるマンチェスターには兵力を集中して嚴重の警戒をなし恰かも戒嚴令を布いた様であつたといふ。

併し四月十日は意外にも大事件なくして過ぎた。ケニングトン廣場の大會は僅かに二萬の野次馬を集めたに止り、行列は禁止されたるも反抗運動を起すことなく、請願書は唯三の馬車にて議會に運ばれた。請願書の内容も後に議會にて調査して見れば、案外貧弱にして署名の數は二百萬に達せず、而かも其内多くのものが、同一の手蹟であつた。又署名の内には戯れに著名な人物の名を列ねたのも少くなかつた。要するに此時の事は總て急速に運ばれた未熟の計畫であつたことが立證されたのである。地方に於いても多少の騷擾はあつたけれども一八四二年の騷擾とは比較にもならない輕少なものであつた。是もチャーティズムの人氣の非常に衰へた證據である。

一八四八年以後のチャーティストは頗る不振の内に徐々に衰亡した。National Charter Association は尙十年間存続したがオコンナーは發狂して貧苦の裡に死し、ジョーンスが之を承いで運動を指揮したけれども年々に革命熱が亡びて平穩な政策が人心を支配するに至つたことは彼自身の記する所である (Stosson. p. 189)。其他ラヴェットは普選と共に税制改革を唱へ、オブライエンは土地國有論を普選に結付けんとしたけれども何れも振はずして逝つた。選舉權擴張の主張は却つてラディカルスの手に移つてジョン・ブライト等の所謂 Little Charter 即ち獨立生計を基礎とする普選論となり、一八五二年には既に自由黨政府の總理ラッセル卿自身が今こそは平靜に選舉權問題を議すべき時期に達したと公言する様になつた。

五 チャーティズム衰亡の原因

チャーティスト運動に關する諸書の末章には必ず此運動の失敗なりや否やを論ずるの例になつて居る。此問題を別

の語でいへばチャーティズムの英國史上に於ける位置といふことになるので、是は勿論重大なる問題に相違ない。併し本篇は階級闘争としてのチャーティズムを論じて居るのだから、其立場から見れば一層重大な問題が他にある。それはチャーティズムが何故に其主張を貫ぬくことなしに亡びたかといふ問題である。蓋しチャーティズムは一八三八年以來十年に亙りて階級反抗の熱を昂めたること既記の如くなるに拘らず、一八四八年以後には殆ど衰滅に歸して恰かも世に忘れられたるものゝ如く、而かも之に代るべき階級運動は一八八〇年代に獨立労働黨の起り來るまで全く見ることを得なかつたといふ事實があるので、是は階級闘争の本質を究むる上に頗る重要な點といはねばならぬ。是故に余は此に右に述べたる第一の問題を簡單に説明して、然る後第二の問題を稍詳しく論ずるであらう。

第一チャーティスト運動は失敗なりしや。此問題に對して一應然りと答へなければならぬ。何となればチャーティターの要求は彼等の運動の繼續する間毫も耳を傾けられずして、却つて其運動の閉塞した後に至りて漸次に立法の上に現はれて行つた。即ち一八四八年の騷擾を去ること數年ならずして自由黨政府自ら之を實際問題として取扱ふに至りたることは既に述べて置いたが、其後自由黨の首領グラッドストーンも保守黨の首領ディズレリも共に選舉權の擴張を必要なりとして其立法に盡力することとなり、終に一八六七年及一八八四年の法律に依つて都鄙共に獨立生計を基礎とする普通選舉法が實行せられ、最近一九一七年に至りて成年男子の普通選舉を認め且婦人選舉權までも行ふこととなつた。其他チャーティターの六點は漸次認められて法律となつたのである。而かも何故に中産階級が一八四八年以前に於てチャーティストに同意しなかつたかといへば、其主たる原因は彼等の主張が階級闘争の感情に激して居たからである。議會内のラディカルスでも、バーミンガム派のチャーティストでも、又 Complete Suffrage 主張者でも普通選舉其者に對して主張を同じくして居ながら、チャーティストと協同することの出来なかつたのは實に此障害ありしが爲めである。早く普通選舉法を成立せしむるといふ立場から見ればチャーティストは中産階級中の同論者と提携すべ

しと唱へた所のプレースの意見が最も當つて居たのであらう。此點に於いて一八四二年の請願書が議會に出た時のロバックの演説(前出)は意味深きものである。併しながらチャーティストの本来の目的は普通選舉よりも寧ろ經濟政策の根本的變革にあつたのだから、彼等の運動の効果も亦此方面から觀察しなければならぬ。自由放任主義が一世を風靡した時に當つて産業革命の社會的惡影響の如何に大なるかを天下に訴へたものは實に彼等の痛烈なる叫びであつた。個々の政策としても工場法や、穀法撤廢や、新救貧法の實施に關する緩和手段が續々事實となつて現はれ、之に引續いて都市の衛生や、住居や、學校及教會の設備の如き重要な社會的施設が爲政者の熱心なる注意を集むる様になつた。此等は勿論チャーティストのみの影響でなくして、舊貴族の溫情的傳統や、新富豪の社會的責任の自覺にも因るのであるが、其古き傳統の復活と新しき自覺の喚起されたことが是亦一部チャーティストの階級鬭争的運動に對する反響と見るべきである。一代の思想の文章に表はれた所を見てもカーライル及ミルの論文、ディズレリ、キングスレー、ディケンズの小説は皆チャーティストの刺戟を受けて居る。此等の人々の思想は決して一部の學者青年の間で一時的流行を來したのではなくして實に當時の最も有力なる政治家實業家の心裡に深き反省を生じたのである。さればチャーティスト運動が夫自身成效しなかつたとしても、少くとも問題の提出者として功績を遺したことは疑を容れない、貧慾にして専横なる貴族富豪に一種の脅威を感じせしめて其態度を一變せしめた點から見ればチャーティストは廣き意味の階級鬭争に勝つたともいへるのである。

尙チャーティストが後代に遺した功績の一是勞働者の教育であつた。無學なる勞働者の間に始めて新聞紙を普及せしめ、憲法政治の何者たるかを知らしめ、内外の時事問題に對する興味を喚起し、尙其上に多少の團體的訓練を與へたものはチャーティストであつた。唯多くの指導者は其教育上の任務を自覺しなかつた爲めに其言論過激となり偏狹なる思想を傳播せしめたといふ缺點はあるが、併し又一部には一八四二年以後のラヴェットの如き意識的に勞働者教

育を目的としてチャーティズムの宣傳を行つたものもある。大體からいへばチャーティストは教育を後にして制度の改革のみを急ぐ所の謬見に捕はれて居たけれども、其結果は意外にも勞働者の教育となつたのである。此時に當つて若しも早く普通教育機關が完成せられ、眞正なる成年者教育 *adult education* の運動が起つたらば更に善き効果を收め得たであらう。

さてチャーティスト運動の功過は右の如くであるが、此問題よりも一層多く吾人の研究を必要とするものは最初に提出した所の第二問題である。即ちチャーティスト運動は何故に一八四八年以後に衰頹したるかといふことである。

衰頹の原因に就いて種々の説がある。第一に此運動は適當なる指導者を缺いて居た。ラヴェット以下 *London Working Men's Association* の一派は智識に於いても政治運動の經驗に於いても最も優れて居たけれども、彼等はオコンナーの爲めに排斥されて運動の圏外に出されてしまつた。是は確かに不幸であつたに相違ない。併しながら最初倫敦に起つた運動が、バーミンガムに轉じ、一八四二年にマンチェスターを中心とするに至つた如く、チャーティストの智識の中心は倫敦にあつても、其原動力たる感情は北方大工業地に燃えて居たのである。一八四二年の *Sturge's Complete Suffrage* が倫敦派の粹を集めて見ても、是は將校のみにして兵卒を得たことにならなかつた理由は、數に於いて北方が重心なりし爲めである。即ちチャーティスト運動は北方の人氣を集むるに依つて始めて天下の視聽を聳動することを得たのである。故に北方の人氣に適した所のオコンナーの勢力を得たのは當然であつた。缺點は指導者よりも寧ろ *rank and file* の無智なるにあつたといはねばならぬ。

次にチャーティスト黨の組織の不備なりしは一大缺點にして是は彼等自身が一八四二年の運動の當時に深く考慮したことであつた。運動の統一を缺いたのは之に原因して居る。併し元來政治運動にして資金あるものは幹部の組織さへあれば、之を宣傳機關として外部の民衆を操縦することも出来るが他に資金を得るの途なきものは一般黨員の堅固

なる團結を必要とするのである。而して一般黨員の團結といふことは黨員たる人々の團體的經驗がなければ不可能である。チャーティストが無識にして貧窮なる當時の勞働者を率ひて此至難の事業に當つたのは寧ろ驚歎すべきであらう。唯此に問題とすべきはチャーティストと勞働組合との關係である。彼等が最後の手段 *ulterior measures* の一として總同盟罷業を敷へながら、曾て勞働組合との提携を計らなかつたのは寧ろ不思議である。晩年にオコンナーが其機關紙を此方面に用ひんとしたのは既に機會に遅れて居た。併しながら政治運動と組合運動との分離は一八三四年オーウェンの大同團結の時から胚胎して居るので所謂大勢の熟せざるものがあつたのであらう。兎に角當時にありては組合運動の衰へた時に政治運動が起り、政治運動の衰へた時に組合運動が起るといふ如く兩者は並行せずして交替して居る。之を現今の英國勞働黨が幾百の勞働組合の聯合の上に基礎を置いて居ると比較すれば非常の相違である。而して此點に就いては從來チャーティストの歴史家も勞働組合の歴史家も充分の説明をして居らぬのは甚だ遺憾である。

第三にチャーティスト運動の缺點として擧ぐべきは思想の不統一である。現今の英國勞働黨にはフェビアン風の漸進的社會主義があり、ロシアの共產黨にはマルクス風の社會主義があるけれどもチャーティストは此の如き大きな思想的背景がない。唯普通選舉權の獲得といふ立法上の主張を有したのみである。而かも彼等は參政權の獲得を以つて運動の終局の目的とせずして單に手段と考へて居た。そこで彼等は其參政權を得た後に何を爲さんとするかといふ問題を當然生じるのであるが、實は此點が甚だ漠然として居る。重なる指導者の立場を見るとラヴェット一派はラディカルの影響を受くること最も多くして教育の民衆化に重きを置き其餘は勞働者個人の自發的努力に依つて精神上の向上を可能ならしめんとした。彼等はオーウェンの門弟であつて政府の施設よりも寧ろ自助的組合の活動に依つて社會の根底を築かんとしたのである。然るに「チャーティストの先生」たるオブライエンは同じくオーウェンの門弟でも、

他の一方にラディカルの影響よりも階級闘争論者たる Hodgskin の影響を多く受けて居り、従つて其思想は後代の社會民主主義に近づいて居た。彼は土地國有を社會主義の最重要な政策となし、オコンナーの土地會社が小農扶植を目的とするのを猛烈に攻撃した。而してオコンナーに至つてはラディカルでなく、オーウェンナイトでなく、社會主義の如く又個人主義の如く思想の系統を缺くこと最も甚しかつた。概していへば彼は他の北方指導者たるステイーフェンス及オーストラリーの如く、大工業の發達に對して反感を抱き、新救貧法に反對し工場法に賛成した點に於いて保守黨の一派と相通する所があつたらしい。彼が土地會社を起したのも、穀法撤廢に反對したのも此思想上の傾向から出發して居ると解することが出来る。故に彼の思想はラヴェット及オブライエンを距ること頗る遠きものであつたといはねばならぬ。彼が一八四二年以前に於いてオブライエンと歩調を共にし得たのは両者が徹底的階級闘争を標榜したからである。此點に於いてオコンナーは他の何人よりも猛烈な態度を取り、終始一貫して中産階級との協同を絶対に拒絶した人であつた。前記の保守的傾向あるに拘らず彼が獨逸社會主義者マルクス等の賞讃を博し、又ジョーンスの如き有爲の補助者を引付け得たのは實に此に原因して居るのである。

此の如く指導者の思想が分裂して居るのはいふまでもなく黨員全體の思想の不統一の證據であるが其内で何れが最も多數を支配し得たかといへば矢張りオコンナーの一派であつたらう。彼等は唯漠然と普通選舉權さへ獲れば、各自の要求は自然に實行されて、賃銀は増加し、物價は低落し、勞働時間は短くなり、生活は安定になるといふ信仰をもつてゐたのである。而して普通選舉權に對する中産階級の反對が強ければ強いだけ、是が階級闘争の好題目となつてオコンナーの人氣が昂つたのである。事實に於いてはチャーティストが一定の主義政綱を有せずして、唯普通選舉といふ萬能の妙法を題目にしたことが多數民衆の賛同を得た理由である、併し是は思慮あり、知識あるものゝ爲めには餘りに簡單であつて永く歸依することの出来ない所である。

以上説きたる如くチャーティストは指導者を缺き、組織を缺き、且思想の統一を缺いて居たから、之を一個の労働黨として見れば甚だ不完全なものであるが、兎に角此等の缺點あるに拘らず一八三八年以來十年間も一致の運動を繼續し來つたのである。それが何故に一八四八年以後に著しき不振に陥つて自然消滅を遂げたか。此問題を説明するには黨の内部の形勢より寧ろ外部の形勢、即ち英國の社會全面に生じた變動を考へて見なければならぬ。

先づ以つて支配階級即ち政治家、實業家、宗教家の態度の漸次變化したことはチャーティストの鋒先を鈍らす一原因であつたに相違ない。元來チャーティストは經濟政策の變革を終局の目的として居たのであるが、中産階級の側にも同じ目的を以て而かもチャーティストと殆ど同時に開始された所の二の大運動があつた。是はいふまでもなく工場法擴張運動と穀法撤廢運動であつた。工場法運動はシャフツベリー卿を總帥として John Fielden, John Wood の如き實業家や、オストラ、ステューフェンスの如き煽動者を網羅し、其背後には Southey を初として多くの文豪の深甚な同情を擔つて居た。何れかといへば保守黨系の活動であつた。彼等は單に工場法の設定を主張するのみならず、社會の上層にあるものゝ責任として労働者の窮狀を救ふ爲めに相當の政策を行はねばならぬといふ廣き主張を抱いて居た。彼等は普選に反對し、労働組合に反對するけれども、労働者の經濟上の要求に對して大に耳を傾けたのである。之に反して穀法撤廢運動はラディカルの主唱に係り自由黨系の賛成を得て居たもので、其根本の主義は工場法論者と正反對に政府の任務を最小限に縮めんとする自由放任政策であるけれども、穀物の價格を引下げるといふことは當時の労働者に取りて大なる利益である。一面から見れば此二の運動は土地貴族と實業家が相互に相手の費用を以つて労働者を利せんとする政策であつたといふことが能きる。チャーティストの側からは一は非民主的な點に於いて、又他の一は積極的社會政策を缺く點に於いて、根本的に反對しなければならぬが、併し當面の政策としては何れも歓迎すべきものであつた。唯多數のものは此の如き政策は現在の議會に於いて到底容れらるゝ見込なしと考へて居

たのである。然るに一八四六年穀價騰貴に際して保守黨内閣の首相ピールは多年の主張を抛つて穀法撤廢案を通過せしめ、其翌四七年地主貴族等は今まで餘り熱心でなかつた工場法に賛成して所謂十時間労働法を通過せしめた。一八三四年に新救貧法の通過した當時と比較すれば非常な變化である。而して此變化は一部チャーティストの絶叫に對する支配階級の反響であると同時に、又反對にチャーティストの感情上に反動を生ずべきものであつた。今まで有産階級と労働階級の和睦は絶對不可能であると考へて居たものは之に依つて少くとも現状の裡に一縷の光明を認むるに至つたであらう。實際に於いてチャーティスト運動が穀法撤廢の成效に依つて大打撃を受けた事は後の社會主義者の認むる所である (Hyndman, *The Historical Basis of Socialism in England*, p. 227)。

此の如き有産階級の態度の變化は労働者の感情を緩和する効果を生じたけれども、之に依つて労働者の生活に實際上の利益を與ふるには多少の年月を要するのであつた。然るに此時尙ほ他の原因に依つて實際生活の方面から労働者の窮境を救ふことが能きた。それは景氣の恢復である。十九世紀の初頭以來經濟界の景氣不景氣が凡そ十年毎に循環して居たが、其内でも好景氣の波の長くし不景氣の波の短き時代と、又反對に不景氣の波の長くして好景氣の波の短き時代とある。一八五〇年以前は後者に屬し、一八五〇年から八〇年までは前者に屬する。此好景氣の原因は或はカリフォルニアの金鑛の發見、或は鐵道汽船の進歩に原因すと稱せらるゝが、特に英國に於いては大戰爭の創痕既に癒えて而かも海外の競争國は未だ現はれなかつた最も順境の時代で、經濟上の生産及貿易が所謂 *with leaps and bounds* に進んだのである。故に曾て失業の爲めに滿腔の不平と其不平を叫ぶべき時間を有したものが今は善き賃銀を得て忙しさに労働することゝなつた。由來チャーティズムが生活の不安に原因することは、何時もそれが不景氣の極まる時に最も猛烈な勢力を表現したといふ事實に徴して明かであるが、今は其生活の不安が大に減少したのである。此事實は一八六五年及六六年に發表された議會の調査報告に現はれて居る。今其統計の著しきものを擧ぐれば一

八四九年から一八六一年へかけて人口が大に増加して居るに拘らず、救貧を受けたものゝ數は絶対に減少し、その減少の割合は一八・八パーセントに達して居る。郵便の取扱通數は一八三九年と六四年との比較に於いて英蘭は八三四パーセント、蘇格蘭は七四三パーセントの増となつて居る。茶の消費高は同じ期間に一九五パーセント、砂糖の消費高は一一九パーセントの増となつて居る。當時にあつて賃銀及失業の統計は完備して居らないけれども此等の間接の資料を以つてしても一般人民の生計の進んだことを證明するには充分である (Stosson, p. 135)。

此労働者の生計の進歩、及チャーティストの衰微の原因の一は産業革命の過渡的悪影響の去つたことであらう。既にチャーティスト運動の經濟的背景の章に説明した如く、此運動の原動力の一部は新機械の爲めに職を奪はれた舊式の熟練職工即木綿並に毛の手機職工や編物職工であつた。此等のものゝ轉業は頗る困難であつたけれども、其子の代には最早其職を繼ぐものは非常に少くなつて行つた。一八五〇年に至りては此階級は既に殆んど全滅して居る。之と同時に他の一方に於いて鐵工の如き新職業に於いて有力なる熟練職工の多數が發生して來た。此等のものは全く變化したる新時代に成長した人々であつて舊時の記憶を有しないから、普選運動を階級闘争の標的とするが如き興味をも有たないのである。

そこで新時代の熟練職工は如何なる方面に其社會的運動の針路を向けたかといふと、是が即ち労働組合及消費組合であつた。消費組合の元祖たるロッチデル組合は既に一八四四年に設立されたが、其創立者二十八人の内數人は元チャーティストであつた。而して此種の組合は一八五〇年に五十個、五二年には二百五十個に増して居る。此方面に労働者の熱心が吸収されたことはチャーティストたる Thomas Cooper の記する所に依つて想像することが能きる。

曰く「チャーティズムの盛なりし時代には、ランカシアの労働者はボロを衣て居り、三度の常食をすら取ることに能きぬものがあつたけれども、その智力の旺盛なることは到る處に表はれてゐた。彼等相會すれば必ず普通選舉權が正

義の要求なること、又は社會主義の當否杯に就いて談論した。今のランカシアに此光景は見られない。小奇麗な衣服を着て消費組合の事、又は組合に拂込んだ彼等の株金に就いて語るのだ」と (Stosson. pp. 191—192)。

同じ時代に労働組合も亦再興の機運に向つた。而かも此新時代の模範となつた組合は新式の熟練工たる鐵工 *Engineers* の大組合であつた。彼等の態度は一八三〇年代オーウェンの傘下に集まつたものとは非常に異り、團體交渉に重きを置いて能ふだけ同盟罷業を避け、共済資金の積立を盛にして其實力を養ふに全力を注いだ。其立法運動も實際生活に直接關係のある雇庸契約に關するもの、又は組合の法律上の地位に關するものを目的とし、普通選舉權杯に對しては寧ろ冷淡であつた。彼等は雇主に對して利害の衝突あることを熟知するも、其雇庸契約に於いて有利の位置に立つには先づ自己の經濟上の基礎を強めたる上、市場の景況に應じて適切な要求を爲すの外なきことを認めて居た。彼等の思想系統は社會主義でなくしてラディカルであつた (Webb, *History of Trade Unionism*. chap. IV. chap. VII)。

之を要するに英國労働者の態度は有産階級の覺醒と好景氣の到來とに對應して闘争より自助へ向つたといふことが出来る。而してチャーティズムは此逆流の間に尙十年間戦つて終に亡びた。此時の闘將はマルクス風の階級闘争論に徹底したアーネスト・ジョンソンであつたことは既に述べた所である。即ち此時に至りては如何なる理論と方策を以てしてもチャーティズムを復興することは不可能であつた。階級闘争の情熱は經濟上の苦痛と共に起り、其苦痛の消滅と共に亡びたのである。而して一八八〇年代に於いて長き不景氣時代の再來に會ふた時に労働階級の政治運動は再び勃興したけれども、一旦自治組合主義の訓練を経たるものは最早舊時の粗笨なる闘争運動には歸らずして、組織あり、思想あり、主義政綱ある嚴然たる一大労働黨として行動することになつたのである。

第二章 フランシス・プレース傳

(Professor Graham Wallas, *The Life of Francis Place.* の紹介)

一 本書の材料

此書の著者グラハム・ワラス氏は倫敦大學に於て長く政治學を講じ、本書の外に“*Human Nature in Politics*”といふ傑作(政治學に心理的研究を導き入れたもの)を出してある英國に於ける現代有数の學者である。プレースの傳は一八九八年に第一版を出し、一九一八年に再版を出したが、其修正したる箇所は極めて少ない。其序文の中に記された所に依ると、本書の材料となつたのは何れもプレース自身のマニュスクリプトであつて、之等の書類は今大英博物館に藏められてある。部類別にして見ると、

- (一) プレースの自傳及び書簡、之は遺族から博物館に寄附したもの。
- (二) プレースの友人パークなる人が一旦買取つたものを、更に博物館で買取つた色々な材料。
- (三) 議會改革史及び勞働階級の歴史の材料として、プレース自身の集めた七十卷である。

プレースは、自ら著述をする積りで右の(三)を準備し、また整理しかけたのであるが、その目的を果さなかつたのである。尙書簡及び日記などは、極めて順序よく整理されてあるので、當時の社會運動に關する資料として最も貴重なるものである事は今日一般に認められてゐる。尙右の外に一七九二年から一八五二年に互る新聞切抜も、プレース

の丹精になつたものが、同所に保存されてゐるので、最近の研究者は之を利用してゐる。即ち Howell, West 兩氏のチャーターティスト運動に關する研究の如きは是である。

二 生涯の概略

ブレースは、一七七一年に生れて一八五四年に八十二歳の高齡を以て死んだ。即ち彼の生れたのはアダム・スミスの『國富論』出版に先だつ五年、彼の死んだのは穀物法撤廢に後ること八年であつて、即ち彼の生涯は産業革命時代の全部に互つてゐるのである。彼は此重要な歴史的變遷の時期に於て最も興味ある人物の一人である。自分は今から十四年前英國留學中にシドニー・ウェッブ氏の『勞働組合史』を讀んで初めてブレースの名を知つたのであるが、同書中に現はれて居る記事は、簡単にブレースの生涯を記したものだと思ふから、試みに譯出して見よう（同書八五——八六頁）。

フランシス・ブレースは、チャールング・クロッス（倫敦の町名）で成功した仕立屋の主人である。彼は其商賣を初める前にブリーチ（股引の様なもの）を作る職人として仕立てられ、勞働組合の組織に關係した事がある。一八一八年其營業を自分の息子に譲つてから、實際的なる智慧と獨特の執着力とを以て政治運動に力を注ぎ、先づ組合禁止法の撤廢を計り、次に議會改革運動に力を盡した。社會上の理論に於ては彼はベンサム及ゼームス・ミルの弟子であつて、其理想は政治上のデモクラシーと産業上の自由とを結び付くるにあつた。簡単に云へば急進的個人主義者と呼ぶべきである。彼の事業を研究した者は、何人も彼が其時代の最も著しき政治家であつたといふことを認めなければならぬ。彼の特色は、實際的に百難を排して仕事を仕遂げるといふ事である。一つの改革案を掲げて輿論を作り、また議院内のあらゆる掛引を行ふところの技術に於て、彼は實に第一流の戦術家であつたと云つてもよい。尙亦彼は

自分の名譽權力を何とも思はず、凡ての功績を他人に譲るところの妙機を心得て居つた。彼のチャーリング・クロッスの店は、一時は當代の社會運動の事實上の中央本部となつて居つたのである。

此簡単な記事に依ても知らるゝ如く、プレースはロバート・オーウェンと同じく労働者から身を起して實業界の成功者となり、しかも一般の實業家氣質を發揮せずして其一生涯を労働者階級の向上のために捧げた人である。唯兩者の異なる所は、オーウェンが社會主義を考へ出したに對して、プレースは個人主義に足場を置いたことである。オーウェンは一個の天才であつて、従つて空想に走り易く、生前の事業は多く失敗に歸したけれども、精神的には偉大なる獨創的勢力を遺した。プレースは何所までも常識の人であり、其精神的影響に於てはオーウェンに及ばざること遠しと雖も實際運動に於ては著しき成績を擧げたのである。

茲にワラスの書に附せられた年代記がある。

一七七一一年 十一月三日誕生。

一七九一—一七九三年 レザー・ブリーチ職人に年期奉公を爲す。

一七九一年 結婚。

一七九三年 レザー・ブリーチ職人の同盟罷業ありたる結果數ヶ月間失業す。

一七九四—一七九六年 ロンドン・コレクティブ・ソサエティ 倫敦通信協會會員となる。

一七九六年 ペーンの『理性の時代』(Age of Reason) の出版を助へ。

一七九九年 某友人と組合にてチャーリング・クロッスに開店す。

一八〇一年 單獨にて事業を始む。

一八〇四年 ランカストリアン協會の世話を始む。

- 一八〇七年 ウェストミンスターに初めて關係す。
- 一八〇八年 ベンザム及びゼームス・ミルに紹介せらる。
- 一八一〇年 バーデットの拘引(四月)。ジョセフ・セリスの審問(七月)。ブレースはバーデットと遠ざかる。
- 一八〇一—一四年 ゴドウケンに親しむ。
- 一八一三年 ロバート・オーウエンに親しみ始む。
- 一八三—一四年 「英國及び外國學校協會」(British and Foreign School Society)の會員となる。
- ヒュームに紹介せらる。
- 一八一四年 年期徒弟法撤廢の仲介。
- 一時ウェストミンスターに於ける政治を斷念す。
- 一八一五年 乞食に關する議會委員に證言を述べ。
- 一八一六年 教育委員に證言を述べ。
- ブレースの營業繁昌の最高調に達す。
- 一八一七年 事業の管理を長子に譲る。
- フォード・アベアの閑居にベンザムを訪ふ。
- 一八一八年 總選舉。ロミリー及びバーデットはウェストミンスターにて當選す。
- 一八一九年 ウェストミンスターに於けるロミリーの補缺選舉。ラム、ホブハウスを敗る。
- 「ピータールー」事件(八月)。

- 一八二〇年 總選舉。ホブハウス及びバーデットはウェストミンスターにて當選す。之より十三年間反對なし。
- 一八二四—二五年 組合法撤廢及新組合法制定。
- 一八二七年 糟糠の妻を失ふ。
- 一八三〇年 チャットラー夫人と結婚。總選舉。
- 一八三—三二年 選舉法改革運動。
- 一八三三年 營業に失敗し資本を失ふ。ブロンプトン・スクエアに移轉す。
- 一八三四年 ドルチェスター労働者の投獄。
- 一八四—三六年 印紙税の撤廢、都市法及びロンドン市特別市制の制定。
- 一八六—三九年 『選舉法改革運動史』を書く。
- 一八三七年 「労働者協會」組織。
- 一八三八年 「チャーター」(The People's Charter)起草。
- 一八三九年 ペニー・ポスターデ運動に加盟す。
- 一八四〇—四六年 チャーティスト指導者投獄。
- 一八四一年 穀物法撤廢運動に加盟す。
- 一八四四年 穀物法撤廢同盟のためマンチェスターを訪ふ。健康衰へ始む。
- 一八五一年 危篤。
- 離婚。ハンマースミスに轉居す。

一八五三年 アールスコート（倫敦郊外）に移る。

一八五四年 一月一日逝去。

三 青春時代

ブレースの父は、始め倫敦の某監獄の看守であり、後に居酒屋の店を開いた。酒呑みで、賭博好きで、餘り善い人物ではなかつたらしい。それでもブレースは十四歳まで學校に通ふことが出来た。それからブリーチの職人に弟子入したのである。併し其幼年時代の境遇は、決して好ましい影響を與へなかつた。一時は不良少年の仲間に入つたこともある。唯本來眞面目な人間であつたから、二十歳の時に結婚してから、其性行全く一變して勤儉貯蓄の人となり、讀書を樂しみとして、職人仲間からは「あの紳士か」と馬鹿にされるやうになつた。乍併彼は間もなく政治的才幹を振ふべき時機に遭遇した。即ち結婚後二年に仲間のストライキが起り、そこで忽ちにして組合の幹部となり、そのために總べての親方からボイコットされることになつた。そこで八ヶ月間失業のために衣食の道を斷たれて非常な苦しみに出會つた。唯驚くべきは、此苦しい中で讀書を日々の樂しみとなし、當時既にアダム・スミス、ヒューム、ゴドウィン、ブラクストンなどの名著を讀破したといふことであるが、兎に角此時の悲痛なる經驗が彼の一生を通じて忘るべからざる印象を與へたのである。彼が人民の爲めに働かねばならぬといふ決心をしたのは此時であつた。聽て家計も恢復することが出来てから彼は同職の勞働組合の幹事となり、又他職の組合にも組織者として力を貸すことになつた。又此頃有名な「倫敦通信協會」(London Corresponding Society)が設立されたので其會員となり、そこで始めてカートライト少佐の普通選舉論を聞かされて其熱心なる主張者となつた。此通信協會なるものは、單に研究機關のみならず、所謂危險思想の宣傳機關ともなつた。ために政府から解散を命ぜられ、會員中に捕縛される者もあ

つた。けれどもブレースは此時から既に實際の方針を採つてゐたので、斯の如き宣傳運動には關係しなかつた。彼は飽くまでも常識の人で革命的計畫に同情は有して居ながら決して之に加擔せざる人物であつた。

かくて自分の志を遂げるには、先づ一身の獨立を得なければならぬと考へたから、仕立屋の店を開いたのである。彼がブリーチ職の時世後れることを悟つて其本職を捨て仕立屋に轉業したのは是亦社會の大勢を見るの眼識を示したものと思はれる。

四 學 說

ブレースは學者に非ずして政治家であつた。ワラス教授の批評したやうに、彼は學說の創始者でなくしてベンザム派の單なる弟子であつた。しかもマルサスの人口論を無條件に取入れたところの忠實な弟子であつた(一六六頁)。併しながら彼は實際の二大政黨たる保守黨及自由黨の何れにも屬せず、飽迄獨立の立場を守つた。彼は政治上に一般原理の必要なることを認め、其原理から割出したところの政策を實際に行はしめんとしたのである。彼は議院政治家であるが、しかし一度も代議士になつたことはない。其身は終始院外にありながら一部の議員と氣脈を通じてその下働きをしつゝ、實はその操縦者となつたのである。彼と事を共にしたところの代議士は、即ちベンザムの指導を受け、た所の少數の Radicals であつた。それ故に彼の期する所は、議會に大勢力を築くことにあらず、同志の代議士の數が六人であると六十人であるとは問ふ所でない。唯其等の人が一騎當千の論客であり、議會を教育して其主義に化せしめる事が出来ればいいのである(一八五頁)。ブレースが、ベンザム及びゼームス・ミルと知つたのは次の様な事情であつた。彼は開店後凡そ五年間萬事を放擲して店のために働いたが、其營業の基礎の成るに従つて彼の宿望たる政治上の運動に参加することになつた。元來英國の舊選舉法は、選舉區に依て其制度を異にして居つたのであつて、一

般的に云へば地主の外には選舉權を與へなかつたといふ事が出来るけれども、地方によつては選舉人の範圍が可成り廣かつた所もある。彼の開店したチャーリング・クロッスのある所、即ちウェストミンスターWestminsterの選舉區に於ては、地方救貧税の負擔者は悉く選舉權を與へられることになつて居つた。從て些細なりと雖も一商店の主人たるブレースは、初めから選舉權を持つことが出来た。そこで一八〇七年の總選舉の時に、民主主義者たる Sir Francis Burdett を推して大政黨の候補者と戦ひ、見事に勝利を得せしめた。それから彼の名は選舉區の顔役として知られるやうになり、自然ベンザムやミルMillsに紹介されることになつたのである。勿論多少の資産を持つてゐるとはいへ、洋服屋の主人が歴々の學者達と友人の交際をするといふことは普通のことではなかつたのである。前にも述べた如くブレースは精力絶倫なる讀書家であつたから、當時有名notableの社會主義者又は無政府主義者たる Godwin, Spence, Owen, Cobbett 等の説を聞いて居り、又之等の人々と交際もして居つた。殊にスペインの純潔な人格に就て少からず感心してゐたらしく、又思想上に於てもブレースが徹底的個人主義者であるにも拘はらず、土地國有を終局の理想として居つたのはスペインから學んだ所であつた(一七三頁)。オーウェンとは、一八一三年彼が 'New View of Society' の原本を攜へて倫敦へ來た時から交際して居つた。けれどもブレースから見れば、彼の云ふ所が餘りに理想に走つてゐたよめに、少しも共鳴することが出来なかつた。オーウェンは經濟學を知らない人間だと笑つて居た(六三頁)。如何にも正統派經濟學の素養に於ては、オーウェンよりもブレースが優つて居つたのであらう。けれどもオーウェンはいはゞ無學の天才であつたから、ブレースの常識だけではオーウェンを理解することが出来なかつたであらう。コベットCoventryに到つては、其研究の淺薄にして行動の煽動者agitator的な點に於て、ブレースとは正反對の人間であつたから、同時代同傾向の政客たりしにも拘はらず、全く事を共にした事はなかつた。ブレースは彼を評して「無節制なる卑怯者だ」と罵つた(一一七頁)。ゴドウィンには晩年に知り合になつて金錢上の世話をしたこともあるが、ブレースが彼の著書の

影響を受けたのはずっと古いことであつたので、プレースの頭の中では彼の説が全部マルサスに打ち壊されて居つたのである。

斯の如くにしてプレースは、勞働階級の同情者であるに拘はらず、當時の社會主義者の何人とも和する事が出来ずして、ベンザム派の無條件贊成者となつた。彼のミル、ベンザム兩先輩に對する尊敬は非常なるものであつて、又彼に對する兩人の信任も頗る深きものであつた。或時にはベンザムの別莊へ泊り掛けに行つて、日々その指導を受けたこともある。又兩人のために其家政上の相談役ともなつたのである。ベンザムが死んだ後にプレースの書いたことがある。「先生は自分の渝らざる尊敬すべき指導者であつた。自分は終生日々先生を憶ひ出し、又先生の死を嘆くのであらう」と。斯の如き次第で、彼の勞働論は到底需要供給の理から脱する事が出来ず、何時も人口論で行詰つてゐる。プレースに依れば勞銀の高低は資本と勞働との分量關係に依て決定する。勞働者が増加して資本が増加しなければ勞銀が下る。資本が増加して勞働者が増殖しなければ、勞銀は上る。資本勞働共に平行して増加すれば勞銀は變化しない。それだから、如何なる政策を實行しても勞働者の人口増殖を止めざる限り其生活狀態を引上げる事は出来ない(三六〇頁)。當時の英國に於ては、機械の發明が大いに資本の効力を増したけれども、人口も亦非常の勢を以て増殖しつゝある。いはゞ機械と人口とが競走をして機械が敗けたのである(一六八頁)。

要するにプレースの學說、即ちベンザム、ミル、マルサス、リカルドの學說であるから茲に之を委しく述べる必要はない。唯此學說から引出されるところの政策に到つては多少の特色がある。彼は何處までも勞働者の立場を考へねばならなかつた。理論は人口論で行詰つても、唯それを事實として冷靜に看過することは出来ない。彼は自由放任を大體の原則として認めてゐながら、尙社會の現狀に就て大いなる不滿を持つて居つた。勞働階級が怠惰であるといふ議論を聞く毎に、彼は必ず之を反駁して資本家も亦より以上の惰け者である事を指摘した。マルサスに對しても「無

職労働者の生活權を拒みながら無職富豪の同じ權利を認めるのは何事であるか」と云つて反對してゐる（一六五頁）。即ち彼は、リカルドの經濟原論を遵奉しながら、労働者を以て唯國を富ませる手段に過ぎずと看做すやうな思想にはどうしても一致する事が出来なかつたのである。それで一八一五年所得稅問題の起つた時に、彼の友人等はその撤廢を叫んだにも拘はらず、プレースは絶対に之に反對した（一六五頁）。併し如何に考へて見ても結局は人口論にぶつつかるから、此問題を片付けない間は總べての社會政策は無効となる、そこで唯一の遁路は、労働階級の間知識を普及せしめ、獨立自尊の念を高めしめることである。之はひとり其事柄自身に於て善きことであるのみならず、人口制限の先決問題ともなるのである。何となれば人が賢くなれば子を産むことは少くなるからである。而して労働者の知識を進め自尊の念を起さしむるの手段は何であるかといへば、即ち政治上の平等と普通教育とである。是に於て彼の一生涯の事業の方針が明かにその輪廓を與へられるのである。（一七一—一七二頁）。

五 事 業

プレースは一生院外政治家たる地位を保つた。一度は候補に立つことを進められた事もあるが、之を承諾しなかつた。彼は政界の大立物、貴族、大官の仲間入をして見た所が、洋服屋の主人が社交界に尊重され得ないことをよく見抜いて居つた。そんな所へ顔を出すよりも影の人となつて事實上に天下の政治を左右した方がどれ程快心の事であるかを知つて居り、又之をなし得るの自信を持つて居つた。であるからチャーリング・クロッスの店の奥座敷に大きな書齋を作つて、茲に天下の書籍を集め、各種の調査材料を備へ付け、又茲に千客萬來の門戸を開いて貴族學者代議士労働者あらゆる階級の訪問を受けて改革運動の參謀本部となしたけれども、時めく社交界の人々と個人的交際は結ばなかつた。彼の書齋は、彼の洋服店が營業の場所であるやうに、矢張り政治上の事務所であつた。斯くして自ら名

譽を求めず、煩雜なる事務を厭はず、甘んじて他人の下廻りとなつて精々働いた。彼は少しも銜氣や稚氣を持たぬ俗にいふ苦勞人であつたと思はれる(第七章)。

彼の政策は、其學說から導き出されたところの勞働者教育及び其精神的向上を目的として居る。その手段として勞働組合法改正、選舉法改正、都市法、新聞税法の改正、チャーティズム、自由貿易運動をやつたのである。唯チャーティズム及び自由貿易運動の時代には既に老境に入り、しかも其資産の管理法を誤つたために國會議事堂に近きチャーリング・クロッスの參謀本部を捨て、場末の地に移らねばならぬやうになつた。従つて政治上に十分の活動をすることが出来なかつた。されば彼の生涯に爲し遂げた主なる仕事は、組合法及び選舉法の改正であつた。尙此の外に普通教育制度に就てブレースが創始者の一人であつたことは茲に特筆を要すると思ふ。

教育事業

元來英國は普通教育に於て、大陸諸國殊にプロシアなどに比して遙かに後れて居る。ブレースが幼年の時に通つた學校といふのは、極めて不規則な寺子屋式私塾に過ぎなかつたのである。然るに一八一〇年倫敦に初めて *Lancastrian Association* といふクエーカー派の教育團體が設立せられ、又之に對して國立教會の側に於ても有名なる教育會を組織されたのが組織的普通教育の濫觴である。ランカスターアン協會といふのは、クエーカー教徒 *Joseph Lancaster* なる者の主唱に依て初められたものにして、之には學校經營上の一種のシステムがあつたのである。即ちランカスターは、一七九八年に一私塾を開いたが、茲では少數の上級生に對して教師が讀書算術等を教へ、その上級生が各自に幾人かの下級生を受持つて之を教へるといふ仕組をとつた。それであるから比較的費用少くして多くの子供を教へる事が出来るのみならず、上級生となつた者には複習の機會を與へるといふので、之は其當時理想的新發明と考へられて居つた。そこでブレースは早くから此事を聞き込んで熱心な贊成者となり協會設立のため自ら奔走して資金を集め

たのであつた。それから一八一五年まで協會の幹部として其事務をとり、全國に同じ仕組の學校を幾百となく興さしめる事が出来た。彼は自らクエーカー教徒でないために、宗教々育の問題に就て他の人々と意見を異にし、遂に脱會するに至つたけれども會のためには最大の功績を挙げたのである。而かもブレースはゼームス・ミルなどと同じく純然たる非宗派的教育を主張したのであつて、其主義こそは即ち今日の歐羅巴各國が採用してゐるものに外ならない。

其後倫敦に *Mechanics' Institute* と稱せらる職工教育會が設立され、是亦同種の機關を全國各地に設けられることになつたが、此場合にもブレースは最初の設立者の一人であつた。勞働者のためにする通俗講演、夜學校の類は其後種々の人々に依て企てられ現今に於ては其一部分が公立補習學校となり、又他の一部分が *Workers' Educational Association* の如き有力なる機關となつて、ひとり之に参加する者を教育するのみならず、一般勞働階級の指導者を勞働階級の中から養成しつゝある事は我々の看過すべからざる著しき事實であるが、その最も早きものは即ちこの *Mechanics' Institute* である。チャーティズムの運動が起つた時に、指導者となつた連中は矢張り *Mechanics' Institute* の古き聽講者であるといふ事である。

教育に就ては、ブレースは頗る雄大なる理想を抱いて居つた。チャーティズムの運動が失敗に歸して、其指導者の一人 *William Lovett* が牢獄から出て來た時に、教育にその力を注がんとしてブレースに相談した際、彼は次の如き返事を送つた。「自分は貴君が三千磅を募集し得るや否やを疑ふ。併し三千磅では餘り多くの仕事を爲すことは出来ない。將來二千萬磅を支出して學校を建設する時が來るであらう。其學校は國立教會の學校でなく、またチャーティストの學校でなく、あらゆる人の學校 (*Schools for All*) でなければならぬ。其費用は各地方の地方税を以て支辨せられ、其經營は地方の學校委員に依て監督されねばならない」と。之を以つて見ればブレースは、一八四〇年の昔に於て既に今日の義務教育制度を胸中に描いて居つた事がわかるのである。

勞働組合

プレースが青年時代に於て、自ら勞働組合の指導者となつた事は前に述べた所であるが、彼が政治界に奔走するようになつてから先づ第一にその力を注いだところの事業は、即ち組合禁止法の撤廢であつた。抑々英國に於ては、一七九九年及び一八〇〇年の組合法に依て勞働組合は嚴禁されて居つたが、此法律を撤廢せしめたのは一八二四年のことである。それからストライキ運動の猛烈に起つたために議會に於て同法を再考する事となり、稍々寛大なる組合取締法の設けられたのは其翌年即ち一八二五年のことである。而して此撤廢及び新改正法の通過に就て運動した所の中心人物は、議會に於ては Radicals の一人な Joseph Hume であり、院外に於て彼を助け又彼を動かした者は即ちプレースであつた。プレースは一八一四年以來既に十年の長き間各種の勞働組合を調査し、且つ組合禁止法の撤廢を唱へて居つたが勞働者以外の者は固より之に贊成せず、勞働者も亦之を不可能のこととして耳を傾けなかつた。獨りプレースは常に之を主張し、又その實行の機會を待つて居つた。それで此案を議會に提出するに就てもその作戦は十分にプレースの手に於て準備されて居つたのである。即ち獨立の案としてはその通過困難なるを以て、外の事柄と結び付けて一つの案を作り、また委員會に於て證人を喚び出す時に於ても勞働者の内から事情に通じた者を選び出すが如き事は皆プレースの力に俟つたのである。此組合法の改正がオーウェンの如き社會主義論者の主唱に依らずして、却てベンザムの弟子たるプレースの手に依て、しかも殆んど其獨力を以てなされたといふ事は、大いに注意すべき事實と云はねばならぬ。蓋し斯の如き場合に於て、勞働者は一般に彼等の階級以外の者の運動を視るに猜疑の眼を以てし、之が爲めに階級鬭争の弊害を益々甚だしきに到らしめるものである。一方に於て中流以上の者の反對と戦ひながら、他の一方に於て此勞働者の猜疑心を排除する事はプレースの最も苦心しなければならぬところであつた。此苦心は教育事業に於ても亦政治運動に於ても同じ事である（一一二頁及二〇三頁）。

ブレースは斯の如く組合法に就て力を竭したのであるが、併しその組合の作用に就て彼の期待する所は寧ろ甚だ消極的であつた。即ち彼の信ずる所に依れば、勞銀は畢竟需要供給の問題であつて、假令組合の力を以てするとも之を大いに釣上げることは出来ない。唯雇主との契約上に於て不當に不利な地位に陥らしめぬだけの事である。夫故に彼は、トレード・ユニオン（政治的革命の目的を有する各種労働者の大合同）は無用有害であるが、トレード・クラブ（賃銀問題を目的とする各職業別の團體）は必要であると云ふてゐる。一八三三年から四年にかけての好景氣時代にオーウェンは労働組合の大同團結を組織して一舉に社會の改革を成し遂げんとしたけれども、ブレースは之を無謀の舉となし、又結局無用のこととして鎮撫者の側に立つたのである。ブレースの見る所では勞資の争は唯之を自然に放任するがよろしい。組合取締に關する舊法は此自由なる契約を妨ぐるが故に、廢さなければならぬものである。けれども之に代へる所の新しい法律を設ける必要はない。雇主と労働者とをして自由に契約せしめ、而して尙一致せざる場合には執法官をして最後の判決を下さしむればよろしい。労働組合は現に危険なる團體と看做されてゐるけれども、若しも此禁止法が撤廢されるならば労働者は上からの壓迫を感ずることなきが故に、殊更に組合を作つて之に反抗する態度をとらないであらう。労働組合は單純なる賃銀契約の機關たるに止まるであらう。

ブレース程の人物が勞資の争を斯の如く簡單に觀察したのは寧ろ不思議なこと云はねばならぬ。併し一八二〇年代の倫敦にありて北方の大工業地を未だ曾つて見た事のない人の眼界が産業革命の結果を十分に見通すことの出来なかつたのは止むを得ない事である。ブレースは曾つてブリーチ職の労働者であつたけれども、彼の働いたのは所謂家内工業の組織に於て自宅労働者として働いたのであつた。また彼が營業主となつたのも仕立屋の仕事であつて、是亦近世的大工業とは著しく性質を異にしたものであつた。しかのみならず倫敦それ自身が其當時に於ては尙小工業の土地であつて、彼のまの當り觀察した所の労働者、木綿工業の労働者若くは石炭坑の坑夫の如く資本と労働の對陣を露

骨に示す様な性質のものではなかつたのである。オーウェンとブレースの相違は、理想家と實際家との相違であるのみならず、又マンチェスターとロンドンとの相違でなかつたかと思はれる。

選挙法

いふ迄もなく一八三二年の英國選挙法改正は、憲政史上の一大事件である。今此事件の経過を極めて簡単な年表に見れば次の通りである。

一八三〇年保守黨内閣去つてグレー卿を總理とする自由黨内閣組織せらる。

一八三一年三月第一改正案提出せられ、四月右の案否決せられ、議會は解散され、續いて總選挙行はれ、新議會に於ては改革派多數を占め、同年九月第二改正案下院を通過す。然れども十月上院に於て否決となり全國の人心を沸騰せしむ。此時ブリストルに於て市役所燒打事件起る。同年十二月第三改正案下院に提出さる。

一八三二年三月同案上院に達す。然るにその形勢良からざるに依り内閣は總辭職を申し出で、國王はウェリントン公をして保守黨内閣を組織せしめんとす。然れども遂に新内閣成立せずして自由黨内閣繼續に決す。六月七日上院は止むことを得ずして第三改正案を通過せしむ。此時ウェリントン公の新内閣組織失敗と決定するまで數日間全國の商業は中止せられ革命の勃發近きにあるを思はしむ。

斯の如くにして地主本位の英國議會が實業家本位に變つて行つたのは、産業革命に附隨したところの政治的大變革であつた。然るに此大變革に従事した者は、ひとり實業家階級のみにあらずして、労働者も亦大いに院外の運動を助けたのであつた。此時院外運動の中心は、ロンドン及びバーミンガムにあつたので、バーミンガムに於ては銀行家のアットウッド、倫敦に於てはブレースが其院外團の中心であつた。

院外團の組織は、Political Union と云ふものが各地に組織せられ、其連絡を保つべく中央に National Political

Union を設けて置いて、是が或は政談演説或は示威行列或は請願書作成提出等の計畫を立て、また之を實行したのである。今茲に之等の運動の委しいことを述べる必要はないが、此間に立つてブレスの最も苦心したところは何であるかと云へば所謂「二方面の戦」*War on two fronts*であつた。即ち一方に於ては貴族黨と實業黨との妥協を妨げ、他の一方に於ては革命的労働黨を抑へて労働階級をして此改正案の後援をなさしむることであつた。元來ブレスの期する所は、實業家のために議會を解放することに非らずして、國民全體のために之を解放し、聽ては労働者をして参政權を獲せしめることであつた。當面の改正案は唯その道程の一段落に過ぎないのである。それであるから、決議文並に請願書等に於ては常に此案が最終のものでないといふ事を明らかにする必要があるであつたのである。ブレスが或人に與へた手紙の中に次の如き文句がある。「労働者は此運動が彼等を利用しながら最後には彼等を見捨てるものであるとの疑を抱いて居る。斯くして労働者と實業家との關隔が益々廣くなつて行つたならば、社會の紛擾は益々甚だしくなり、其協調は非常に後れることになるであらう。自分が此運動の幹部にあるのは實に労働者の爲めである。自分は労働者間に多少の聲望を持つてゐる。此聲望を基礎として、彼等のために健全なる指導を與へんとするのが自分の本願である。」(二〇八頁)。

然るに當時在朝の自由黨政治家なる者は、決して確乎たる決心を以てこの事に臨んでゐたのでないから、彼等と保守黨との間に何時中途半端の妥協が出来上らないとも限らない。のみならず労働者の側に於ては、既にオーウエンの經濟的組合主義は勢力を失つて、Hodgskin の社會民主主義が興りつゝあつた。後年チャーティストの首魁となつた William Lovett や、總同盟罷業の主唱者たる William Benbow 等の有爲なる労働政治家は、一八三一年に労働階級總同盟(National Union of the Working Class)を組織し日々政談演説を行ひつゝあつた。ブレスの觀察するところに依れば、「之等の人々は、社會の實際を知らない無學の者であるけれども、演壇に立てば頗る雄辯である。

群衆をして現在の社會組織殊に雇主階級に對して忽ち惡感を抱かしめ、其反抗心を煽動するに十分なる力を持つてゐる。彼等は經濟學者を勞働階級の敵となし、之に向つてあらゆる罵詈譏諷を加へて憚らず、機會あれば暴動を起し、奪掠を敢てせんとする者である。」(二七三頁)「また此徒は自分等のみを以て勞働階級なりと考へる。自分等以外に勞働階級を代表する者はないと稱して居る。一般世間の人も亦、倫敦勞働者の大多數は彼等の指揮の下にあるやうに考へてゐる。」(二七四頁)。併しブレースは事實さうでないことを知つて居た。一八三二年五月の政治的危機(ウェリントン内閣流産の前)に際して、ブレースは巧みに此等の極端派を除外し穩和派の勞働者を集めて改正運動を後援せしめる事が出來た。

過激勞働者の一人なる Doherty は、當時ブレースに向つて「此改正案は勞働者のために何の用もなさないものであるから、勞働者としては寧ろ此運動と縁を絶つて、自分等の力を以て普通選舉權を強要するに如かず。」と説いたことがある。此時にブレースは「今勞働者が暴力を以て騒いで見た所が、つまり軍隊に鎮壓されるより外はない。今の勞働者は中産階級の力を借らずして、國民的運動を實行する程の力を持つて居らない。」と云ふて之をなだめた(二六六頁)。そしてブレースはその思ふ所を實行した。そこでその結果はどうであつたかといへば、一度一八三二年の改正案が通過した後に、中産階級はブレースの希望せる如く勞働者の參政權運動を助けんとはせずして、遂に内務大臣 John Russell 卿をして「自由黨は此法律を以て最終のもの」と看做す」といふ宣言をなさしめ、従て勞働者の大不満を生ぜしめ、チャールティストの大運動を惹起することになつた。そして見るとブレースの見込が違つたので過激派の疑が寧ろ事實となつたのである。併しブレースの考へでは勞働者の參政權は勿論急に得られるものでないとしたかも知れない。萬事に就て實際的なるブレースに、改革後の議會において都市法及び新聞稅廢止の如き比較的小問題にして而かも勞働階級のために重要な諸案の通過を謀つて居る。又ワラス教授は此點に就て次のやうな觀察を述

べて居る。「若しも一方に於て貴族黨及び自由黨の聯合成り、他の一方に於て革命的運動者が全勞働階級を率ゐることになつたならば、チャーティスト運動は一八三七年に起らずして三十二年に起つて來たであらう。そして英國の歴史は一八七一年以後の獨逸の歴史と似たものになつたであらう。」(二八九頁)。此言葉の正確なる意味は自分によくわからない。ワラス教授も委しい説明を加へて居らない。併しマルクス派社會主義者の一般に考へてゐる様に社會の階級がプロレタリアとブルジョアの二つに劃然分れるとは思はれないのであるから、社會の中流階級の向背如何に依て一國の國運に著しき差異を生ずることは疑を容れない所だらう。此問題に就ては尙後に蛇足を加へたいと思ふ。

チャーティストム

前に述べたやうに中産階級の議會改革運動は一八三二年を以て終りを遂げ、勞働者は勞働者として更に參政權を要求しなければならなくなつた。茲に於て一八三七年に勞働者協會(Working Men's Association)が組織せられ、曾つて過激勞働者と目された人々も集つた。是等の人々は既に勞働を止めて新聞記者若くは小賣店の主人となつて居つたが、多年の政治運動に依て團體組織に慣熟する様になり、又其運動も頗る秩序的になつて來た。プレースは即ち此團體に加つて事を共にするに到つたのであるが、此時彼は會員の尊敬するところとなり、ラヴェットの如きは「頭のいい温味のある老紳士だ」としてその教を受けたのであつた。斯くして同年五月三十一日議院内のラディカル派代議士十三名と上記勞働者協會の會員六十名と相會して茲に初めて有名なるチャーターの六點を決議し、之より所謂チャーティストの運動が始まつたのである(三六五頁)。そして此時決議の原案を作つたものは即ちプレースとラヴェットとの二人であつた(三六七頁)。兩人の内何れが主なる起草者であつたかといふ事に就ては、ワラス教授の『プレース傳』とベニア氏の『英國社會主義史』(第二卷二九頁)との間に説を異にしてゐるが、兎に角この二人が原案の著者であつたのである。チャーティスト運動は後に到つて言論派と暴力派との分派を生じ、遂に暴力派の勝利に歸

したために著しく革命的色彩を帯ぶるに到つたけれども、其初めに於てはプレースの主張に依てひたすら實行的計畫を進めんとしたものであつた。倫敦労働者協會の連中は、殆んど皆此言論派に屬し、運動の亂雜に流れるのを喰ひ止めたのであつた。そして北部地方の大工業地から出た労働者達は彼等を罵つて「労働者に非ず」と叫ぶ様な状態であつた。

斯くの如くプレースの實際主義漸進主義は、チャーティストの内に強き勢力を持つてゐたけれども大體の傾向はプレースの志と正反對に進行して、労働者の階級闘争的色彩を益々濃厚ならしめた。そしてプレースも遂に此運動を見放すに至つた。彼は其時のことを記して曰く、「倫敦に於て穀物法反對の演説會が開かれる毎に、百人乃至二百人の労働者は必ずその會場荒しを試み、そして其顛末は Northern Star (暴力派の機關紙) 上に「光輝ある勝利」として報導せられるのであつた。彼等の無恥厚顔にして言論の自由を蹂躪するの暴狀は、自分の未だ曾つて見ざりし所である」(三七六頁)。

チャーティストの運動は結局失敗に歸し、何等實際的效果を收めることなしに終りを遂げ、主な運動者は皆捕はれて獄に下さるゝことになつたのであるが、其時プレースは再び其味方として現はれ、彼等を死刑から救ふことに盡力したのであつた。そしてプレースはチャーティスト運動の功罪を次の如くに觀察した。「英國の熟練労働者並に不熟練労働者の一大部分は今や貧苦の状態に陥つて居る。彼等は其境遇をよく知つて居るのみならず、それに甘んずることの出来ないものである。彼等は自分等の外に幸福なる人のあるのを見て其等の人々と自分とを比較し、而して何故に斯の如き境遇の相違が起るかを了解することが出来ない。何故に或者は労働を少くして多くの報酬を得、自分等の境遇は之に反するのであるか。彼等は之を總べて法の不備と資本家の貪慾に歸せしめる。是等の者がその苦境を免れんとして無謀の運動を起し、その一つの運動が失敗しても又他の無謀なる運動にとりかゝるのである。併し社會改革

の先驅は必ず之等の熱烈にして、而かも世情に通ぜざる人々に依てなざるゝものである。蓋し彼等は惡制度の一端を見てその改革の前途に大いなる困難の横はることを知らないから、ひたすら猛進することが出来る。之に依て彼等は、其運動の直接効果なきにも拘らず、猶先驅者となつて將來の爲めに改革の途を拓くことが出来る。斯の如き犠牲者がなければ人類の進歩は到底望むことが出来ないのである。」(三八二——三八三頁)。

茲に至つてブレースの勞働階級に對する同情の無限なる事が示されて居る。併し彼が晩年に到つて從來の實際的常識的傾向から幾分脱出して、理想的急進的運動に幾分理解を持つに到つたかどうかは明かにすることが出来ない。

六 餘 錄

以上を以てワラス教授の著書の内容を大體紹介し得たと思ふから次に自分が本書から得た所の感想を述べて見よう。ワラス教授は専ら精確な史料によつて忠實にブレースの傳記を物されたので、教授自身の感情又は想像を少しも交へて居らない。偶々ブレースの人物、思想、行動に就いて解釋を與へる場合にも其解釋は極めて簡單である。故に讀者は一章を讀む毎に事實の真相に就いて各自の解釋を下したくなるであらう。

余としてはマルサス、リカルド、ゼームス・ミルの學說に基いて社會改革の政策を案出したブレースの立場に多大の興味を寄せざるを得ない。彼は實にマルサスの人口論、リカルドの賃銀論の理法が實際に行はれる限り、社會制度の改革によつて勞働者の境遇を改善することは出来ぬとした。併し彼は自ら勞働生活の辛苦を経験して其救濟の必要なるを深く感じて居たから學說を學說として承認するだけでは何うしても氣が濟まぬ。是非とも其基礎の上に一大經論を捻出しなければならぬ。そこで彼の結論は何處に赴いたか。彼は第一に勞働者の向上發達に害ある舊式の制限的法規を一掃せねばならなかつた。即ち勞働組合の禁止法、選舉權の制限法の改廢に力を注いだ所以である。併しな

がら此等は障害を除くといふ消極的の政策である。積極的に労働者を引上げるには何を以つてするか。彼はオーウェンの如く人間の性質は境遇の改善に依つて改善し得ると思はないから、私有財産の廢止や社會政策的立法に走ることが出来ない。唯一條の活路は教育にあつたのである。彼は教育萬能論ではなかつたかも知れないが少くとも教育に依つて人心の改造を行ふことに多大の望を囑して居たに相違ない。マルサスやリカルドの學説は現在の労働者に就いて立てた説であるから、此現在の労働者の心理状態が變ぜざる限り如何ともすることは出来ぬけれども、教育に依つて其前提條件を改革することになれば悲惨なる現狀も改まるであらう。是即ち彼が教育に熱心なりし理由である。

つまりオーウェンとブレースの差を問ひ詰めて見れば次の問題に對する解釋の差に歸する。曰く人間が境遇を作るか、境遇が人間を作るか。オーウェンは境遇が人間を作ると信じたから先づ以つて社會組織の變革を望んだ。ブレースは人間が境遇を作ると見たから人間の教育以外に改革の方策はないとしたのである。但し是は獨り兩氏の差異に止まらずして總ての急進論と漸進論との差であらう。唯現今の漸進論者がブレースよりも一步を進めて居ると思ふのは、彼等が人間の本質は急速變化し難きものであるけれども、少くとも徐々には境遇の改善に依つて變り得ることを見た點である。例へばマーシャル博士が近頃ギルド社會主義を評論した後「人間の生活状態を俄然として一變せしむることは出来ぬ。蓋し人間は其生活状態に依つて左右さるゝと共に又彼自身其生活状態を左右するからである。併しながら人間は總てのものが高貴なる生活を營み得る様な理想の世界に達すべく忍耐努力せねばならぬ。」といふて居るのがそれだ。(Industry and Trade p. 849.)

次に私が何かの暗示を得た様に思ふのは階級闘争に對するブレースの態度である。勿論當時の労働者はマルクスの教を受けたのでなくして、却つてマルクスが英國の労働運動から階級闘争の説を考へ出したのである。當時にありて階級闘争といふ標語はなかつたけれども、其事實は明かにチャーティストの運動に於いて見ることが出来る。前に述

べた所のドハーティーのプレースに向つて説いた意味が其實際を説明して居る。而して一八三二年の議院法改革からチャーティスト時代へかけての形成を見ればプレースの見込が違つてドハーティーの見込が當つて居た様である。けれども一八四八年チャーティスト没落以後の形勢を見ればプレースの先見が當つて居たといはねばならぬ。プレースは労働階級が徹頭徹尾實業家を敵として獨力闘争するの不利なるを見て、労働者をして實業家を應援せしめんとした。彼は又労働者の暴力が近世の軍隊に對して爲すなきことを見込んで、専ら言論と宣傳に依つて實業家の自覺を喚起せんとした。而して十九世紀後半の歴史は主として實業家の黨派たる自由黨の力に依つて穀物法が撤廢せられ、選舉權が擴張せられ、小學教育が組織せられ、労働組合法が制定せられた。更に二十世紀に入つてから續々實行された所の總ての社會的施設は悉く自由黨と労働黨との協力に依つたものである。此丈の改良進歩は正しく労働階級が階級闘争の方策を捨て、居る間に出來たのである。

併しながらプレースの先見が事實上に當つて居るといふことはチャーティストの革命運動が全然無効であつたといふ證明にはなるまい。十九世紀の初頭に於いて上中流階級と労働階級との感情が疎隔して「恰かも英國が熱帯人と寒帯人との如く互に理解し得ざる二國民に分裂した」とディズレリをして嘆ぜしめた時勢から、十九世紀後半の協調時代に移らしむるに至つた動機を考へて見なければ、チャーティストの警鐘が與かつて力ありと見なければなるまい。史家 Justin McCarthy がヴィクトリア時代の英國思想界に最大の勢力を及ぼした二大思想家と認めた所のカーライルとジョン・スチュアート・ミルは何の刺戟の下に考へたか。又英國の社會上に絶大の力を有する所の教會は何の刺戟の下に基督教社會主義などを醸成して、頑固な知足論や分度論から脱却して社會改革の先鋒になつたか。是に至つて吾々はチャーティストの精神的効果を無視することを得ないではないか。プレースが晩年にチャーティストの失敗者に同情を寄せて、「此等の人々は社會の複雑なる關係を知らざるが故に、唯惡制度の一端を見て無謀の舉を敢てす

るのであるけれども、此の如き犠牲者がなければ人類社會は進歩せぬ。」といふたのは少くとも一面の眞理であらう。一九一九年英國の獨立社會黨が發表した覺書はロシア式の暴力革命に就いて次の如く論じて居る。現時の議會政治の墮落は議會政治其者の弊にあらざして一般人民の教育の不足と社會主義宣傳の不備に歸せねばならぬ。教育と宣傳が完全に行はるればデモクラシーは資本主義から社會主義への過渡時代に於いても適當に運用することが出来る。革命に依つてプロレタリアの専制を打立つることは、社會主義の實行上必要でない。政治的に民主主義の行はるゝ國で暴力を用ひれば反つて反動を惹起すに過ぎず。軍隊の完全せる國に於いて此種の企ては革命を齎さずして虐殺を發生するに止まる。又直接行動は議會主義と兩立すべきものにして、前者を以つて後者に代らしむることは出来ない。特に政治的の爲めにする直接行動は失敗の危険大にして實際的價值に乏しい。唯直接行動は反動的政府を牽制する效がある。是は代議制度を破壊する爲めではなく、代議制度の脅かされた場合に之を救ふ爲めに、止むを得ずして執るべきものである。(一九二二年三月三十一日脱稿)

第三章 シャフツベリー伯の生涯

一

一八三二年以後の英國の思想は大體に於いてアダム・スミス及ベンザムの代表する個人主義自由主義であつたけれども、其他の思潮も亦相當に勢力を有して居たことを忘れてはならぬ。即ちオーウェンを中心とする幾人かの社會主義者は勞働者の運動に刺戟を與へたと同時に他の一方には封建時代から傳來した所の親權的人道主義 *Paternal humantarianism* 若しくは温情主義とでも名づくべき思潮が保守黨貴族の間に行はれて居た。而して當時の經濟學者や法律家が悉く自由主義者であつたのに對照して當時の詩人小説家等は殆ど皆自由主義の反對者であつた。サウゼー、スコット、コルリッヂ、ディケンズ、カーライルは即ちそれである。此等の文豪の作品は文學上の産物としてのみでなく、政治上經濟上の一思潮として研究を要するものだと余は考へて居る。從來の學說史が經濟學者法律家にのみ偏して其他に及ばなかつたのは遺憾である。近來當時の社會主義者の學說に關する研究は漸く多きを加へたけれども、文豪の親權的人道主義には未だ多く指を染めて居ないかの觀がある。

兎も角當時の思想界には自由主義と社會主義と親權的人道主義とが鼎立の姿を爲して居つた。經濟政策上に於いて自由主義者は政治上法律上の平等を主張するけれども總て政府の干渉を無益なりとし政府の職分を最少限に壓縮せんとするが故に總ての社會的立法に反對せざるを得ない。之に反して親權主義者は爲政者として勞働階級の窮境を救ふの責任を感じ其目的の爲めには國權を以つて商工業の自由に干渉するを辭せなかつた。けれども勞働者を自分等と平

等の位置に進むことは危険なりとした。而して社會主義者は平等なる政治組織の下に大に社會政策を行つて經濟上の生活をも平等ならしめんことを要求した。故に保守主義が最右翼にあつて中央に自由主義があり、最左翼に社會主義があつたと考ふることは必ずしも正確なりとすることは能きない。右翼と左翼の間にも相互に幾分づゝ共鳴し得る點があり、又絶対に相容れない點もあるので、謂はゞ三の思想が三巴の關係に立つて居たと見なければならぬ。チャーティスト運動の主腦がオーウェンの弟子でありながら、又プレースの弟子であつて、而して又彼等の或者がシャフツベリー伯の傘下に工場法運動を爲したといふ事實は此の如き見方に依つて初めてよく理解し得るのであらう。シャフツベリー伯は後に述ぶる如く宗教家であつて學者でないけれども、彼の實際上の態度から論ずれば確かに親權的人道主義の代表者といふことが能きる。余が伯とオーウェンとプレースとの三人を同列に紹介せんとする所以は此にあるのである。

二

シャフツベリー伯は一八〇一年に生れて一八八五年に逝つた。彼の家は三百年來の名家であつて彼は其七代目の主人であつた。彼の父祖の中には大政治家も大哲學者も出て居る。併し彼の父母は共に尋常の社交界の人であつたといふに止まり、後繼者の教育の爲めに特に注意を拂ふことは爲さなかつた。彼の強烈なる宗教的感情は幼時の侍女たりし人の感化に負ふ所が多いと稱せられる。

彼は多くの貴族の子弟と同じく、ハローの中學校を経てオックスフォード大學に學び、優等の學績を示した。彼が社會問題に熱心なりしはハロー在學中に一勞働者の死骸を收めた棺が宗教上の儀式をさへ用ひずして遺棄されたのを見て深く感ずる所あつた其瞬間に始まるといふ。兎に角彼は幼時より死に至るまで宗教に動かされた人であることは

其日記中によく表はれて居る。

彼は一八二六年二十五歳にして代議士となり、五十歳の時父の死に依り伯爵となつて上院に移つた。伯爵家を相續するまではアッシュレー卿 Lord Ashley と稱したから、史上此名を以つて呼ばるゝことも少くない。華族の嗣子が下院に入る例は當時普通の事であつたので彼が若くして代議士に當選したことは特に賞するに足らぬ。彼は無論保守黨に屬し當時の同黨總理たるウェリントン公に師事した。ウォータールーの大戦は彼が十四歳の時であつたから其大戦の名將に對して深き尊敬の念を有したのは勿論であるが、嚴肅な性格に於いても兩者は深く共鳴する所があつたであらう。若きアッシュレーは大學に於いて成績優等であつたといふけれども、決して才華瀾發でもなく、又頭腦明晰でもなかつた。寧ろ操守の嚴格にして意志の強固なるを長所となし、融通のきかぬ人であつたらしい。吾人は此意味に於いて彼を典型的貴族といふことが出来る。彼は國立教會中 Low Church に屬し、羅馬教會には極力反對すると共に、分離派 dissenters には同情を有つて居た。併し夫にも拘らず聖書の解釋に就いては非常に狹隘であつたといふ。又彼は自由放任主義に反對して工場法等に努力したけれども、さればといつて親權主義の理論を形成して居たのではない。又彼は一方に於いて社會主義を恐れ嫌つたけれども、實際には社會主義的な工場法の先鋒となつた。彼はカーライルに一度會つたけれども、其價値を認めることは出来なかつた。彼が其日記中にこの文豪を評した語は pleasant but strange といふのみである。

ダイシー教授は曰ふ。「シャフツベリー伯には何等の政治哲學もない。其爲めに親權政治と個人的自由と衝突することさへも彼には問題とするに及ばなかつた。併しながら此缺點が却つて彼の成效の一原因となつた。何となれば彼の運動には社會主義的な勞働者も上品な中流階級の者も等しく喜んで就いて行くことができたからである。」(Dicey, Law and Opinion. pp. 230-231.)

此缺點が却つて長所となつたといふのは恐らく眞實の觀察であらう併しながら伯の人望は其人格に因る。彼は一八四一年保守黨總理ピールから入閣を勧められたときは自己の宿論たる工場法に對する總理の意見の微温的な理由として之を拒んだ。ピールは伯の猛烈なる運動が自家の政治的計畫に累せんことを恐れて執拗に入閣を求めたけれども、伯は其時官に就いて自由行動を束縛さるゝが如きことあらば、自己を指導者と仰ぐ所の勞働者一同に對して信を失ふことになるから斷乎として勸告を斥けたのである。當時伯の友人の一人は「是正に英國首相をして人には此世の有ゆる名譽と權勢とに勝ざる所の貴きものがあることを知らしむるものだ。」との贊辭を贈つて居る。又彼は初め保護貿易論者として議會に入つたが、ピールの穀法撤廢案の出づるに及びその正當なるを信するに至つた。併し彼はピールと共に變節することを潔しとせずして、自ら一旦議員を辭することゝした。之が爲めに翌年十時間勞働法の通過した時には彼は院外運動者となつて居たのである。

世人は此の如き嚴正剛直の人を信用せず居られなかつたのであらう。

三

勞働保護法は現今の英國では主として勞働組合の勢力に依つて進展しつゝある。勞働組合は其政治的綱領として此事を主張し、議會の立法を左右することが出来る。又勞働組合は其傭主組合に對する團體交渉の結果として勞働時間の短縮其他の問題を解決することも出来る。後者の場合には正式の立法とはならぬけれども、事實に於て或種の産業に普遍的の規則を作るのである。併しながら工場法の原則が打立てられた一八三〇年代及四〇年代にありては勞働者は未だ此の如き政治上産業上の勢力を築いて居なかつたので、其案は中流階級以上の篤志家に依つて提議せられ、其運動も此等の人に依つて指揮されたのである。

曾てオーウェンが唱道して、而かも充分の成功に達し得なかつた所の工場法なるものが、一八三〇年頃から再び政治上の一問題となつた、其時には此運動の指導者たりし人々は主として親權的人道主義から出發した。此運動はハッチンス女史のいへる如く、如何なる政黨にも屬することなくして、所謂「時間短縮委員會」Short Time Committeeは社會主義者、チャーティスト、保守黨、急進黨の「不思議な結合」であつた (Hutchins and Harrison, History of Factory Legislation. p. 46.)。けれども其中で最初リーツの新聞に投書して white slaves の慘狀を説き、一世の注意を喚起した所のオストラー (Richard Oastler) は或華族の土地管理人で保守黨に屬して居た。當時議會にありて勞働立法の必要を説き、調査委員會を設けしめたサドラー (Michael Sadler) も保守黨の人で國立教會の信者であつた。而して此サドラーが一八三二年の新選舉法實施の際に落選したに依つて議會内の主張者を失つた時に身を挺して此役目を引受け十幾年の奮闘に當つたものは即ちアシュレー卿であつた。一八三六年アシュレー卿が前章に記した理由で一時議會を去つた時に彼に代つて案を通過せしめた所のフィールデン (John Fielden) は工場主として自由黨に屬して居たけれども其思想は頗る溫情的であつた。而かも此時十時間勞働法の通過したのは保守黨の地主議員の贊成に依るものにして、其贊成の動機は前年自由黨が穀法撤廢を支持して地主の特權を奪つたことに對する復讐の意味であつた。

併しながら此法案が上流階級の溫情主義のみに依つて成立したのではない。院外にありて輿論を作つたのはやはり勞働者自身の力であつた。一八三〇年から一八四七年までの間に工場法運動とチャーティスト運動と交互に消長せるは其兩運動の關係者が共に北英大工業地の勞働者を中堅として居たからである。而して院外の指導者たるオストラー、ステイフフェンス、ドハーティー等は皆同時にチャーティストの指導者でもあつた。アシュレー卿は實に此等の煽動家の盟主に擔ぎ上げられたのである。

四

アシュレー卿が工場法運動を指揮するに至つたのは一八三三年ランカシアの「時間短縮運動委員」が代表者を派して卿の助力を求めた時に始まる。此時まで院内に於ける此運動の代表者はサドラーであつたが、此人が總選挙に敗れたから院外運動者は是非とも彼に代るべき熱誠の人を得なければならぬとして、白羽の矢を卿に立てたのであつた。

當時卿は保守黨貴族中の秀才であつて、其門閥を利用すれば政治家としての名譽權勢を得るに頗る都合好き位置に居たから、此申込を承諾して華胄界に不人氣なる労働運動の指揮者となるに就ては餘程深く考へねばならなかつた。けれども彼の人格は清濁併せ呑む所の政黨の領袖たるよりも、純潔なる宗教的社會改革家たるに適して居た。彼が熟慮と祈禱との末に書いた返書には次の一條がある。曰く「余に取りて此問題は政治上よりも寧ろ宗教上の重要事項であるから余の一身上の利害を顧みるの違なく、全力を盡して彼の有徳の君子（サドラー）の意見を實現するに勉めんとするのである。」彼に取りて政治は便宜事項であるが宗教は絶対の命令である。

彼が此決心を爲す以前に工場労働、特に木綿工場に於ける幼年労働の非人道的なることを聞知して居つたには相違ないけれども、特に其態度を左右するに與かつて力ありしは文豪サウゼーの意見である。サウゼーは曾て大學生であつた時にゴドウケン等の無政府主義を奉じ同じ詩人のコルリツヂと計りて共産的な理想郷を作らんとした程であつたが、佛國革命の暴状を見てから一變して傳來の貴族主義に歸つた人である。此人が常にアシュレー卿に對して自由主義の缺點を説いて居た。卿が工場法運動に取掛るより一箇月以前にサウゼーから受取つた書信にはサドラーの落選を惜しみ、「工場主が幼年労働者の病死の多きを視ること猶ほ戰場に於ける將軍が兵士の戦死の多きを視て平然たるが如き態度あること」を憤慨した文句がある。其以後に彼が此運動に關してアシュレー卿を奨励したことは勿論いふま

でもない。

アシユレー卿は此申込を承諾するに當りて條件をつけた。其は工場法運動を賃銀及資本に關する運動と混同してはならぬ、運動は協調的でなければならぬ、之が爲めに雇主に對して同盟罷業を爲し、惡聲を放つて脅威するが如きことあつてはならぬといふことであつた。併しながら運動の本據たるランカンシア及ヨークシアの大工業地にありては一八三二年から三七年に亙りて度々大規模の示威的な野外集會が催され、數千又は一萬以上の聽衆の前に熱烈な演説がなされた。政府はアシユレー卿の十時間労働法案に對抗すべく一八三三年の妥協案を通過せしめたけれども、是は固より労働者を満足せしむるに足らなかつた。その間に民衆の階級的感情は年々に惡化して行つた。一八三七年には工場法運動や新救貧法改正運動が一變してチャーティストの普選要求となり、著しく革命的色彩を帯びて來た。フィードンは三七年に於て暴動來を恐れると公言したが、果して三九年及四二年の大不景氣に當つて北英各地に暴動が實現された。

アシユレー卿は勿論此際自ら豹變してチャーティストの大將になる様な人物ではないが、併しながら拱手傍觀することは能きなかつた。彼は一八四一年及四二年に北英視察旅行を企て親しく労働者及窮民の住宅を訪ひ、其酒場や賭博場に入り、其集會に臨み、其妻子と語りて審かに事情を知ると共に彼等の感情を融和せんことを勧めた。卿は當時の日記に記して曰ふ。「労働者を驅つて此狂燥な運動に走らしめたものはフィアガス・オコンナーの力であると同様に亦サー・ロバート・ピールの力である。前に彼等はピール内閣に望を屬して居たが、政府の態度冷淡なるが故に爲政者は頼むに足らずと信ずるに至つたのである」と。蓋しアシユレー卿に取りては治むる者と治めらるゝ者との差別は歴史的に定まつて居るので、貴族平民各其分限を守るべき事は動かすことの出来ない原則である。従つてチャーティストの普選論等は叛逆に等しき非行である。此原則は労働者等も之を認めなければならぬのみならず、現に認めて

居る。彼等は決して無秩序を喜ぶものではない、彼等は本來英國の皇室及教會に對して忠良なる人民である。彼等をして暴舉に出でしむるは爲政階級の誠意が足らぬからである。是故に卿としては一方にチャーティストの煽動に對して労働者を警戒すると共に他の一方に於いて政府の態度を攻撃したのは當然である。而して此の如き信念を有するが故に彼は毫も民衆を恐るゝことなく、寧ろ之を親愛し、且之に信賴することが能きた。彼は飽くまで保守的貴族的でありながら能く民衆の指揮者となることを得た。即ち彼は徹底的温情主義者として幾多の民主主義者以上に民衆の信望を集めた人である。

五

十時間労働法はアシュレー卿が始めて之を議會に提出して以來十四年の後即ち一八四七年に首尾よく法律となつた。此間多少の消長はあるけれども、院内及院外の運動は絶えず繼續されつゝあつた。余は此等の運動の經過を記すことを略するが、唯此法案の賛成者と反對者の色分けを試みた所のアシュレー卿の手記を示すこととせしやう。

此法案は「資本家、工場主、理論家(自由主義の doctrine) 及總ての人道屋(humanity-monger 即ち人道博愛を賣物にして名譽權勢を獲んとするもの)を嫌厭する人々の攻撃に對抗しなければならなかつた。彼等は容易に無智なる人、臆病なる人、無頓着なる人を説伏せる力を有つて居た。余(アシュレー卿)は最初ラディカル派、愛蘭派、自由派中の少数者及保守派の或者を味方として居た。保守派の地主等は一時ピールに從つて反對の態度を取つたけれども、ピールが穀法撤廢に付て變節した爲めに憤激して工場立法の賛成者となつた」。即ち賛成者中には各派の人が居たけれども法案の通過したのは保守黨の地主の投票にも依るのであつた。

「フィールデン及ブラザートンの二氏のみが賛成者中實際の知識を有つて居た。工場法は産業の基礎を危くし、勞

働者をして職を失はしむるに過ぎずとの實際論に對して余（アシュレー卿）の主張は人道の大原則を以つてする外はなかつた」。蓋し當時の英國に於いても實業家が勞働立法に反對する論據は工場法が生産費の増大を來たし、之が爲めに外國の競争に堪えざることとなり、従つて企業者と勞働者を併せて死地に陥らしむるといふことであつた。ランカシアの工場主等は當時の勞働時間十二時間の内で工場主の利潤を生ずるは最後の二時間であるから之を十時間に短縮するならば何人も工場工業に資本を投ずるものはなかるべく、資本は海外に流出するであらうといつた。此の如き議論は時間短縮が勞働者の心身に及す其影響を無視して居るのだから、之に對抗する爲めには勞働時間と勞働能率との關係を明かにすべきであるけれども、アシュレー卿は此理論を認識することが能きなかつたことを自白して居るのである。

「院外には立案の精神には反對せざるも法案其者の無用なることを罵るものが多かつた。又地方には反對者の感情が激烈になつて職工中の上級者等は其主張を高唱するに躊躇する情があつた。ランカシア及ヨークシアで案の本質を宣傳するには幾多の視察、調査、集會を繰返し、無限の時間と費用とを要した。右の地方は宗教家は殆ど吾人を助け得なかつた。吾人は寧ろ醫師の側から多くの援助を受けた」。此難局に當つて宗教熱心家たるアシュレー卿が牧師等の援助を受けなかつたのは皮肉である。併し運動の終期に當りては英國教會の高僧等は皆卿の支持者となつて上院の議を纏めたといふ事實がある。「ピールの入閣の誘引は最も多く余を苦ましめた」。其他反對者中の有力者としてはグラッドストン、オコンネル、ブROOM、ブライト、コブデンがあつた。「ブROOM卿 Lord Brougham は上院の理論家であつた」。即ちベンザム式の自由放任主義の原則の上から工場法に反對したのである。下院ではコブデン及ブライトが同様の立場を取つて反對した。コブデンは十三歳以下の兒童をして勞働せしむることは生理上不可なるを以て之を禁ずるを當然なりと考へるけれども、工場の就業時間を法律に依つて制限する事は絶対に不可なりとした。何とな

れば労働者は自力にて時間の短縮を要求することが出来る。若し工場主が之を肯かぬときは僅か二十磅の貯蓄を爲せば之を以つて海外殖民地へ移住することも出来る。彼等は毫も國家の老婆的干涉に依頼するの必要がないといふのであつた。是は正しくアッシュレー卿の温情主義と對角線的に反對するものである (John Morley, *Life of Richard Cobden*. Appendix A.)。

自由黨中にて工場法を辯護した名士はマコーレーであつた。彼の説は後の學者が唱ふる所の「高き賃銀、安き労働」の理を道破したものであつた。其要に曰く「六日間の労働が七日間の労働よりも生産高少きことは論ずるまでもないが、一年間を通じての生産高に於いては毎週六日働くものが七日働くものよりも勝るであらう。而して更に其時間を延長して二十年間の成績を比較したならば前者が後者を抜くこと全く疑を容れないのである。幼年にして労働に就き、而かも毎日長時間の労働を爲し、智力の發達を妨げられ、身體の發育に必要な運動をなす暇なかりしものが一國を偉大ならしむる所の優秀なる性質を有すべき道理はない。若し將來英國が其商業上の覇權を失ふの時ありとせば英國に代つてその覇權を獲る所のは心身の強力なる國民でなければならぬ。」と (Hutchins, *History of Factory Legislation*. p. 94.)。

後に至りてマコーレーの説は事實に於いて裏書せられ、自由主義者も工場法を認めて彼等の自由放任の大原則の例外と認むることになつた。而して此工場法が他の多くの社會的立法の最初のものとなつた。アッシュレー卿は古き温情主義の上に立ちながら不知不識の中に新しき社會政策の先鋒となつたのである。

六

余は此に工場法其者の歴史を述べることを差控へやうと思ふが、一八四七年に通過した十時間労働法は織維工業に

於ける婦人及少年労働者にのみ適用されるものであつたから、此原則を他の工業に及すには夫々の法案を通過せしめなければならなかつた。又一旦通過して實施された法律も實行上或は改正し或は増補するの必要が起つて來た。アシュレー卿は其一生を通じて此等の立法に盡力し、一八六六年ダービー卿の内閣に入ることを勧められた時に彼は之を謝絶して曰つた。「今尙百六十萬の労働者が工場法の適用範圍外にある、此等のものが法の恩恵を受くるまでは余は官に就くことが能きぬ」と。

工場労働の弊害に着目した所のアシュレー卿は又鑛山並に炭坑の労働にも意を注いだ。一八四二年の鑛山労働に関する調査委員會は卿の主張に依り設けられたものであるが、是こそは喧まじき世論の誘因を爲したのである。

次に卿の心を用ひたのは住宅問題及都市衛生問題であつた。都市の膨脹は工場労働と同く産業革命の齎したる新しき社會的現象の一であり、而かも其最大なるものゝ一である。如何に工場立法を行つても貧民窟の衛生が改良されなければ労働者の健康を維持することは出来ない様な状態になつて居たのである。然るに一八三二年及四七年の二回のコレラ流行は都市衛生の甚だ不備な事實を暴露した。そこで Edwin Chadwick を中心とする運動が起り、一八四四年の調査委員會となり、一八四八年の公共衛生法となり、中央衛生局の常設となり、倫敦を首として諸都市の上水下水事業が促進されることゝなつた。アシュレー卿は此中央衛生局の議長としてチャドウィックと協力したのである (Slater, Making of Modern England, ch. XIII)。

一八五一年アシュレー卿五十歳にして家督を繼ぎシャフツベリー伯となつたが、其時に自ら記した前半生の事業の目録がある。

(一) 一八四五年の瘋癲病院法。此法律を設くる爲めに十七年間の努力を爲し、其後之が實行に就いて五年間監視を怠らなかつた。此種の病院は各地に設けられ且其状態を改良せられた。

- (二) 工場法。一八三三年より五〇年まで十七年間の努力を要した。
- (三) 鑛山及炭坑勞働法。一八四一年調査會を設け、一八四三年法律成る。
- (四) 一八四五年染物工場取締法。
- (五) 埋葬法。
- (六) 教區分割に關する立法。
- (七) 衛生局議長として二年間の激務。
- (八) 右の外議會にて阿片の賣買、教育、救貧法、郵便局の日曜休日等諸案に關係す。
- (九) 議會以外にては Ragged School, Malta College、模範下宿、移住問題周旋所等に從事す。

右は前半生の仕事であるが後半生の仕事も大體同一様のものであつた。特に後半生に於いては議會以外の多種多様な宗教及社會事業に多くの時を費して居る。

Ragged School は倫敦の貧民窟にて不良性に陥りたる少年を集めて教育し且感化矯正を行ふ所の學校であつて、其卒業生は多く海外へ移住せしむることになつて居た。此事業は最初無名の篤志家が教會に關係して設けたものであつたが、後には同種の學校の聯合を作ることとなりアシユレー卿が會長に推されたのは一八四四年のことであつた。卿は此事業の擴張に盡力し濠洲にては此學校から送られた移民を Lord Shaftesbury's boys と呼ぶに至つた。

七

シャフツベリー伯の思想を見るには彼の時代に起つた種々の大事件に對して伯が如何なる感想を有つたかを見るに如くはない。

一八四〇年代に於て勞働階級の不平が其極點に達して居た時に、恐るべき革命の氣運が熟しつゝあることを感じ得た人は少くないが、アッシュレー卿は正に其一人であつた。彼が一八四〇年に書いた論文の一節に次の如き語がある。

曰く「現代の道徳及政治上に二の大なる魔者がある。それはチャーティズムとソシアリズムである。併し此等は寧ろ今の社會に於ける疾病の徴候であつて疾病其者ではない。人民の大多數は何事が起るとも現狀に比して悪しきことなしと感じて居る。彼等は富の存在を知るが、それは唯富の壓力を感じるのみであつて、富の恩恵を受くることがない。實業界に富を爲したものは實業を去り、又新興の實業家が來て最少の賃銀に對して最大の勞力を絞らんとする。故に人は主人と從者、地主と小作人、雇主と雇人の間に溫情を呼ばんとせずして、直ちに此等の人的關係其者を呪はんとする。今や工業地に於いて富者と貧者とは相對峙する所の二黨派となり、相互に他を壓して利を得んとして居る。産業に従事するものが如何なる疾病に罹るとも資本家に責任を生ぜず、一日の缺勤を爲すときは其缺勤の如何に必要なりし場合にも一日の賃銀を失はねばならぬ。而して機械の爲めに負傷して不具となりたるものは一時的又は永續的に毫も償はるゝことを得ずして社會のドン底に墮落する。されば無智にして動搖し易き群衆が無神論者や民主主義者の捕ふる所となるは當然である。此弊害を救ふの道は法をして法の本來の任務を盡さしむるの外にあり得ない。即ち富や身分や年齢の低くして他の暴虐に抵抗する能はざるものを保護すべきである。特に國家の資財を投じて教會を立て宗教の功徳を普ねくすべきである」。

此論法を以つてすれば工場法や衛生法のみならず、勞働者賠償法や健康保險法や失業防止策も亦伯の主張となるべき筈であつた。併しながら伯から見れば此等の社會政策は爲政階級の責任であつて、デモクラシーの機關に依つて行ふべきものではない。是故に彼は選舉權の擴張には常に反對の態度を取つた。一八三二年の改革當時には未だ有力な議員になつて居なかつたけれ共、兎に角他の保守黨貴族と共に反對の投票をして居る。夫からチャーティスト運動は

常に之を否認して居たのは勿論であるが、一八六六年六七年に至りて再び労働者に選挙権を興ふるの案が出た時に彼は上院に於いて賛成演説を爲したけれども、彼の賛成は勿論無條件でない。曰く「余は本案に反対はしない。本案の如き改革は善良なる政治を爲す爲めに必要であるとは思はないが、兎に角必然になつて来た。之を延期することは今や不可能である。併し余は本来一層慎重なる政策を取らんことを希望したものである。選挙権は労働者に取りて節儉と正直と勤勉に對する賞品となすべきである」と。蓋し彼は参政権を以つて單純なる權利とせずして寧ろ國務の信託と考へて居た。而して下層労働者の大多數は尙ほ此信託を受くるに適して居らぬと考へて居た。故にデモクラシーに對する彼の反対は毫も變つて居らぬのである。

伯は衛生問題に熱心であつた程教育問題に熱心ではなかつた。一八七〇年の義務教育法に對しても積極的に盡力はして居らぬ。又かの基督教社會主義は伯と同じ教派の中から出て居るに拘らず、全く伯の考慮に上らなかつたらしい。而して労働組合に至つては彼の最も排斥する所であつて、其理由は組合が事實に於いて労働者の行動を束縛するからである。「總ての専制君主、總ての貴族も此暴風に比べれば唯一陣の微風に過ぎなう」(Webb, History of Trade Unionism. p. 293.)。蓋し彼に取つてはデモクラシーは煽動者の暴政に歸着する外なしと見たのである。(一九二二年五月十七日稿)

備考 本篇の資料は主として Hodder, The Life and Work of the Seventh Earl of Shaftesbury. 3 vols. 1886. より得たものである。其他の書より得たものは特に文中に出所を示して置いた。

本篇執筆の後 Lord Shaftesbury. By J. L. and Barbara Hammond. (Makers of the Nineteenth Century Series.) が出版された。

第四章 ロバート・オーウェン

一

ロバート・オーウェンはサンシモン及フーリエと相並んで十九世紀初頭の社會主義を代表する所の大人物である。彼が他の社會主義者と著しく異なる點は學者でも詩人でもなくして實業界の一大成功者たることである。彼は一七七年ウエールス山間の一小市街に生れて一八五八年八十八歳の高齡を以て没したが、其最も活動したのは一八〇〇年から一八三〇年代までであつた。此時代の英國は實に古今未曾有の産業革命の渦中にあつて、大工業の勃興と殖民貿易の擴張と國富の増進と經濟的恐慌の續發と大戦争の負擔と政治的民主主義の發達と其他種々の大變動が同時に起り來たつて幸禍共に一世を荒捲したのである、此間に經濟界の風雲に乗じて立つた所の實業家は新富豪階級を作つて舊來の封建的貴族階級と對立し、新産業組織の下層に置かれた勞働者は貧富懸隔の勢に驅られて墮落し又反抗した。而してオーウェンは此時新興の木綿工業に身を投じて忽ち巨大なる成金となつた獨立奮闘精力絶倫の人でありながら普通の成金者流と異つて先づ温情主義の福利増進事業に著大の成績を擧げ、やがて轉じて工場法や失業救済や普通教育や禁酒運動の開拓者となり、更に轉じて共產的自治體の實驗を試み、又一時は革命的勞働組合の總大將となつた、世にも稀なる波瀾多き長生涯を送つた人である。ポッター女史の『英國協同組合運動史』に此人の生涯は産業革命の重なる諸事件を縮圖にして代表するといつたのは正に適評と思はれる (Potter, *Co-operative Movement in Great Britain*, p. 12.)。余は『英國産業革命史論』にオーウェンとフランシス・ブレースとを併せ論じて「此二人は共に

身を労働者から起して實業界の成效者となり、而かも其一生を労働階級の向上の爲めに捧げた偉大なる人格者である。而してブレースはベンザムの直弟子となつて彼の功利的自由平等主義を徹底的に祖述し、オーウェンは獨創の見解を抱いて英國社會主義の先祖となつた點に於いて夫々當時の大思潮の代表者であつた。此二人に加ふるに工場法運動の總帥たるアッシュレー卿（シャフツベリー伯）を以つてすれば自由主義と社會主義と温情主義と、三方面の代表者を得たことになる。」とし、ブレース及シャフツベリー伯に關しては既に『商學研究』第一卷第一號並に『國民經濟雜誌』一九二二年六月號（本書所載）に紹介を試みたから今はオーウェンの研究を發表する。オーウェンに就いても大正十年五月中に『中外商業新報』に筆を執つたことがあるけれどもそれは極めて通俗的のものであつたから全部書直しを必要としたのである。

オーウェンに關する文獻は近時豊富になつて來たけれどもまだ充分とはいへない。單行の傳記としては、

- (1) Life of Robert Owen. By Himself. Originally published. London, 1857. Edited with an Introduction by M. Beer, Author of "History of British Socialism" London, 1920.
- (2) William Lucas Sargant, Robert Owen and His Moral Philosophy. London, 1860.
- (3) A. J. Booth, Robert Owen. the Founder of Socialism in England. 1869.
- (4) Lloyd Jones, The Life, Times and Labours of Robert Owen. First published 1890, Reprinted with a "Sketch of author" by W. O. Jones. Sixth Edition, 1919.
- (5) Robert Dale Owen (Owen's Son), Threading My Way. 1873.
- (6) Frank Podmore, Robert Owen, A Biography. Two Volumes. London, 1906.
- (7) Edouard Dolléans, Robert Owen. French. Paris, 1907.

- (8) Helene Simon, Robert Owen; sein Leben und seine Bedeutung für die Gegenwart. Jena, 1905.
- (9) Helene Simen, Robert Owen und ber Sozialismus. Berlin, 1919.
- (10) Joseph McCabe, Robert Owen. London, 1920.

がある。此内オーウェンの自傳は其口調から推して彼の人物を研究するの好資料ではあるけれども、精粗區々にして要領を得ざる點少からざるのみならず、其記述は一八二〇年を以つて終るが故に生涯の重要事件の多くを逸して居る。サルガントは一八六〇年即ち自由主義全盛時代の常識に富める英國人として公平にオーウェンを取扱ひ、ジョーンズはオーウェンの高弟の一人として同情を傾けて居るが、此二書は何れも有益である。ポドモリアはフェビアン協會の創立者の一人であるから社會主義者としてのオーウェンを一層的確に取扱ひさうに思はれるが、その點に於いて充分といふことは出来ない。但し事實の詮索の行届ける點は何れの書物よりも優つて居る。オーウェンの長子にして米國の政治家となつたロバート・ゾール・オーウェンの自傳は不幸にしてまだ閲讀の機會を得ない。此外にオーウェンの評傳として重要なものは、

- (1) Dictionary of National Biographies. Art. "Owen" by Leslie Stephen.
- (2) Palgrave's Dictionary of Political Economy. Art "Owen" by Eleanor G. Powell.
- (3) Holyoake, History of Co-operation in England. 2 vols. 1875—1879.
- (4) Holyoake, Sixty years of an Agitator's Life. 1892 Vol. I. chap. XXII—XXIV.
- (5) Potter, Co-operative Movement in Great Britain, p. 12—31.
- (6) Beer, History of British Socialism. 1920. Vol. I. Part II. ch. V. and XII.
- (7) Postgate, Revolution: 1789—1906. ch. III.

(8) Webb, History of Trade Unionism. ch. III.

(9) Fay, Life and Labour in the 19th Century. ch. VI.

オーウェン自身の著述で前記の自傳と並稱すべきは、

A New View of the Society: or Essays on the Principles of the Formation of the Human Character,
etc. 1813—1814.

である。其他英國議會の工場法及失業調査委員に對して爲したる二部の報告書並にスコットランドのラナルク州救貧調査會報告がある。

一

オーウェンの生れた所はウェールズの中部にある小市街 (Newtown) であつて彼の父は其地で馬具職を營み傍ら郵便局長をして居たといふから、全く無産者ではないが、さればといつて決して裕福ではなかつた。彼は當時の寺小屋教育を受けたとけで早くも十歳の時に丁稚奉公に出た。最初の奉公先はレスターシアの Stamford といふ矢張り小市街の呉服店であつたが數年の後ロンドンの呉服店に轉じ、更にマンチェスターの紡績會社に轉じ、二十五歳の時には既に英國中で有數の大工場の専務取締役になつた。早くから其時新興の大工業たる細絲紡績に目を着けて急速の出世をした所から見ても彼の實業家としての見識は明かに認められるが、その社會改革家としての大事業は三十歳にしてスコットランドなる New Lanark の一大紡績工場を經營した時から始まる。是はグラスゴウから程遠からぬ山間の溪流に臨んだ一村で工場の外には何も無い所であつた。オーウェンが始めて此山紫水明の小仙郷へ來た時に此地こそは自分が多年抱懷した所の素志を行ふに絶好の場所だといつたが其素志とは即ち工場を中心として一個の模範村

を造ることであつた。彼の社會思想とその民衆運動に就いては後に述べるが、最初の計畫はかくして温情主義の工場管理を行ふにあつたのである。當時蒸汽力を紡績業に應用することは尙一般に行はれて居なかつたので工場は多く山間の水流ある地に設けられ、ニュー・ラナルクも亦其水流の爲めに工場地となつた。オーウェンの用ひた水車場は今も尙ほ昔の如く不斷の水流の力に依つて一小工場の動力を供給して居るさうだ (Fay, *Life and Labour*. p. 55.)。オーウェンの工場は初めグラスゴウの銀行家 Dale といふ人が水力紡績機の發明者なるアークライトと合資で設立したのを彼がマンチェスターの資本家と共同で買收したのであつて當時七百の幼年工と千人の成年工を使用する大工場であつた。オーウェンはデールから工場を買收するとともに同じ人の娘を娶つてこの地に新家庭を營み、間もなく一八〇〇年一月一日といふ吉日をトして彼の大計畫に着手した。

此工場の實況はオーウェンが自傳中に記し、又 Dr. Maconab といふ人が一八一九年視察した時の報告書に記されて居る。マクナブはヴィクトリア女皇の父なる Duke of Kent の命令を受けて此報告を書いたのであるが、ケント公はオーウェンに對して非常に好意をもつて居たから特に彼の事業を世に紹介せんと勉めたのであらう。さて此等の記事に據ればデールが工場を始めたのは一七八六年で當時は一般に職工を得ることは頗る困難であつたから、救貧院から數百の兒童を引受けて之を寄宿舎に收容し、衣食を與へて働かしめた。兒童の年齢は六七歳から上でその勞働時間朝六時から夕七時まで十三時間に亘り、その生活に堪えずして逃走するものもあつた。成年職工は工場所屬の長屋に住居し飲酒、賭博、竊盜の惡風が流行した。デールといふ人はクエーカー教徒で慈善の譽れ高かりしだけに職工の取扱等も普通の工場に比してはよかつたと傳へらるゝが、それでも後から見れば總ての施設が不完全極まるといはねばならぬ。同じ時代の普通の紡績工場に關しては議會の報告書が度々出て居るが、救貧院の孤兒を一團として寄宿舎に收容するは一般の例であつて勞働時間は十六時間にも達した。寄宿舎の寢臺が不足で榮養の悪い爲めに病氣が無

制限に傳染し、死亡率も高くなつた。サー・ロバート・ピールが自ら紡績工場の所有者でありながら一八〇二年に世界最古の工場法を議會に提出して法律とならしめたのも此等の兒童の爲めであつた。即ち此法律は *Health and Morals of Apprentices Act* と云つて徒弟即ち幼年工に關する惡弊を緩和せんと試みたものである (*Hutchins, History of Factory Legislation*)。

オーウェンは此等の成年及び幼年職工に對し單なる雇主でなくして親切なる爲政者として臨んだ。彼は工場の本部を *Management* といはずして *Government* と稱した。彼は職工の惡癖を矯めんとし、白黄赤黒の木札を作つて之を各人の席にかけしめ成績のよくなるに従つて黒を赤に、赤を黄に變へるといふ小學教師のやりそうな手段をさへ取つた。而して私設巡査のやうなものを置いて町内の泥酔者を取締り、居酒屋は漸次に廢業せしめ、又毎週人を派して社宅全體に清潔法を行はしめた。病者負傷者を救護する爲めには賃銀の六十分一づゝを積立て、共濟基金を設け、節儉を奨励する爲めに貯金局を作り、又日用品を卸商から直接に仕入れて原價で販賣した。此日用品販賣の經驗は後に至つてオーウェンが購買組合の普及を提唱するに至つた遠因であるが、ニュー・ラナルクに於いても之が爲めに小賣店の掛賣が全廢され、職工の生計費は二割の節約を爲し得たといはれて居る。職工等は最初此等の施設を好まなかつたけれども、漸次之に慣れ、一八〇六年英米戰爭の爲め原料の供給が絶えた時にオーウェンが工場を休みながら四箇月間繼續して賃銀を支拂つて以來全幅の信頼を彼に捧げることゝなつた。かくして數年の間に犯罪は殆ど全滅し、風紀も著しく改められた。

併しながらオーウェンの最も金と思慮とをかけたのは兒童の教育であつた。彼は救貧院の孤兒を雇入るゝことを止め、工場に入るものゝ最低年齢を十歳とした。勞働時間は成年工も幼年工も一日十二時間、即ち食事時間を除いて正味十時間半となした。而して學校を設け十二歳以下の兒童を集めて新式の普通教育を行ふ外に體操、唱歌、舞踏を教

へて快活の風を養はしめた。後にもいふ如くオーウェンの哲學は境遇が人を作るとなし、總ての社會的惡弊の根源は人類の天性にあらざりて境遇の悪しきにあるとしたから彼が兒童教育に熱中したのは固より然るべき所であつて、彼はニュー・ラナルクに來る前即ち三十歳に足らざる青年時代に既に當時有名な教育事業家たりしランカスター及ベルの二氏に對して多大の義金を贈つたことがある。ニュー・ラナルクにては兒童一人に付一年二磅を要したが其授業料は僅かに三志であつた。そこで此學校費の多くかゝることは他の出資者の不滿を買ひ、その支出を拒まるゝに至つてオーウェンは二度まで會社の組織變更を行つた。最後の出資者は五人の有名なクエーカー教徒とジュレミー・ベンザムであつたが、此等の人は半ばゞオーウェンの社會事業を援助するつもりで出資を承諾したのである。併しオーウェンは福利設備の完成に依つて事業上に失敗しやうとは決して思はず、却つて之が爲めに能率が上つて商業上の利益は多くなると確信して疑はなかつた。又事實に於いて彼の會社は年々普通以上の配當を繼續して居た。

此の如くにしてオーウェンは今の所謂福利設備の創始者となり、彼の素志たる模範村を建設することが出來た。ニュー・ラナルクは當時無類なる勞働者の樂園となり、世界の貴顯紳士は之を社會事業の典型として遠近から參觀に來るやうになつた。

三

ニュー・ラナルクに於ける模範村の成效はオーウェンの自信を固めたから彼は其經驗を以つて廣く社會を救濟せんと試みることになつた。一八一五年ナポレオン戦争が終つた時に英國の木綿業は非常の不振に陥つたが、その時スコットランド工業家の會合に臨んだ所の彼は二の提案を爲した。其一は彼が十年前から主張した所の綿花輸入税の廢止であり、其二は紡績工場に於ける勞働者保護法の制定であつた。彼は此第二案の必要を説明して曰く「現今英國の富

強は木綿工業に依ると稱して差支ないが、併し此の如き工業が國民的産業の中樞になつたことは實に悲しむべきである。今の木綿工業が此まゝにして進むときは人民の健康風紀及社會的安靜を破壊せずんば止まないであらう。我等にして若し此國民的大問題に關與せずして一身の安樂のみ求むるとせば則ち止まん。苟も人類の將來を達觀し眼前の富は眞の幸福にあらざることを知り、人民の悲境の上に築かれたる外見上の偉業は永久の根底を有せざるものなることを知るならば我等は此狀態を座視することは出来ない。若し諸君にして此現狀を改むるの意なしといふならば余は寧ろ躊躇なく叫ぶ。綿業死せよ。大英國の世界的優越權も亡びよ。我等は人類の最も尊きものを悉く破壊してまで産業の隆盛を期するには及ばない。」と(Jones, Life, Times and Labours, ch. XIX.)。蓋しオーウェンは此時既に現今の最も進歩したる工場法の理論を體得し、大工業の適當なる制限は永久の國民的發達を保證する爲めの比較的小なる犠牲に過ぎざることを明言したのである。併しながら彼は又工場法の他の一面をも忘れては居なかつた。彼は他の場合にいつたことがある。「工業家は掃除の行届かない、油のきれた機械が如何に能率を減ずるかを熟知して居る。然るに生きた機械の人間に就いて何故同じ注意を向けないのであるか。自分は實地經驗に基いて労働者の幸福を増すことが即ち投資者の利潤を確實にする所以なる事を知つて居る。」と(Potter, History of Co-operative Movement, p. 14)。是即ち高き賃銀が却つて安き生産費を意味するの理を道破したものに外ならぬ。かくして彼は同業者に向つて工場法の必要を説いたけれども結局顧みられなかつた。そこで彼は更にロンドンに行つて貴族名流の間に此趣意を説き廻ることになつた。

オーウェンがロンドンへ上つた時に一巻の著書を持つて行つた。それは一八二二年及一三年中に執筆した四篇の論文を収めたものであつて其標題を『社會新觀』A New View of Society or Essays on the Principles of Formation of the Human Character. とす。其内容は第一に人間の性格は多く境遇に依つて左右されるものだから千

五百萬の英國民の性格を向上せしめるにも先づ社會の状態を改むるの外なきことを説いて政府及上流階級に訴へ、次には同じ趣意で犯罪人は不幸なる境遇の産物なることを述べ、第三にはニュー・ラナルクの經驗を記して社會的施設は必ず勞働階級の惡弊を一掃すべしとの確信を示し、第四には「治者と被治者とを共に幸福ならしむべき」諸方策を立てゝ居る。その方策は大要次の如きものである。

一、居酒屋の數を制限し、特に強き飲料に高税を課し、其代りにビール税を安くすること。
 二、官營の富籤を廢止すること。此の如き財政々策をそのままに存續せしむれば賭博を公認することになる。
 三、救貧法の大改正。オーウェンもマルサス等と同じく低き賃銀を補ふ爲めに救貧扶助料を與ふるの不可を主張する。

四、教會法を改め自由を擴張すること。

五、文部省を設け普通教育を全國に普及せしむること。而して學校には資格ある教員を必要とするが故に師範學校を多數に設くべきこと。

六、失業救済の爲めに全国各地の就職狀況を調査すること。而して失業の大なる場合には政府自ら道路、運河、港灣、及造船の工事を起して職業を與ふべきこと。

七、幼年工の最低年齢を十歳と定め工場の勞働時間を正味十時間半に制限すること。是はニュー・ラナルクの法と同じである。

禁酒、普通教育、工場法、失業救済は何れも當時の歐洲にありて全く新しき政策であり、又新しき産業組織の下に必要となつた所のものである。夫々後世の大運動の目的とされた重要問題である。オーウェンが早く此等の點に着目したのは卓見といはねばならぬ。而して彼は此書を廣く大臣や議員や貴族や外國大使等に贈つて宣傳に勉めたが、實

際的立法問題として先づ指を染めたのは工場法であつた。恰かも此時サー・ロバート・ピールは再び工場法を提出し議會は委員會を組織したからオーウェンは證人として出席し全國の工業事情に精通せる彼の智識を傾けて其進行を助けた。併し此場合にも工業家の猛烈なる反對運動は法案の進行を妨げ、四年の後木綿工場に適用すべき新法が通過したけれども其内容は全く骨抜となつてオーウェンを失望せしめた。彼は此時以後再び工場法運動の中心人物となつたことなく、一八三〇年代にシャフツベリー卿等の大運動が始まつた時にも深く關與しなかつた。併し彼の立てた案は最低年齢、労働時間の制限、夜業禁止及工場監督官設置の諸條件を含み後の工場法の骨組を示したものであつた。

オーウェンが若し此工場法の完成に執着し、尙前掲の諸政策に没頭したならば彼は漸進的國家社會主義の實行者として後世に認めらるゝに至つたであらう。けれども彼は此の如き針路を取るべく餘りに非凡な人物であつた。彼の工場運動は右の如くにして中絶されたが、彼の失業救済策は失業統計、職業紹介、工事調節の如き常識的方向を取らずして意外なる空想的方向に向つて飛んで行つた。一八二〇年のオーウェンは十五歳の富裕なる成功者であつて、普通の人ならば益々常識圓滿にして注意深くなるべきであるが彼は却つて此頃から益々新思想を湧出し大膽なる實驗に其一身を投ずることゝなつた。是は彼の傳を書いた多くの人が解釋し能はざる所の一の謎であらうと思ふ。

四

ナポレオン戦争後の大不景氣は一八一六年の末から始まつて經濟界に大打撃を與へ工業労働者の失業は未曾有の悲境を示し救貧院の支出が忽ち老大なる金額に上つた。そこで天下の識者は此窮狀を救済する爲めに苦心することゝなり、或は救貧法の改正を唱へ、或は外國移住を策し、或は膨脹したる通貨の處置に就いて意見を戦はした。此時オーウェンが前節に述べた『社會新觀』中の失業對策を固執したならば彼の政策は失業統計の完成、職業紹介の施設、更に

進んでは公共土木事業の急設といったやうな近時の社會政策に類似した方向に發展して行つた筈であるが、併し事實に於いて彼の着想は意外なる空想的方向に走つて行つた。それは即ち一種の「新らしき村」失業者の共産的自治體を作ることであつた。彼の案に據れば一千エーカー程の地に約一千人の人口を定任せしめ農業及工業に依つて共同生活の資料を生産せしむるものとし、一村に就いて建設費約十萬磅を必要とする。其費用は固より容易な金額ではないけれども、之に依つて失業者は向後自主自給の生活を立つることが出来る。救貧法は如何に改良して見ても要するに富者の富を以つて貧者を養ふに過ぎない所の姑息の法であるが、共産村は永久に社會組織を改造するの端緒を開くであらう。

此意見は一八一七年一部名士の私設した失業調査會に一案として提出せられ、更に一八二二年スコットランドのラルクシアの地方政府の調査會へ詳細報告せられたものである。而してロンドンではケント親王の熱心なる贊助の下に一團の名士等發起人となつて兎に角試験的に一箇村を造らうといふことになり寄附金の募集に着手した。其發起人中には工場法に就いてオーウェンの力を借りたビール等と共にデヴィッド・リカルドが名を列して居た。併し此計畫は寄附金の充分に集まらぬために中止せられ、又ケント親王が薨去してからオーウェンは貴族社會の後援を得る便宜を奪はれた。彼は此種の寄附金を募集する爲めに再び計畫したけれどもやはり成功しなかつた。然るに此の頃米國インディアナ州で Rappite といふ一種の宗教的共産團體が經營して居た土地三萬エーカーを二萬八千磅で賣らうといふ申出があつた。ラッパイトといふのは Rapp といふ姓の獨逸の宗教家の率ひた獨身者の一隊で歐洲の修道院と類似したものであつた。そこでオーウェンは意を決して自ら資産の一大部分を投じて此開墾地を買入れて、さうして新しき村を建てることにした。彼は直ちに渡米して其計畫を米國議會に發表し間もなく九百人の同志を募ることが出来た。村民の勞働及財産關係が如何に規定されたか詳細の事を記した書物は見當らないが、兎に角普通の開墾地とは異

り或程度の共同財産、共同消費を實行したのである。併しながら是は全く失敗に終つた。第一に此募集に應じた九百人といふのは千客萬來、玉石混合で其中には眞にオーウエンの主義を理解したものもあつたが又怠惰放縱に身を持ちくづしたのも多數にあつた。眞面目なものでも宗教上の偏見を有するもの、政治上の理想を異にするものが雜然として一所に集められたのである。故にオーウエンは此村を *New Harmony* と名づけたけれども最初から人心の調和を缺いて居た。團體は間もなく數個の小團體に分裂し其小團體の内でも各個人の利己心を絶つことは不可能であつた。オーウエンは三年の後即ち一八二八年に村民の總會を召集して解散を宣告するの止むなきに至つた。オーウエンの事業を助ける爲めに渡米した二人の子息は其後も米國に止まり、長男の *Robert Dale Owen* は有名な社會改革家となり米國議會にも列したけれども、ニュー・ハーモニー其者の共產的施設は何等の痕跡をも止めずして消滅した。オーウエンは之が爲めに全資産の五分の四を失ひ、女兒等と共に故郷に居た夫人は今までの裕福な生活を止めて小さい家に移ることゝなつた。ニュー・ラナルクの紡績會社との關係も絶たなければならなくなつた。

ニュー・ハーモニーの一擧はオーウエン一生の大失敗であつた。彼の如き實業界の經驗に富んだ人、特にニュー・ラナルクの模範村經營に二十年の苦心を重ねた人が如何にして此の如き不用意の計畫を實行するに至つたかは吾人の解釋し能はざる所である。併し彼は一方に組織的才幹を有しながら、他の一方には空想的な一本調子な性格を有して居たに相違なく、又天才肌で自信の強過ぎる程強かつた人であつたらう。而して當時英國の社會的大問題たる失業者救濟策として案出された所の共產自治體の案が何時の間にか一般的なる社會改造の實驗と變化して大西洋の彼岸に試みらるゝに至つた経路を見れば目的と手段との混合が起つては居ないかとさへ疑はれるのである。併しながらオーウエン自身からはせれば是も彼の思想の自然の發展であつたらしい。抑々彼が人の性格は生れながらのものでなくして境遇の造る所であると考ふるに至つたのは少年時代からのことであつてニュー・ラナルクの福利設備も全く此信念

から發して居た。彼に従へば今の下層人民が無智で利己的で卑屈な性格を有するのは彼等自身の罪にあらずして社會の罪である。従來の宗教が各個人の悔ひ改めに依つて世界を救はんとしたのは根本的に誤つて居る。人を向上せしむるには刑罰も用を爲さぬ。唯其境遇と教育とを改善する外に道はない、又かくする時は人の性格は無限に向上するものである。而して彼は此立場からニュー・ラナルクの實驗を行つて見たが果して十年の間に住民の日常生活を見違へる程改め、其思想感情を高尙にし、低級な娛樂や不品行や犯罪なども根絶することが出來た。是は前の理論の正確なることを證據立てたものである。そこで彼は是こそ自分の科學的大發見である。若し此理論が數千年前に發見され、理解されてあつたならば人類は決して現今の如き不幸の状態に墮落しなかつた筈であると思込んだ。又之を後には公言して憚らなかつた。それから又彼に従へば今の實生活を見ると根本的に誤つた主義が行はれて居る。抑々凡て物の價値は勞働に依つて生じ、賣買はつまり勞働の交換に外ならぬ。是は正統派の經濟學者も亦同説である。然るに不景氣の時期に際して失業者が勞働に堪ゆる所の身體を有し、勞働を厭はぬ所の意思を有しながら其勞働を相互に交換して生活の資料を得ることの出來ないのは何故であるか。曰く資本家が勞働者を雇つて生産しても儲からないからだ。然らば金儲けといふ動機を取去つて直接に消費を目的として生産し得るやうな社會組織を作つたら何うか。問ふて此に至ると經濟學者は金儲けの動機なしに人間は働かぬときめて居る。併しオーウエンの考では前にいふ通り人の心理状態は境遇に依つて改め得るものだ。私有財産を存すればこそ人は人と競争してみづから利せんとのみ熱中するが、共産的社會に住ましめ、協同生活に慣れしむれば自ら其處に高尚な相互扶助の精神が湧いて來るであらう。故にオーウエンが當面の失業者救濟策として共産村を主張したのは社會改造に關する豫ての着想が自然此機會に出て來たのであつて、彼の意志は固より當面の問題を超越して居つた。そこに彼の理想家たる本領を認めなければならぬ。固よりニュー・ラナルクに於いて窃盜や賭博や私通などの惡行が矯正されたからといつて直ちに私有財産の廢止までも亦可

能なりとするのは無謀な飛躍である。又ニュー・ラナルクで雇傭關係の壓力の下に獨裁的にやつた實驗が成效したからといって直ちに自治的なる「一致と協同の村」village of unity and co-operation が成立し得ると見込んだのも事物の輕重本末を正視したものといふことは出来ない。特にその破天荒な實驗を實行するに當つて周密なる組織的計畫を立てなかつたのは輕卒といふべきであらう。併しながら境遇は人を作るといふこと、即ち今の生物學の語を以つていへば「應化」adaptation の作用を認めて之を天性又は「遺傳」heredity 作用と對立せしめたことは社會改革家として至當なことである。若し人の性格が遺傳のみに依つて定まるとすれば優生學 eugenics の外に社會改革の道はないこととなる。應化の働くことを信ずればこそ工場法や失業救済や住宅改良等の社會政策は有意義となるのである。唯併しながらオーウェンが餘り一方に偏して考へたことは固より其當を得ない。

五

一八二〇年前後にオーウェンの態度が一變したことはサルガントを初めとして多くの傳記者の注意した點である。而して其變化は單に溫情的社會政策又は國家社會主義から空想的共產主義に變化したのみでなくしてニュー・ラナルクの着實なる工場主が民衆的社會運動の指揮者に變化したのである。オーウェンは勞働階級に對して無限の同情を有し彼等の向上に對して總ての犠牲を惜しまなかつたけれども、決してデモクラシーの信者ではなくして寧ろアリストクラシーの尊崇者であつた。彼はニュー・ラナルクの模範村は内外の貴族名流の訪問を受くることを誇りとして居た。又之に依つて彼の名聲が中央の上流階級に及んだ時に、彼は自己の政策を實現すべくロンドンに出て此等の人々の間に奔走した。『社會新觀』は明かに爲政者の爲に書いたものであり、工場法も失業者救済も爲政階級に訴へたのである。それもケント公や、カンタベリー僧正や、リヴァプール卿のみでなくして外國の王侯にも及び、屢々大陸漫

遊に出かけて各國の朝廷に自己の説を勧めたことは彼の自傳に事々しく書き立てゝある。彼はフランス・ブレイス及ブローム卿の如き民主主義者に親交を結んだけれども彼自身當時のラディカルスに加入したことはない。然るに彼の後半生は協同組合及労働組合の指導や社會主義の説法などに投ぜられたのは何故であるか。それは恐らく事物の成行がそこに至らしめたのであらう。先づ一八一五年以後ロンドンの政界に奔走した時代にも自説を行ふ爲に宣傳の必要を感じたから時には公開講演を聞き、又新聞紙に寄書を爲した。特に新聞紙に寄書をするときは自ら其數萬枚を買入れて各方面に頒布することゝし、その爲めに莫大の資金を使つた。此點に於てオーウェンは自己廣告術の名手であつたともいへやう。然るにオーウェンの名聲の高まるに伴れて彼の反對者は其運動を妨害することゝなり特に彼の宗教觀を發表せしめてその名聲を傷くるに至つた。オーウェンは境遇が人を造ると考へ、従つて個人の自省自責に依つて世を救はんとするを誤謬なりとして居た。彼は幼時に敬虔なキリスト信者であつたといふが其信仰は青年時代に放棄されて不可知論者 *agnostic* になつて居た。キリスト信者ならざるものは必ず背徳の人であり國王及教會に對して不忠不義の徒であるとするのが當時一般の人情であつたからオーウェンに取つて此事を公に明言する程不利な事はない。而かも反對者は彼をして之を公開講演の中に公言するの止むなきに至らしめたのである。それだから世評を重んずる所の政治家は彼に遠ざかる様になり、二三の有力なる後援者があつても彼の不人望を挽回することは出来なかつた。且又ニュー・ラナルク工場の出資者たるクエーカー教徒も彼の非宗教的態度に異議を唱へるに至り、彼は一八二四年遂に工場取締役を辭職してしまつた。かくして彼はニュー・ハーモニーで資産を失つた後は専ら民衆労働者に向つて運動する外なかつたのである。

かくの如くオーウェンが貴族名流の間に奔走することを止めて民衆労働者に訴ふことゝなつた理由は運命の進行がそこに至らしめたといふことが出来る。けれども彼のアリストクラシーはシャフツベリー卿のそれと異り最初から

して固定したアリстокラシーでなくして寧ろ勞働者を向上せしめんが爲めの指導誘掖であつた。即ち眞のデモクラシーを可能ならしむる爲めの温情主義であつた。もとより境遇が人を造るといひ、教育の萬能なることを信じた所の彼としては温情主義は手段であつて理想ではあり得ない。それが彼のニュー・ラナルクからニュー・ハーモニーに飛んで行つた理由である。然るに彼は一八二八年米國から歸朝したときに英國に於て面白き事實を發見した。それは當時勞働者の間に協同組合が流行し始めたことであつた。その協同組合なるものゝ内容は共同パン焼場杯を設けて後の消費組合の本質を備へたのもあり、又漁夫が共同で漁船を買入れて共同で漁獲に出たりして生産組合の實を行ふのもあり、又此兩者を兼ねたのもあつた。特に一方に日用品の共同購買を行ひながら又靴とか洋服とかを作らしむることによつて組合員中の失業者を救済することが廣く行はれた。そこで又協同組合は勞働組合と混同されて組合員に職を與ふる方法と看做された場合もある。オーウェンは此形勢を見て是こそ自分の豫ねて唱へた共産的自治團體の設立の豫備手段たるべきものだとした。彼は London Co-operative Society を設けて此組合の中央機關となし、講演會を催し、Crisis と題する雜誌を發行し、又時々總會 Co-operative Congress を開いて組合を後援した。此場合に彼が彼一流の社會主義の理想を旗印としたのは勿論である。従つて組合運動はオーウェンに依つて思想上に統一せられ、微々たる小組合もやがては自給自足の一大理想郷を建立せんとの目標を立てゝ進むことゝなり、單純なる經濟上の目的即ち日用品を安く買はんと希望する外に、道德的に共同生活の新世界を拓くべく努力するに至つた。組合の數も亦急に増加して一八三〇年にはロンドンに三十箇全國に三百箇あり、一八三二年には全國で四五百に達し其意氣も亦大に揚つた。

然るに此等の組合が生産組合の仕事を爲した爲めに經濟上大なる困難に遭遇した。それは組合が組合員に命じて作らしめたものを他の組合員だけで買盡すことが出來ずして外部に販路を求めらるる必要を生じ、又賣殘品の處分に行詰つ

たのである。是に於いてオーウェンは中央に「労働交換所」National Equitable Labour Exchange なるものを設けて此餘剰生産物の交換を便にした。前にも述べた通りオーウェンの考へでは總ての生産物は労働に依つて出来るのだから品物の賣買はつまり労働の交換に外ならず、今の世の中では其交換の仲介として貨幣を用ひるから其貨幣の購買力の高下に因つて經濟生活を攪亂されるのである。故に此交換所に於ては貨幣を用ふる必要はない。或物品を持参したものは他の物品を引渡すか、又は其物品の生産に要した労働時間を見積つて労働券 Labour Notes といふ紙幣の如きものを渡して置く。(パルグレーヴ經濟辭典の Labour Exchange 項に労働券雛形を掲げてある)。即ち労働時間が多くかゝつたものは高く、労働時間の少くかゝつたものは安いといふ事にすれば公平に交換が行はれる筈である。但し實際に於ては一時間の労働を金何程ときめて逆に金錢上の見積りを時間數に換算したから労働券の趣意は實現されなかつたのであるが、兎に角名義上には新し味を見せることが出来た。交換所には組合外の職人なども自己の製品を持ち込む様になり労働券は近所の商店や芝居や橋錢にまで通用する盛況を呈した。併し之も永くは續かず、交換所は一八三二年に出来たが三四年には多大の殘品を抱へて閉業し、オーウェンは毎日曜の講演會の入場料の外に自分の金を持出して始末をつけねばならなかつた。その爲めに數百を數へた協同組合も總て不振に陥つた。其頃の組合で現今まで存續するものは十指を屈するに過ぎない。かくしてオーウェンの計畫は又々失敗に終つたのである。労働交換所は失敗したけれどもオーウェンの精神的感化は決して失敗ではなかつた。一八四四年ロッチデールの有名な消費組合が起つて英國協同組合運動の確實なる發展を始めた時に其發起人となつた Charles Howarth の徒は主としてオーウェンの教を受けた所の労働者であつた。而もロッチデール組合は三〇年代の組合と同じく將來一の理想郷を建つることを夢想して居た。

組合の創立趣意書には左記の文句がある。

吾等は先づ日用品の販賣の爲めに共同の店を設くべし。

吾等の家庭及社會狀態を改善する爲めに住宅を建築し又は買取すべし。

吾等の内の失業者及賃銀引下に苦しむものへ職業を與ふる目的を以つて或物品の製造所を經營すべし。

又同様のものを救ふ爲めに土地を買入れ又は借受けて耕作せしむべし。

而してやがては生産分配教育及行政の力を調べ、共同利益の自給的殖民地を建設し、又は此の如き殖民地の建設を補助すべし。

是は明かにオーウエンの口調を傳へたものだ。唯後の人々は一層注意深くして、此内の實行し得べき計畫のみを實行せんと企てたから成功したのである。オーウエンの社會的實驗は米國に於ける共產村と勞働交換所と次に述ぶる所の勞働組合を以つて終りを告げたけれども、彼の理想の宣傳は一八二四年から死に至るまで繼續し、數萬の勞働者は常に彼の信者であり彼は日曜日毎に其講演會を催して居た。彼の言は事務的ならずして寧ろ漠然たるものであつたけれども、それが協同組合の精神を刺戟したのである。彼は曾てマンチェスターに於ける總會に於いて「相互の協同、一個の所有權、努力及享樂の平等」といふ標語を掲げたが、それこそ彼の社會主義の要領であり又協同組合の要領でもある。英國協同組合運動に最も多く貢獻した個人はオーウエンであることに疑を容れる餘地がない。

六

一八三二年から三四年までの三年間即ち彼の六十二歳から六十四歳までの間はオーウエンの生涯で頗る多事な時であつた。彼は一方に於いて協同組合の宣傳を行ひ、勞働交換所を經營しつつ他の一方に勞働組合の總同盟を率ひたのである。當時英國の勞働組合は頗る幼稚なものであつたけれども、漸く孤立したる地方的小組合の微力なることが

理解せられ、各種の職業を網羅し且全國に亙る所の總同盟を作らんと企てが隨所に起り、北方では木綿職工、ロンドンでは建築職工が中心になつて活躍しつゝあつた。一八三〇年から三二年までは選舉法大改正の運動が進行中であつた爲めに労働者の或ものはその方に注意を奪はれて居たが、新選舉法が單に商工業者の勝利を意味するものであつて毫も労働階級の爲めに有利にはならぬといふことが明かになつてから、組合聯合運動の火の手が大に高まつて來た。そこで此時既に協同組合の宣傳者として労働者の間に天降つて居た所のオーウェンは更に一層民衆的なる労働組合の上に天降つて行つた。彼は一八三三年の末に Grand National Consolidated Trades Union of Great Britain and Ireland と稱する總同盟を組織したが、政治運動の無効なりしに失望した所の労働運動者は糾然としてオーウェンの大傘下に集り、彼の非政治的、純産業的にして且つ教育的なる社會思想に歸依して彼を労働運動の總帥と仰いだ。折柄財界の好景氣に會して地方組合及組合員の數は急激に増加し、數箇月後總同盟の所屬者數五十萬と號するに至つた。オーウェンは労働組合が一方にストライキを以つて資本家を脅威すると同時に他の方には協同組合を助けて失業者に職を與ふるの途を開くべきことを勸説し、又此方法に依つて猛進すれば間もなく資本主義の企業を壓迫して労働者の團體が企業の位置を取つて代るべきことを豫言した。

此豫言の内容は極めて空漠たるものであつて現在の企業に代るべき労働者の團體が如何なる組織を有するか、又此の如き理想の實現さるゝまでに如何なる過渡時代が來るかといふ問題さへも解決されては居なかつたが、それでもオーウェンの經歷と人物とはよく當時の労働者を心服せしむるに充分であつた。オーウェンは少くとも一時は全労働階級の大先生であり又總司令官であつた。恰かも此時ドルチェスターと稱する農村で組合法違反の爲めに捕縛された七人の労働者があつたので、總同盟は此等の不幸なる同輩の放免を請願すると稱して倫敦市中に一大示威行列を行つた。其旗鼓堂々たる陣容は當時にあつては實に未曾有の光景であつて是恐らくは世界に於ける最初の労働者示威行列

と見るべきであらう。兎に角當時の政府及實業家は労働組合の意外に迅速なる勃興に驚いて早く此危険なる組合を鎮壓するの必要を痛感した。而して總同盟所屬の労働組合は背後の力を頼んで頻りに無準備なる同盟罷業を企て、雇主側はこれに對抗すべく同盟休業を斷行して復職を希望するものには所謂 Document 即ち再び労働組合に参加せざる旨の誓書を徴することゝなつた。そこでストライキの多くは労働者側の敗北となり資金は枯渇し、會費の増徴に對しては不平が起り、次で多數の地方支部の脱退となり、衰微となり、數箇月後には全く無力となつてしまつた。而して一八三五年以後には最早労働組合の總同盟を語るものなく、労働者の熱情は再び政治上の改革に向けられて所謂チャーティズム即ち普選運動に吸収せられた。そこで非政治的、純産業的の立場を守つた所のオーウェンも亦漸次に忘れられることゝなつた。

かくして労働組合史上のオーウェンは彗星の如く來り、彗星の如く去つたといつてもいい。併しながら彼が労働運動の指導者として當時流行の參政權運動を冷眼に看過し、飽くまで労働組合の純産業的活動に終始し、特に労働組合はやがて生産組合と化して資本的企業の地位を乗取るに至るべきことを主張したのは、其思想の空漠たりしに拘らず、確かに問題の核心を捕へたものといはねばならぬ。何となれば政治組織の改革は要するに楯の一面であつて決して之のみを以つて労働者の解放が得られるものではない。たとひ民衆的共和政治が完成されて、國家社會主義が遺憾なく實行されたとしても、個々の労働者が生産組織の一擔當者として割當てられたる役目は現在に比して何の變更をも見るものではない。例へば市街鐵道が一會社のものであつて營利的に經營されても、又それが市有事業として公共的に經營されても、運轉手や車掌は依然たる一雇人であり、賃銀労働者である。而して賃銀労働者は其職業生活の一切を雇主たる個人又は團體の命令に一任しなければならぬものである。労働者をして眞に有力に其職業上の發言權を得せしむるものは政治的投票權に非ずして産業的團結即ち労働組合である。更に進んで彼等をして職業生活の全權を

得せしむるものありとすればそれは労働者生産組合の外にはあり得ない。こゝにオーウェンの立場が深き意義を有するのである。

マルクス以後の社會主義者特に獨逸の社會民主黨は長く政治的社會主義を以つて唯一の社會主義となし、オーウェンの共產的自治體の如き主張を空想的ユートピアンであるとして貶したけれども見方によりては決してユートピアンとすることは出来ない。固より彼が境遇萬能を信じて一夜の内に新社會の模型を作り出さんとしたのは社會進化の原則を辨ぜざる無學の見であつたに相違ない。けれどもその政治的改革以上に産業的の改革の重要なことを見て取つた所は流石に實業界出身者の獨創的見解としなければならぬ。近頃の社會主義者が所謂社會民主主義即ち集産主義に不満を抱いてサンディカリズムやギルド・ソシアリズムに走つたのは何故であるか。是即ち彼等がオーウェンに歸つたのである。現にギルド社會主義者たるコール氏は明かに「世界はオーウェンに歸りつゝある」といつて居るのである。固より一本調子なるサンディカリズムや非議會主義は是亦反對の意味に於いて極端に行き過ぎた態度であつて、社會改造のプログラムの一部には必ず政治上の改革を含まなければならないが、それは産業上の改革と並び進むべきものなることは過去百年間の英國の形勢が明示した所である。即ち此兩者は其一を以つて他を排すべからず、各自相當の職分を有して居るのである。

七

労働組合總同盟の失敗以後のオーウェンは再び以前の如き花々しき舞臺に立つことなくして單純なる社會主義の宣傳者として二十有餘年の長き歳月を送つた。サルガントの如きは此時代にオーウェンは全く世間から忘れられ、彼は一八五八年ウェールズの故郷に歸つて永眠する前に既に公生涯から葬られたやうに記して居る。併し事實は必ずしも

さうでなくして一部労働者間には相當の信望を有して居たのである。彼の宣傳の本部は屢々其組織と名稱を變じたが一八三四年即ち雜誌 *Crisis* の廢刊以後直ちに創められた所の新雜誌 *New Moral World* は十二年間繼續して發行された。一八四〇年に彼の創立した *Association of All Classes of All Nations formed to effect an Entire Change in the Character and Condition of the Human Race* という長い名稱の團體は全國に六十二の分會を有し、會員總數五萬に達し、マンチェスター、ロンドン、バーミンガム、リヴァプール、シェフィールドに夫々 *Hall of Science* 又は *Social Institute* と名づくる集會所を設け、毎日曜日にオーウェン主義の講演を催した。その集會の様子は普通の教會の禮拜に倣つたもので説教の如き講演を爲し、讚美歌の如き唱歌を唱へることになつて居た。即ち社會主義の宣傳といつても毫も階級的反感を煽動するやうなものでなくして教會に代る所の一種の修養團の如き性質を具へて居たと思はれる。

余は一八〇六年英國滞在中に或田舎の社會主義の集會に臨んで説教の如き講演と讚美歌の如き唱歌の合唱を聽き其空氣の社會主義らしからざるに驚いたのであるが、恐らくあれがオーウェンの修養團の遺風であつたらうと想像する。そこで此團體は社會組織一變の豫言をなしたに拘らず雇主側の批難を受くることは少かつたが、その代りに却つて國立教會の迫害を受くるに至つた。即ち國立教會の頑固黨は之を一種の宗教と看做し、反キリスト教の一派として攻撃を始め、それが爲めに幹部以下二派に分れて自らキリスト教を奉ずと稱するものと、オーウェン流の不可知論を固守するものと、反目するやうになつて結局萎微振はざる状態に陥つた。此會の隆盛なりし時にはオーウェンも再び共産村の創立計畫を立て、*Queenwood* といふ所に廣い地所まで買つたけれどもそれは實現に至らずして中止された。それから彼は一八四四年に米國に渡つて長男を訪問したことがあるが、これは金錢上の援助を求めに行つたものらしい。かくして彼は高齢になると共に益々貧乏となり、且友人を失つて行つた。それでも活動の氣魄は死に至るま

で存在して居たので、一八四八年佛國革命の際には七十八歳にしてパリへ行つてルイ・ブランに會し一八五四年には八十四歳にして始めて神靈教スピリチュアリズムを唱へ出した。

右の如き次第でオーウェンは一八四〇年代にも決して老衰してしまつたのではないが、それにも拘らず餘り社會から認められなかつた。その理由の一は確かにオーウェンが非政治的なる社會改革の理想を守つてチャーティズムに冷淡なりしことである。チャーティズムの時代には英國勞働階級の指導者は悉く普通選舉權を以つて總ての社會改造計劃の前提と認め、又此前提さへ得らるれば忽ちにして彼等の職業、賃銀、食糧、教育等の一切の問題が解決されると妄信して居たからオーウェン主義の深く顧みられなかつたのは當然である。併し此時代にはたとひオーウェンが政治運動に乗りだしても充分の力を發揮することは出来なかつたらうと推察すべき理由がある。それは當時の勞働者が階級的反感に燃えて居たのに對してオーウェンが到底其反感に共鳴し能はざる人物だつた事である。勞働者の階級的反感は余がプレースの評傳中にも述べた如く一八三二年の選舉運動の際から始まつて居り、オーウェンが勞働者組合の糾合に敗れた理由の一半も亦そこにあつた。ベイヤ及ポストゲート二氏（第一節の文獻）の調べた事實に徴するに、彼の勞働總同盟の左翼には James Morrison 及 J. E. Smith といふ二人の聰明な勞働者があつた。前者は一時三萬の讀者ありし雜誌 *Pioneer* を刊行し、後者はオーウェンの發行した雜誌 *Crisis* の主筆となり、何れも階級闘争の氣分に満ちて居た。

彼等は共にオーウェンの教を受けて非政治的改造を主張したけれども、其理想に達する策戦に於てオーウェンの如き平靜な態度に出づるを得なかつた。而して非政治的改造を闘争手段に依つて遂行するとなれば是即ち近時のサンディカリズムに最もよく一致したものと成る。一般罷工の策も既に當時考へ出されて居た。一八三三年十月グラスゴウの勞働者の或集會に於いて一般罷工の決議がなされ、其文中に「勞働者が一齊に休止すれば手形は不渡となり、破産

は相次ぎ、資本は破壊され、政府の収入は減じ政府そのものは混亂に陥りかくして現社會の羈絆は一時に切斷される」といつてある。一八三五年八月の或雜誌には「勞働の資本に對する戦は銃砲の戦ではない、資本家はかくの如き戦の相手にならない。唯勞働者の愚昧なるに乗ずるのである。故に勞働者の武器は自己の新聞である。若し總ての勞働者が自覺するならば資本家は立行く道理がない。吾々はストライキに次ぐにストライキを以つてしなければならぬ。現に最低生計費にも足りないやうな安い賃銀を得て満足して居る所の人々も頻發する所のストライキに苦しむときは其原因の何れにあるかを反省するだらう。而して資本家の生活を安易ならしめる爲に自ら不斷の勞働を爲すの極めて不合理なることを悟るだらう。さすれば資本家はつまり降參するの外ない」と論じてある。此等は當時の進歩したる勞働者の氣分を示すものと見て宜しいのだ。即ち彼等はストライキを以つて單に雇傭條件改善の手段となさず、之に依つて一氣に社會の革命を行はんとしたのである。今の語を用ふれば非議會主義の直接行動を唱へたのである。然るにオーウェンは此の如き筆鋒を以つて勞資の争議を繁くし、二階級の反感を挑撥するの無益有害なること、社會の改造は勞資雙方の理解に依つて爲し得べきことを主張した。彼は終にスマスを強壓して主筆の任を辭せしむることとなつた。オーウェンは彼が後に設立した修養團の名稱に Association of All Classes を唱へた如く總ての階級の一致を理想とし、彼の所謂「協同」(Co-operation)は時として勞働者のみの協同でなくして勞資の協同協調を意味する場合さへあつた。オーウェンは此理由で多くの門弟と別れなければならなかつた。チャーティスト黨の有力者の中でラヴェット、ヘザリントン、クリーフ、ワトソン等は皆オーウェンの教を受けて社會主義者となつたのみならず、彼等相互の交際も同門の弟子たるに始まつて居る。「チャーティストの先生」といはれたオブライエンもオーウェンに依つて社會主義に歸依したのである。而して彼等は死に至るまでオーウェンの教を感謝して居たに拘らず相率ひてチャーティスト運動に投じたのである。是蓋しチャーティスト運動は政治的的改革運動にして且階級鬭争運動であつた

からである。

併しながらオーウェンが闘争に反対して協同を固守したことは全く失敗ではなかつた。何となれば英國勞働者の階級的反感は四〇年代に入りて次第に減退し、それに代つて自治協同の組合精神が勃興して來た。オーウェンの門に出でた George Holyoake (協同組合史の著者) や Lloyd Jones (オーウェン傳の著者) の徒は協同組合の宣傳者となり、Charles Howarth はロッチデールの開拓者となり、やがて消費組合はオーウェン自身の想像せざりしと思はる程の大發達を遂げた。其他友愛組合の進歩といひ、勞働組合の新型の發生といひ、十九世紀後半の英國勞働運動は自治協同、任意自助の空氣を以つて満たされてあつたといふことが出来る。而かも吾人の解する所では此空氣の充實したことが英國の社會に特有の堅實味を與へ、後年政治的社會主義の再興したときにも其運動に組織的基礎と自律の訓練と事務的秩序とを與へたことは争ふべからざる所である。固より組合精神 *Spirit of Association* そのものゝ發展をオーウェン一個の功に歸するは誇張の甚だしきものであるけれども、オーウェンが其財産を失ひ友人を失ひ、門人を失ひながら卓然として此精神の助長に盡力したことは此小論文だけでも看取せらるゝであらう。吾人はオーウェンが工場法の元祖であり、普通教育の先覺である點を忘れはしないが、其以上に協同組合の最大功勞者としての彼を欣慕しなければならぬ。(一九一三年十一月五日稿)

附記

本論起草の後に、刊行されたオーウェン傳に G. D. H. Cole, Robert Owen, London, 1925 があつた。

第五章 カーライル及ミルの産業論

一

十九世紀の中葉英國の資本主義が漸く成熟期に達し、封建制度の遺物たる地主貴族の勢力衰へて新實業階級即ちブルジョアが社會の大勢力となつた時に、二人の卓越したる思想家が産業組織の將來に就いて論争した。それはトマス・カーライルとジョン・スチュアート・ミルである。カーライルは産業上のアリストクラシーを説き、ミルは産業上のデモクラシーを説いた。カーライルはプラトリーの哲人主義に深く共鳴して居た人で總てデモクラシーに信用を置かなかつた。彼は當時の英國労働者が普選運動に熱中した其心事に對して大に同情はしたが、併しながら普選其者は盲千人の社會が「頭數の計算」に依つて政治を行はんとする所の愚策であると罵倒した。然るにミルはベンザム及父ミルより傳へられた功利學派の代表者として民主政治に大なる希望を繫いで居た。チャーティスト運動の衰滅した後、ジョン・ブライトを唱首として再び選舉權擴張運動の起つた時に彼は其有力なる支持者となつたのみならず、此運動が功を奏して一八六七年の選舉法が實施せらるゝに至つた時には労働者をして其同輩の中から代議士を選出せしむる目的を以つて「労働代表同盟」(Labour Representation League)を組織したのである。蓋しミルはデモクラシーの困難なることを能く知つて居たけれども其困難は教育に依つて取除き得るものだと思へた。特に選舉權の如きは之を實行することが即ちデモクラシーの最有力な教育であると考へた。故に政治上に關してカーライルとミルと全く相反する意見を有して居たことは明かであるが、此に吾人の最も面白く感じることは兩者が其アリストクラシー又は

デモクラシーの主張を單に政治上に止めずして産業上にまで及した事である。

通常デモクラシーは中央及地方の政治機關の民主化といふ意味に解されて居るので、例へば選舉法が普通選舉になり、勞働階級出身の代議士が多く出て居り、多數人民に有利な法律が頻りに發布さるゝ時はそれでデモクラシーが行はれて居ると考へられる。けれども是では多數の人民が政治上の平等を與へられたゞけのことであつて、其日常生活の大半が尙ほ民主化されずに残つて居る。即ち凡そ人間の生活は一晝夜二十四時間の中、睡眠時間の外は其半ば以上を職業の爲めに費し、尙ほ其後に残つた時間を家族的又は社會的事項に用ひて居る。故に其職業生活が民主化されぬ間は決して徹底したるデモクラシーが實現されたとはいへない。然るに十九世紀の大勢は政治上のデモクラシーが進歩したのと正反對に産業上にはアリストクラシーが暗黙の間に發達して來たことである。即ち企業の規模が益々大となるが故に愈々多くの勞働者が一人の社長又は數人の重役に指揮されることになつて來て、賃銀勞働者が獨立の營業を有ち得る機會は漸次に少くなるのである。是故に近年のサンディカリズムやギルド社會主義が勞働者の「産業管理」を主張し、賃銀制度の撤廢を要求するのは民主思想の自然の成行といはねばならぬ。併し此「産業管理」の必要は決して近年の新思想家の發明でなくして、既に九一年前にロバート・オーウェンの主張した所である。オーウェンは勞働組合又は協同組合をして財貨生産の機關たらしむることに依りて營利的企業を廢止せんとした。彼が普選運動に冷淡なりし理由も此にある。それから稍後れて佛英兩國の生産組合運動がやはり同じ理想から出發して居つた。而してミルは後に述ぶる通り此生産組合制度の熱心なる主張者であつた。即ちミルは政治の民主化と共に産業の民主化を期待したのである。

そこで他の一方にカーライルを見ると、彼のアリストクラシーはやはり政治上だけの問題ではない。産業上にも及すのである。即ち彼は雇人が雇主と對等の位置に立つて自由に雇傭契約を爲すべく、國家は彼等の自由の取引に干渉

すべからずといふ當時の經濟學說を dismal science 即ち「外道の學問」として排斥した。彼は「實業の將帥」Captain of Industry といふ標語を作つて實業家は即ち産業上の指揮者たり、貴族たり、英雄たることを明かにせんとした。但し彼の所謂「實業の將帥」は今の人の解する如き單に精力絶倫なる營利事業の統率者ではなかつた。彼は産業革命以來富の生産に機械が多く用ひられるのみならず、人と人との關係までも單純にキャッシュ・ネクサス（金錢關係）に依りて機械的に成立するに至つたことを罵つた。社會はかくして殺風景なる下宿屋となり、各人孤立して隣人を犯さんとするに至ると叫んだ。故に彼の「實業の將帥」は單に大企業を統率して豊富なる生産を爲すのみならず、其生産物の公正なる分配を掌る人でなければならなかつた。彼は實業界に恐慌の起ることを痛撃して、今の實業家は幾萬の人が寒氣に慄へて居る時に自らシャツの山を積んで其賣行の遅き所以を「過剰生産」に歸して居るといひ、此奇怪なる矛盾の原因は萬事を需要供給の原則に依つて解決せんとする自由競争主義にありと論斷した。彼は産業の自由が徒らに生活の安定を破壊し、無秩序なる經濟状態を出現せしむるものとなした。一八四三年彼の名著『過去と現在』が出た時にマルクス及エンゲルスの編輯せる『獨佛年報』といふ雜誌は是こそ當時社會問題に關する最も重要な著書であると評した。併しながらカーライルは是故を以つて産業の管理を民主的政府の手に奪ふべしとはいはなかつた。デモクラシーは唯舊物を破壊する力あるのみにて新しき秩序を建設するに適せざるものである。故に彼の期する所は産業上の封建制度であつた。「實業の將帥」は徹底的温情主義に據つて其使用する多數の人を保護すること、猶ほ古の封建君主が萬民の安寧幸福を以つて自己の任となしたるが如くなるべしとした。即ち彼は國家の組織を貴族的にすると共に企業組織も亦貴族的にすべきものと考へたのである。

カーライルの著書は數種あるが、其内で最も簡潔に而して明瞭に彼の社會哲學を書き表はしたものは『過去と現在』“Past and Present”（文學士石田憲次氏の譯書あり）である。此書はチャーティスムや穀法撤廢や工場法案等の大運動が相錯綜して行はれた時代即ち一八四三年に公刊されたものであつて實に彼が救世濟民の志を述べたものとも見ることが出来るのである。彼は先づ其「序言」に於いて所謂「英國の現状」（Condition of England）を如何にすべきかの問題を提出して居る。曰く「英國は富に充ちて居る。様々の産物、人間の慾望に適ふ有らゆる財物に充ちて居る。而かも英國は營養不良の爲めに死せんとしつゝある」。蓋し世界における産業革命の先鋒として英國が貯へた所の資本及其資本の生み出す富の分量は前古未聞のものあるに拘らず、其國民の多數なる勞働者は貧苦に陥りて不平不満の叫聲を擧げ、救貧院は充滿し、暴動は屢々起り、富者も亦自ら安んずることが出来ないのは何の爲めであるかといふのが彼の問題である。そこで彼は卒然として讀者を十二世紀の模範的僧院に導いて曰く問題解決の鍵はこゝにあると。それは第二篇「古の修道僧」であつて、此書の標題『過去と現在』に謂ふ所の「過去」がそこに描き出される。聖エドマンズベリーの僧院は當時の他の僧院と同じく廣大なる寺領を有し、其院主は諸侯の如く貴族院に議席を與へられ、且地方の裁判權を握り、同一の騎兵隊を具へて居た。古の殉教者の祭壇には法燈長へに輝きて賽者遠近より集まり、エドマンズベリーの町には市が開かれた。數百の僧徒は頭を剃り、法衣を着し、珠數を攜へて日々朝夕の看經を勤めた。院の收入は地代、賦役錢、市場料、水車料を併せて莫大な金高に上つたが是は皆壯嚴なる殿堂と其内に行はるゝ宗教上の儀式に用ひらるゝものであつて、僧徒は各「貧の誓」を立て二志以上の金を有つことを禁ぜられて居た。然るに前の院主が老病を以つて遷化した時、院の風紀頹廢して財政は紊亂して猶太人の金貨に大なる借債を負ふて居たが衆望に依り國王の勅命を蒙つて就任した所の新院主サムソンは其荒廢したる田園を恢復し、財政を整理し、身を以つて衆徒を導き、善政を以つて百姓を治めた。僧院の理想は人間の勞作 *MONKS* を神に對する務として貴

ぶ所にあつたのである。勞働は即ち禮拜である。かくてカーライルは此七百年前の精神的にして犠牲的なる生活と今の拜金の利己的生活とを比較して「現在」の「過去」に及ばざる所以を指摘せんとし、こゝに第三篇「近代の勞働者」の批評に移り、第四篇「星占」を以つて社會改革の經綸に及んで居る。彼は經濟學の所謂「需要供給の法則」に何等の倫理的意義なきことを痛撃し、自由競争は社會に秩序と安定を生ずる能はざることを論斷し、所謂自由は多數の勞働者に取りて飢餓に死するの自由となるべしといひ、結局民衆は眞の英雄の指揮の下に永續的組織を得て今の一時的現金的なる所謂自由契約に代へねばならぬといふ。併しながら彼は決して近世的大企業大經營を呪ふものではない。彼は外形的復古を唱へず、却つて舊式なる地主貴族を「働かざる貴族」と罵り、穀法廢止を熱心に主張した。而して機械を用ひて天然を征服する所の實業家こそは眞の貴族であるとした。「實業の將帥」と題する一章には左の如き文句がある。「實業の指揮者は實は世界の將帥なり。若し此指揮者の中に高貴の性格者を存ぜずんば此世の中には最早眞の貴族なるものあることなからん。試みに實業の將帥をして反省せしめよ。彼等は昔の武功の將帥と人種を異にするや。彼等は義勇を知らずして唯鍍金したる畜生道に彷徨すべきや。否、彼等こそは眞の闘士なり。混亂と缺乏と惡弊とに對する闘士として偉大なる世界的福祉を人の世に齎すべきものは彼なり。汝實業家の將帥よ。拜金の夢より醒めて英國を救へ。然らずんば亡びよ」。

「封建時代の大名は男兒の精神を有したりき。無政府や謀叛や其他の傭兵的惡風を除きて社會に平和と安定とを來たせり。彼は自ら其事業を貴しとなし、其指揮者たる性格を養ひ、其擴大されたる自我を衛るが爲に忠誠の士を集め、君は士を愛し、士は君の爲めに死するに至れり。こは美しき事なり、少くとも人間味に富みたる事なり」。

「實業の將帥よ。汝の周圍を見よ。社會は亂れたり、荒さみたり、將に爆發狂亂の際にあり、人は最早一日六片の賃銀と需要供給の法則のみに依つて汝の爲めに働かざるべし。人は之を欲せず、之を至當なりと思はず、又之を爲し

得ざるなり。汝は尊き指導に依りてのみ人をして貴き忠義心を起さしむるを得ん。總て昔より人間の力を協さしむるには組織を要したりき。而して今や労働が之を要するなり。「此任務は固より難し。而かも此の如き仕事の外、人は抑々何の爲めに生くるぞ。汝の千兩箱を數ふるを止めよ。而して汝の心中に生くる貴き者を滅びしむる勿れ。若し汝が千兩箱を數ふるを止めずんば其金こそは長く汝の手に遺ることなからん」。

カーライルは企業に専制の必要なることを認め「紡績工場に一般投票は不適當なり」として居る。而して「専制を自由と調和」するの道は「汝の専制を正しからしめること」だ。アリストクラシーの希臘語の語源は「最も勇敢なる者」を意味する。

三

ミルの『經濟原論』中で有名な「労働階級の將來」に關する一章は余が既に論文（『商學研究』第一卷第一號「労働者生産組合」「社會改造と企業」所載）の中に引用した所であるが此意見は一面に於いて實に右のカーライルの主張に對抗したものであつた。ミルの説に曰く、

「労働問題に關して世上幾多の討議が行はれたが、吾人は其斷片的議論の内に二種の相反する主義あることを知る。即ち其一は保護從屬を要とし、他の一は自主獨立を要とする。第一の主義は依らしむべし、知らしむべからず、細民をして自ら運命を開拓せしむるは益なし。彼等の幸福を謀るは上流階級の義務である。彼は其労働と忠誠とに對して適當の衣食住を與へられ、宗教道德の教を受け無邪氣に樂ましめらるべきである。

「此の如きは「現在」の状態を不満足として「過去」を懷しみ惜む人々が將來に抱く所の理想である。（此一條カーライルの『過去と現在』を論敵に取つたことは明かである）。さりながら此理想は歴史上に實現されたよめしが無い。

唯古の善き時代に歸らんとする想像的同情に訴ふるのみ。固より時として個々の偉人が稀有の例を示したことはあるが、併し一般に特權と威力とを有する階級が庶民の爲めに謀るよりも寧ろ自己の爲めに其力を用ひて憚ることなきを常とするのである。又此主義の下に描かれたる社會は人的感情と獻身犠牲の精神に滿ちたる美しき社會であつて、唯金錢上の關係のみに繋がれたる社會に比すれば遙かに好ましが如くなれども、それは一般人智の進まなかつた昔の狀態に適したることにて民衆の自覺したる今の時代に望み得ることではない。」

そこでミル自身は何を以つて時弊を救はんとするかといへば、即ちデモクラシーを徹底せしむることである。即ち下層人民をして富者に從順ならしむるよりも寧ろ彼等自身の自治能力を發達せしむることである。故にミルは政治機關の民衆化を主張する如く産業組織の上でも亦民衆化を必要なりとし、又是は學校教育の進歩に依つて期待し得らるることを信じて居た。彼はデモクラシーの發達の結果が當然産業民衆化に至るべしと豫測した。

「勞働者の自主的精神が進歩すれば唯賃銀を支給するものゝ爲めに從屬的地位に就くことを漸次不滿に感ずることとなるであらう。富者が貧者を世襲的臣屬として取扱ふならば、貧者も亦富者を以つて己の貪慾を滿たすの具と看做すに至ること必然である。かくて勞働者が出来るだけ怠慢して出来るだけ高き賃銀を要求することゝならば如何に其待遇を厚うすると雖も到底無限の要求を満足せしむることは不可能となるに相違ない。

「是に於いて勞働者に獨立の地位を與へ自己の利益の爲めに喜んで勞働せしむるの法を講じなければならぬ。農業にありては小規模自作農の獎勵に依つて此目的を達することが出来るだらう。併し工業にありては既に大經營の生産能率を増進せしむること明白なるが故に之を分裂せしむるは却つて文明の退歩となるだらう。即ち古の手工業制度に復歸することは出来ないであらう。唯幸にして最近の經驗は資本と勞働とが對抗敵視することなしに却つて協同するの途あることを示した。是が即ち勞働者の生産組合並に勞働者をして事業の利潤及經營に參與せしむる所の諸制度

(利潤分配及勞資共營)の如きものである。

「此等の制度にありては勞働者は單なる賃銀勞働者でなくして共同の利益の爲めに働くものであるから、其生産能率の大なることは疑ない。而して他の一方に於いて共同結社の企業は概して個人企業に比して經營上の機敏と統一とを缺くの短所ありと雖も、此短所は賃銀制度の全廢及之に伴ふ各勞働者の能力増進に依つて優に補はるゝであらう。かくして勞働者の協同組事業と資本家の個人企業と競争する結果、後者は唯低級低能の勞働者のみを集むるが故に次第に敗退し、遂には資本家が其資本を自ら使用するに堪へずして之を勞働者の組合に託して運轉せしむることとなり、又は之を有期年金に變更するが如き契約に甘んずるの外なきこととなるだらう。さすれば遠き將來に於いては生産組合發達の爲めに社會の組織が一變されて勞働者の獨立と大經營の利益とが完全に調和せらるゝの望ありといはねばならぬ。」

かくしてミルは産業上のデモクラシーに絶大の信用を置き、一八六二年即ち佛英兩國に於ける多くの生産組合の實驗が失敗に歸した後に至りても尙ほ「組合の將來は極めて有望なり」といひ、「二大文明國(英佛をいふ)に於いて社會の最下層にある勞働者が其正直、常識、自制並に相互の信認に依りて此の如き高尚なる實驗(生産組合の實驗をいふ)を成功せしめたるの事實を見れば吾人は人類進歩の將來を樂觀せざらんとするも得べからず」といひ、又更に三年を経て協同組合の成效は總て社會の道德的革命、勞資間の懸案解決、階級闘争の代りに共同の幸福の爲めにする平和的競争、勞働の品位の向上、勞働階級に於ける安定及獨立の新見解を齎すであらう」と喜んだ。ミルの生産組合に對する樂觀的態度は寧ろ吾人をして驚嘆せしむるものがある。

四

吾人は爾來數十年を経たる今日に於いて此二大思想家の豫言に何を學ぶことが出来るか。固より兩者の豫言は其ま取れば共に外れて居る。勞資の關係は決してカーライルの温情主義でも、ミルの自助組合主義でも解決されはしなかつた。階級對立の形勢は時に依つて緩急はありとしても、兎に角繼續して居る。此點に於いては何人もマルクスの階級闘争論を多少の條件の下に承認しなければならぬ。併しながら偉大なる思想家は必ず人間の本性の或重要な傾向を看破して居る。答案は當らぬにしても運算には大なる價值がある。

近來の社會主義者、特にサンディカリズム及ギルド・ソシアリズムの言論を聽くときはミルの大膽な豫言に多大の眞理の含まれて居ることを否むことは出来ない。マルクス以後の社會民主主義者が久しく産業の國家的統制を殆ど唯一の主張となし、産業を民主的に管理する方法は政治機關を民主的ならしむるにありとして居たのに反して所謂産業自治を唱導するに至りたるは近く十數年來のことであるが、是はいふまでもなく或意味に於いてミルの復活である。

ミルは新人の如く労働組合に重きを置かなかつたけれども、生産組合即ち労働者が「自ら選任する所の支配人の下に労働する」所の一種の自治制度を理想として居た。所謂ギルドと生産組合との差は前者が労働組合に基礎を置いて當該産業を獨占的に統制せんとするに對して後者が此の如き基礎を缺けることである。産業自治を主張するに於いては兩者其軌を一にするのである。而してミルは労働者の自主的精神が發達するに従ひ、資本的企業家は高級労働者の不滿を買ふこととなり、其爲めに企業を有利に經營する能はざるに至るといつたが、今の事實は労働者の不滿に原因するストライキの頻々たるものが終に彼の言を實現せしむるに至らざるかを疑はしめる。而してギルド社會主義者の或者は此意味に於いて資本主義倒壞の止むべからざるを論じて居る。(Lawney, Aquisitive Society—『商學研究』第一卷第三號拙稿)

併しながらミルの豫言の適中せるは思想上のことであつて事實上のことではない。ギルド社會主義は尙ほ新思想た

るに留まつて未だ新事實とはなつて居ないのである。事實上の問題としてならば、實にアシュレー教授が『英國經濟組織』中にいへる如く「ミルの豫言は全然失望を以つて満たされて居る。幾百の實驗は試みられ、幾多の堅忍不拔なる理想家の物語が遺されたけれどもミルの考へた様な協同組合は一の例外もなく失敗に終つた。其或者は偶然の逆境に處して敗れたが、多くは經營上の失敗であつた。産業自治は生産を組織するの力なく、特に販路を發見するの力なきことを證明された。適々成功したるものは組合外の労働者を多數に雇入れ、組合員は單純なる出資者と化してしまつた。故に新思想家の主張する所のギルドも亦之を實際に行ふに至れば必ず同一の難問に遭遇するであらう。此意味に於いて最近英國に試みられつゝある建築ギルドが如何なる發展を爲すかは頗る興味深き問題といはねばならぬ。

併しながら吾人は決してミルの生産組合と今の産業管理運動とを全然同一視してはならぬ。生産組合は労働者自ら一躍して企業者たらんとする運動であつたが、今の労働組合は必ずしも之を求めず、彼等は從來資本家が自己の私的問題として他人の容喙を許さざりし所の賃銀率や労働時間に就き公然たる團體協約を認むるの止むなきに至らしめた如く、更に進んで内部經營の諸問題に就いても容喙の範圍を擴張せんとして居る。英國の機械工が工場委員を設け、炭坑夫が坑區委員を設けて居るのは彼等が自ら企業の責任を取らずして外部より企業者に對して注文を發し、企業者を牽制して自己の要求に應じたる施設を爲さしめんとするのである。而かも彼等は既に筋肉労働以上の技術的又は指導的労働の必要なることを認め、炭坑國有法案の如きも明かに此等頭腦労働者の代表機關を置くべく主張して居る。此の如きは確かに生産組合の失敗に學ぶ所ありしものであつて、其將來がギルド社會主義まで到達するや又ウエップの主張する如く労働條件のみの自治に止まるやは別問題として、徐々に而かも確實に産業管理の實を擧ぐべきことは期して待つべしといふ能はざるも、尙ほ頗る可能なりとせねばならぬ。彼のホイットレー委員會が共同的工場委員制度を提唱し、又米國にて多くの大企業者が自ら工場委員の設置を計畫せるが如きは既に資本家の側に於いて此事

の止むべからざるを感知した徴候である。

アシュレー教授の述べたる如く生産組合失敗の原因が組合員間の軋轢又は組合員が有爲なる支配人を選任して之に信頼するの能力を缺きたる點に存するの一事は此貴重な實驗に取つて頗る悲しむべきことである。何となれば是こそは實にカーライルの言を裏書するからである。カーライルは生産事業を組織するに卓越したる才幹の必要なことを認めればこそ「實業の將帥」を論じ「才能の貴族」を高唱したのである。而して「企業には專制を必要とす」「紡績工場に一般投票は不適當なり」と論斷したのである。彼が如何にして其眞の貴族を發見すべきかを示さざりしは確かに彼の説の缺點であるけれども、彼は少くとも盲千人が「頭數の計算」即ち多數決の方法に依つて眞の指導者を發見することは出来ぬとして居た。デモクラシーは生産事業以外の方面、特に政治上にはカーライルのいふ程無能なものでなかつた。而して生産事業に應用された場合にも、それが生産者の自治でなくして消費者の自治たる場合、即ち消費組合の場合には遙かに有能であつた。消費組合が今の英・獨・白・瑞等の諸國に於いて既に抜くべからざる社會的機關の一たることは疑を容れざる所である。更に之に加ふるに市營事業國營事業が一種の消費者自治であることは少くとも理論上に承認しなければならぬ。併しながら消費者自治は其團體の大を加ふるに伴れて益々官僚的となり、貴族的となるが故に終に勞働者の不満を買ふに至ることは最近社會主義の傾向が之を明かにして居る。カーライルをしていはしむれば、此等の大企業が比較的好成績を擧げ得る理由は實にその本質の民主的ならざるが爲めであらう。

併しながらカーライルの所謂「實業の將帥」は唯生産を組織するのみならず、分配をも組織する所の人でなければならぬのである。然るに實際に於いて實業家の温情主義を實行するものは極めて稀有の例であつて、富者が自己の爲めのみ其權力を用ふることは正にミルの言の如くである。且又上は下を慈しみ下は上を敬ふといふ原則は假令之を

實行せんとしても、今の民主的なる時代に長く保持し難きものである。企業家の「福利設備」は博愛的施設としてよりも寧ろ先見ある營利主義の自然の要求としてこそ發展の望を有すると稱せられる。即ち企業家が社宅を提供し、廉賣を行ひ、工場衛生に注意し、労働時間を短縮することあるは實は労働者の幸福の爲めといふよりも寧ろ労働能率を増進し、又は營業上の廣告の一段として爲さるゝのである。固より福利設備の進歩は其動機の如何に拘らず概して喜ぶべき結果を生ずべしと雖も、而かも營業主義と労働者の眞の福利とが完全に調和するとは何人も信じないであらう。又實際其完全なる調和が存在せざればこそ勞資協調が實現されないのである。

斯くしてカーライルの温情主義を適用すべき範圍は時運の進歩と共に益々縮少するが、併し彼の提唱したる「労働貴族」の理想は決して之を放棄することは出来ない。實業の將帥なるものは労働者の産業自治が完成するまで尙ほ企業の専制者として其生命を保つものであるとするならば、社會は少くとも彼の専制權が社會の公益と衝突せざること期せねばならぬ。又實業の將帥は眞の將帥たるべくして、決して「懶怠なる富者」であつてはならぬ。民主化されつゝある國家の政策や、労働組合の要求や、社會一般の輿論は今後益々或は營業の取締法となり或は所得（特に不勞所得）に對する課税となり、或は賃銀及商品の價格に對する制限となりて企業者を壓迫するであらう。而して其歸趣は企業者をしてカーライルが謂ふ所の「労働貴族」「世界の福を人類の爲めに開く所の闘士」たらしむることである。

ミルもカーライルも未だ死んで居らぬ。彼等の思想は今の社會に於いて尙ほ頗る活潑に働いて居る。（一九二二年十一月十五日）

第六章 第十九世紀中葉の英國勞働組合

緒言

英國に於ける産業革命以來の勞働運動を研究したるものは此運動が現今に至るまでに四箇の時代を經過し來つたことを見るであらう。

第一、一八三〇年代に於いて勞働者の運動は著しく階級鬭争の色彩を帯び社會革命をその目的として居た。此傾向が勞働組合にありては一八三三年から四年の間にロバート・オーウエンの指導を受けた大組合運動となりて現はれ、又政治方面にてはチャーティスト運動となつて現はれた。

第二、一八五〇年前後に至りて此革命的傾向は衰へて其代りに現存の社會組織の下にありて勞働者の境遇を改善せんとする着實な努力が始まつた。其努力は一方に於いて勞働者の自助的協同組合となつて現はれ、消費組合や友愛組合の發展を來たしたと同時に勞働組合の方面でもウェップ氏の所謂『新精神と新形態』を喚起した。即ち精神に於いては自由主義に化し、形態に於いては高級職工の全國的職業組合となつたのである。

第三、一八八〇年代に入りて自由主義に對する信仰が衰へ社會改良に國家の力を用ふべきことを主張するものが多くなり、勞働者間には社會主義が漸次勢力を増大した。併し此時代には前のチャーティスト時代と異り革命的でなくして漸進的社會主義が採用された。従つて勞働者の議會運動が盛になり、一九〇〇年以後勞働黨の創立となり、諸種の社會的立法の實施となつた。勞働組合は前の高級職業組合の外に不熟練勞働者の組合が多數に

發生した。

第四、一九一〇年以後、特に大戦争以後、漸進的社會主義に對する反動が起り、階級鬭争の氣分が幾分復活したけれども革命を豫想せしむるやうな形勢を示したことはない。唯ギルド・ソシアリズムの思想は勞働組合の理論及實際運動の上に新しき時代を現出せしめんとするものゝ如くである。

本篇の標題にいふ所の第十九世紀の中葉は即ち右の第二期であつて大體一八五〇年より一八八〇年まで約三十年間に亘つて居る。英國の政治界にては一八三二年の議院改革以來舊時の地主貴族に對する實業家階級の勢力が強くなると共に民主主義及自由主義の主張が漸次實現せられ、一八四六年穀物稅撤廢せられ、一八六七年都市の住民に對して獨立生計を條件とする普通選舉權が與へられ、一八七〇年に義務教育制度が設けられ、一八八五年に農村にも都市と同じ選舉法を行ふことゝなつた。社會政策は一八五〇年以前には保守黨系の政治家及思想家に依りて國家的温情主義の立場から唱道せられ、工場法の如きは主として其力に依りて通過したのであるが、此時代に至りては自由放任主義の旺盛なるが故に凡そ國家の干涉なるものは其産業振興に關すると社會政策に關するとに論なく大抵排斥されてしまつた。その代り個人の自由活動は充分に容認せられ、個人間の自由契約に基く所の團體組織も公に認めらるゝことゝなつた。従つて資本金結合の爲めには株式會社法（一八六二年）が出で、勞働者結合の爲めには勞働組合法（一八七一年）が出た。勞働者は特に弱者としての保護を受けることは出来ないが、又特に下層のものとして抑制さるゝやうなこともあつてはならない。勞働者の身分上の獨立を否定するやうな法律は撤廢せられ——例へば主人と従者（*master and servant*）の關係に關する不平等の舊法は廢止された。又勞働者の集會出版等に就て警察官憲の立入りたる監視を受くるやうなことも止められた。一八六九年ロバート・アップルガース（本篇の中に屢々出て來る組合指導者）がバーゼルのインターナショナル大會にて演説した言に「英國では警官の耳目から隠れる爲めに穴倉や室の隅などに這込

む必要はない」とある (Postgate, Builders' History, P. 274)。かくて自由主義は殆ど完全に英國の人心を支配し、労働者も亦之に歸依するに至つた。前期には多少の温情主義と共に苛酷なる抑壓があり、労働者は之に反感を抱いて革命を叫んだが、此時代には労働者は其自由の境遇に満足して現在の社會組織を容認しながら自助共同の力をつけて新しき運命を開かんと努力したのである。彼等は後に至りて現在の財産制度、現在の自由競争主義の下に唯個人の勤儉力行のみを以つて社會問題を解決するの不可能なることを體驗して再び社會主義に歸り、社會政策を要求するやうになつたけれども、其以前に於いて發達した所の堅固なる組織と着實なる精神とが貴き傳統として殘され、他の諸國の比肩し能はざる特色を爲して居る。他の國の労働者が社會の根本的革命を絶叫しながら實際には一部の革命をさへ實現する力が乏しいのに反して英國では最初から出來得べきだけの事を要求してそれだけは確實に擱みつゝある。而してその結果に於いて英國労働者の擱み得た所のものは他國労働者のそれよりも確かに多い。而して英國労働組合の特色たる此堅實なる態度は實に十九世紀の中期自由放任主義全盛の時代に集成されたものである。英國労働組合の眞髓を捕へんとするものは最近の形勢のみを研究するに没頭してはならない。其最近の形勢の由つて來るところを尋ねべきである。

本篇の研究はまだ完成して居ないけれども備忘録のつもりで纏めて見たのである。此問題に關して最も重要な參考書はウェッブ氏夫妻の『労働組合史』である。余の研究も同書の精讀に依つて端緒を開いたが、遺憾ながら今までの所では同書第四章乃至第七章のパラフレーズに過ぎざる次第である。余は同書の詳説せざる事項に就いて疑問を抱いて居るけれども、まだ之を解くに足るほどの充分なる資料を集めることが出來ない。本篇に於いて試みた所は労働組合の歴史と一般の歴史との連絡をつけて見ること、特に自由放任主義の思想が労働者に依つて何程採用せられ、其結果が如何様になつたかといふ問題、及同思想は政治家及實業家の労働組合に對する態度を如何なる方向に向けさせ

たかといふ問題を外國人として——特に自由放任主義の影響極めて微弱なる日本人として考へて見たいのである。

一 新精神と新形態

ウェップ氏『労働組合史』の第四章は *New Spirit and New Model* と題してあるが、その新なるものに對照すべき舊なるものはいふまでもなく第三章 *Revolutionary Period* の舊精神舊形態である。余の緒言に述べたる第一期のそれである。その時代の労働組合の事蹟は現今に至るまで史料不足にして未だ充分明瞭にされない點が多いけれども最近の研究に依りてウェップ氏の記述した以外の事蹟が多少發見されて居る。併し其大要は本書第二章「階級闘争としてのチャーティズム」に書いて置いた。即ち英國の労働組合は一八二四年及五年の組合法改正以來著しく發達し來たり、地方的の小組合は合して全國大組合とならんとする傾向があつた。そこへロバート・オーウェンが現はれて組合運動に基く社會革命の理想を吹込んだから大同團結は忽ち成り全國に十萬の會員を糾合することが出來たけれども組織及訓練の不完全なる爲めに數月の後に土崩瓦解し、會員の熱心はやがてチャーティズムに吸収されて行つたのである。故に此革命時代の主たる事實は政治的革命運動たるチャーティズムであつて、労働組合は唯その序幕をなしたに過ぎない。けれどもオーウェンは普通選舉權を通じて政治的革命を行はんとするチャーティズムの効果を輕視し、眞の革命は組合を通じてなされ、各種産業はやがて組合に依つて經營さるゝに至らねばならぬと考へたのであつて、其主張は後のサンディカリズムと同一であつた。又當時労働組合中で最も有力なりし建築業關係の二三の組合は近時の建築ギルドと同じ實驗を行はんとしてバーミンガムに其事務所を開いたことさへある。要するに當時の労働組合は組合の力を以つて社會革命を實現せんとし、労働階級全部を網羅する所の大組合を作つたけれども、組織訓練の缺乏に因りて全然失敗に終つたのである。

かくしてチャーティズムの時代には組合は不振に陥り唯一部に命脈を繋いで居たものがあるに過ぎない。併しチャーティズムも亦一八三九年及四二年の二回の請願が畫餅に歸してから漸く労働者の信用を失ひ、之に反して穀物税廢止及工場法創定の運動は共に效を奏し、一般經濟界の景氣も亦次第に恢復したから、労働者の注意は一層現實の生活改善に向けらるゝことゝなつた。一八四四年に始まつたロッチデール式消費組合が着々其地歩を占めたこと、友愛組合の發達が此時期にありて特に顯著なりしこと等は皆其誤らざる徴候であるが、同じ形勢は労働組合の方面にも現はれた。即ち前期の組合はストライキを以つて唯一の仕事としたが、此頃からストライキ基金を擴張して保險の用をも爲さしむるものが多くなり、又出來得る限りはストライキに代ふるに和解仲裁を以つてせんとし、又賃銀率を維持するには同職者の供給を制限する必要ありとの理由にて會員の海外移住を奨励し且徒弟數の限定を主張し、又智識の貴重なることを悟りて組合の文庫を設け夜學校を開きなどした。

智識を求むる傾向は印刷業關係の組合に於いて最も著しかつたが、又機械工、石工、硝子工の組合にも及んだ。一八五〇年發行の硝子工組合の雜誌に「若し諸君が現在の生活に満足しないならば宜しく智識を開發せよ。智識を得るは力を得ることなり。アルコールの代りに智識を求めよ、こは一層美味にして一層持續するなり」(Webb, P. 197)とある。舊時代の組合員はよく酒を飲んだもので、組合の會合は居酒屋で催すことに定つて居たが、組合の或者は次第にその弊害を認めて自制と儉約と勤勉とを宣傳するやうになつた。一八六〇年の大工組合の規則に「吾人の生活を改むるには其前提として儉約と節酒を行はざるべからず。而して其美風を促進するには組合の會場を酒場以外に設けてそこに文庫を設け又時々講演を開くにあり」といつて居る (Postgate, P. 193)。

かくして智識を求めんとする態度そのものは既に無謀なるストライキや暴動を起さんとする氣分と兩立しないのであるが、更に進んで智識を受くること多ければ多きだけ輕燥を避けて秩序を喜ぶやうになる。此労働者教育に就いて

は労働者以外のものゝ功績を忘れてはならない。Mechanics' Institute と稱する夜學校は一八二三年スコットランドに於いて Dr. Birkbeck なる人に依つて始められたのであるが、イングランドにも傳播し、自由黨の闘士ブROOM 卿 (Lord Brougham) が其後援者となつた。又ブROOM 卿は Society for Diffusion of Useful Knowledge を設けて廉價にして簡易な書物を賣らしめた。Postgate の如き社會主義の評論家は此等の舉を以つて總て雇主階級の利己的宣傳に過ぎずと論ずるけれども、その所謂宣傳の結果として労働者が教育されたことは何人も否認し能はざる事實である。

次にストライキは前期に於いて屢々行はれたが、それは各地の小組合が分立してゐて輕卒に之を行つたからである。一八四六年鑄物工組合の總會で一委員の演説に「多くのストライキは適當な時機に雇主と會談することに依つて回避された。労働者が雇主に對して其苦情を説明するは毫も恥づるに足らない。」(Webb, P. 198) とある。又一八六六年アップルガースの演説には「ストライキは絶対必要の場合にのみ用ふべき手段である。又總ての他の方法を用ひ盡して尙目的を達せざるときに始めて考慮に入るべきものである。若し苦情があれば先づ雇主に其趣きを申送るべし。それが聽かれぬ場合には其事情を世間に公にすべし。さすれば雇主側の辯明も亦公にさるべし、而して輿論が公平な判断を下すであらう。輿論が若し雇主側に與するならば其上爭議を起すとも決して成功せぬことは明かである。反對に輿論が労働者側を正しとするならば雇主も之に従ふであらう。」(Postgate, P. 189) といつて居る。而して輿論の判断よりも一層よきものは公平なる第三者の判断であるから仲裁制度は新式組合の最も歡迎する所であつた。メリヤス業にては仲裁制度を案出し、後に議會に於いて一八六七年及七二年の仲裁法を通過せしめた所の自由黨の名士マンデラ (A. J. Mundella) をシェフィールドから選出せしめたのもアップルガース一派の労働者であつた。

労働爭議を發生せしむることなくして労働者の立場を鞏固にする爲には同業労働者の供給を少くするに如くはな

い。そこで新式組合の屢々用ひたる方法は移住基金を設けること並に徒弟數を制限することである。移住基金を積んで失業者をアメリカに移住せしむるの案は實施された例も多くあるが其數量的效果は固よりいふに足らなかつた。徒弟數の制限は昔ギルドの實行した所であつて今も尙ほ高級熟練職工の爲には頗る有效な方法であるに相違ない。硝子工・植字工・製本工・鑄物工・機械工等が之を實行した。機械工組合の規則には醫師の業を營むに學業の免狀を要する如く職工も亦一定の年期を経過したるものゝみに就業の特權を與ふべきであると記してあつた。併し是は其の當業労働者の爲には確かに有利であるが、之に依つて故意に供給を制限すれば組合外のものが新に其業を修得するの機會を少くすることになるから頗る利己的な規則である。此の如きは前期の革命的組合が曾て用ひたることなきものにして、此時の新式組合の職業的、自助的な性質が生み出した所の大缺點である。此制限法は漸次に放棄されたけれども、其下に流れて居た職業的利己心は種々の場合に現はれて來た。一八八〇年代に入りて時勢の更に一回轉した時に、此等の組合は高級熟練工をして労働階級中の「貴族」たらしむるものだといふ攻撃を來たしたのは止むを得ないことである。

労働組合が團體交渉の機關たる以外に相互保險の職分を兼ねることは必ずしも此時代に始まつたことでなくして昔からやつて居たのである。有名なる合同機械工組合の如きは最初主として相互保險の團體即ち友愛組合として設立せられ後に團體交渉の機關たるに至つた事實さへもある。併し此時代の新式組合は保險の種類を多くして失業、傷害、老廢、疾病等の危險を蔽ひ、保險金を高くし、従つて組合の會費をも高くしたのである。かくの如く保險の職分を擴張したのは自助主義の組合として適切の事であるが、又之に依つて組合員の訓練に便宜を與へた事は看過すべからざる點であらうと思ふ。組合が唯團體交渉のみを目的とするときは爭議の發生した場合だけ結束が出来て爭議が終れば離散するものが多くなる。組合は一定の會員を有することなく、従つて永久的の方針を立つることも困難になる。然

るに保險は平素より組合員の連絡を保たしめ、又規約に違反したものに對しては除名を以て之を罰することを得しめる。現今でもサンディカリズムの色彩濃厚なる佛伊兩國の組合中には組合の積金多きときは組合員をして重要な時機にストライキの決心を躊躇せしむるから却つて組合の威力を減ずるに過ぎないとするものがあるけれども、資金を準備せざるストライキは到底永續し得ないのみならず、ストライキ其者をして烏合の衆の盲動に終らしむるであらう。少くとも此の如き説は英國の勞働組合の容認せざる所である。

最後に組合の形態は如何なる點に於いて新しくなつたかといふに、それは全國的同業組合の特色を發揮したことである。即ち機械工は機械工のみにて全國組合を作り、大工は大工のみにて全國組合を作つたことである。前の時代にはオーウエンの指揮の下に集まつた大同團結の如く全勞働階級を打つて一團として資本家階級に對抗せんとしたから其内部に於いて職業別に基く特殊の區域の存在することは寧ろ之を好まなかつたのである。併しながら前期の組合は内部の結束の充分でなかつた爲めに永續し得なかつた。新式組合は初めより全勞働階級を網羅するが如き大望を有せずして唯同業者が自家頭上の蠅を逐はんが爲めに共同し得れば足れりとした。而して彼等は其期するだけのことを殆ど完全に成遂げた。元來英國の組合は各地方毎に組織せらるゝ同職の小組合を基礎とするものであるが、此等の組合の資力を一所に集中し、又此等の組合をして各自別々にストライキなどを起さぬやう統一的步調を取らしむるは決して容易の事でない。之を完全に合同せしめたものが新式組合の特色である。新式組合の大方針たる保險事務の擴張も雇主に對する平和的態度も此合同の形態を具ふるに依つて始めて可能となるのである。

二 合同機械工組合

前述の新精神、新形態は一八五〇年前後に當り一般に英國の勞働組合の上に現はれた傾向であるが、勿論多くの組

合の中にはその現はれ方の強弱がある。新式組合として最も傑出し、爾來二十餘年間他の組合の模範となつたのは合同機械工組合 (Amalgamated Society of Engineers) であつた。此組合の成立は一八五一年であるが是は突然出現したのでなくして其前に二十年以上の歴史を有して居た數個の組合が合同して出來たのであつた。而して此數個の組合中最大なりしは「蒸汽機關、機械及車輪製造工友愛組合」(Journeymen Steam Engine and Machine Makers and Millwrights Friendly Society) といふ長い名稱の團體で、是が合同組合成立の當時會員の四分三を出して居たが、合同を周旋したのも此組合の役員たる William Newton 及 William Allan の二人であつた。元來機械製造業は蒸汽機關其他諸機械の發明以來急に發達した職業であつて而かも其工場の所在地はロンドン及マンチェスターの二大中心の外、多數の都市に分散して居た。而して數個の組合は別々に發生して夫々各地に支部を設け會員の吸収に競争しつゝあつた。前述の「蒸汽機關、機械及車輪工友愛組合」は一八二六年の設立で一八四八年には七千の會員と二萬五千磅の資産を有する堂々たる組合であつたに拘らず、從來人の目に立つやうな仕事をしたことがなかつた。其理由は此組合が其名稱の如く一の友愛組合であつて保險を主要の任務として居たので、長い間大きなストライキを企てたことさへなかつたからである。此點が革命時代に活躍した紡績工や建築工の組合などゝ根本的に性質を異にした所である。尙其仕組に就いて見ても、舊式の組合は地方的小組合の散漫なる結合であつて、合同 (Amalgamation) よりは寧ろ聯合 (Federation) と目すべきものであつたが、この機械工組合は初から單一の組合で總ての支部の収入は本部に報告されて共同の積金となされた。

併しながら各地支部の自治を全然認めぬといふことは勿論出來ないから本部支部の權限に關して困難な問題が屢々起つたのである。そこでニュートン及アランの二人が、數個の競争しつゝあつた組合を合同せしめたのは一大功績である。而して其合同の後に此本支部間の問題を組織的に解決したのは更に大なる功績であつた。其方法は各支部をし

て自由にて其役員を選擧せしめ、各支部の集金した會費は其役員をして保管せしむることとし、但し保險金の支拂其他の目的で此金を處分するには詳細な規則に従つて爲さねばならぬ、のみならず年末になれば總ての支部にある殘金の合計を全會員の人數に割當てゝ一人平均の財産高を算定し、人數の割合に殘金多きものは其割合に少きものに向けて送金しなければならぬと定めた。即ち金は各支部が保管するけれども支部の固有の財産でなくして全組合の共同財産たるものとし、且その使用法は本部が嚴重に監督するやうにしたものである。此任組を實際に行つて誤なからしむるには頗る複雑な帳簿及出納の組織を要することいふまでもない。舊時の勞働組合の指導者は雄辯なる煽動者であり又眞に熱心なる革命家であつたにしても自分の組合の所屬團體が何程の資力を有つて居たかを語り得るものとはなかつた。それと對照して此ニュートン及アランの徒は實に當時の新人といふべきであるが、併し之は指導者のみの問題ではない。機械工といふ職業が産業革命の壓迫を受くること最も少くして却つてその利益を感じつゝ發達したものであり、従つて最初から革命運動等には觸れなかつたのである。かくして前には勞働組合運動の一隅に隠れて居たものが時勢の變移に依つて表面に浮び出て來て他の組合を率ふるに至つたのである。

次に雇主に對する方針としては合同組合は一層進んで集中主義を採り、和戰の權は中央本部に一任せしめ、若し或支部が本部の公認を経ずしてストライキを起したる場合には罷業者に對する扶助金の支出を拒絶するのである。但し本部が此公認を與ふべきや否やを決定するには當該地方委員の忠告を聽かねばならぬ。その地方委員といふのは幾個かの支部が代表者を以つて組織した諮問機關であつて基金の保管には關係なきものである。前章に述べた如く舊式組合にストライキが頻發したのは支部が本部又は他の支部との連絡なしに勝手に之を斷行するから自然輕卒に流れた爲めである。新式組合はストライキの公認制度に依つて其決定を慎重ならしむるのみならず、全國に互りて統一した方針をおこなひ、且一旦重要な時機に戰端を開けば全組合の豊富なる資力を以つてこれに當ることが出来る。

かくして成立した所の合同組合は一萬一千の會員を有し、單一の組合としては今迄に例のない巨大なものであったが、其財政の堅固なるに至つては一層遠く他の諸組合の上に出て居た。即ち會員は毎週一志といふ高い會費を拂込んで少しも延納なきのみならず會員の數は組合の信用と共に増加した。されば組合は會費のみで毎年二萬七千磅以上の収入を得たことになるので、其大部は失業、傷害、旅行（仕事を求むる爲め）、病氣及葬儀（即死亡）の扶助金として支出されるが、其殘金は保險基金兼ストライキ基金として積立てられたのである。保險の基金とストライキの基金とを混同するは一種の詐欺であるとして雇主側の攻撃を受けたが、組合の保險は固より法律上正式に契約した保險でないから普通の營業保險と同視すべきでない。

合同組合の偉大なる力を試むべき機會が間もなく來た。ロンドンに於ける中央本部委員會は常習的殘業 (Systematic overtime) 及請負賃銀の廢止を必要なりとし全支部の意見を問ふた所が全會一致の贊成を得たので、一八五一年の年末に其趣意を書面にして雇主側へ通告した。機械製造業の工場主等は既に労働者の合同組合に對抗する爲めに一の同盟會を組織して居たから直ちに之に對する拒絶の意志を新聞紙上に發表し、若し一工場にてストライキが起れば全部の工場閉鎖を以つて之に答ふべき旨を宣言した。依つて組合は次に問題を仲裁に附すべきことを提議したが聽かれなかつた。そこで全組合の罷業が開始されロンドン及ランカシアの機械業は全部休止することゝなつた。雇主側は無條件復業のみならず、一八三〇年代以來の慣行なる誓約書調印を要求した。此誓約書 (Document) といふのは「私事今後工場の労働時間、賃銀、其他の問題に容喙する組合には一切參加致すまじく、且雇主雇人間の個人的契約は全く自由なるべきことを承認致候」といふ意味のものであつて、是即ち労働組合及團體交渉の否認となるのである。そこで此ストライキに就いては世間の同情が起り一般公衆及他の組合から數千磅の義捐金が來たが組合自身も又數萬磅を支出して三千五百の罷業會員のみならず、會員外の罷業者にまで扶助金を與へた。ストライキは三箇月繼續した

が、到底雇主側の譲歩を見る見込がなかつたので終に無條件降服となり誓約書も差出された。

かくして一八五二年のストライキは失敗に終つたけれども組合の信用は少しも衰へず、誓約書は強制に因つて調印されたものとして全く無視せられた。而して機械工組合の優秀なる組織は世に知れわたり、他の組合中に其の一部又は全部を模倣するものが續出した。其内で特に重要なは大工組合であるが、此組合の覺醒前には尙一回の大ストライキがあつた。今其顛末を見るに一八五八年ロンドンの大工・石工・煉瓦工は George Potter なるものゝ指導の下に聯合委員會を設けて勞働時間を九時間に短縮することの要求をなしたが直ちに拒絶された。勞働者側では直ちにストライキに訴へる計畫でなかつたが、某工場で右の要求書提出につき代表者となつた所の一人の職工を解雇した爲めに某工場だけのストライキが突發し、之に對して雇主側は二週間内に全部閉鎖を斷行し、誓約書に調印するものゝ外復業を許さないことを宣言した。そこで二萬四千人の建築工が失業して非常の苦境に陥つた。此際にも誓約書の問題がある爲めに全國各種の勞働組合は一齊に建築工を助けることとなり、ピアノ工・硝子工・炭坑夫・汽罐工・桶工・馬車工等の組合から金を贈つた。其内で特に世間を驚かしたのは合同機械工組合が毎週一千磅を支出すると申出でたことである。やがて惡戰苦闘二箇月の後雇主側は誓約書調印の條件を撤回し、職工は無條件で復業した。かくして爭議は全敗ではなかつたけれども、罷業者を初めとして一般勞働者は深く自分等の組合の無能なるを悟つた。實際罷業の指揮權は散漫なる群集の大會で決せられ、而も集まるものゝ多數は組合員でなかつた。組合の資源は早く竭れて其後は全く他の組合からの補助に依つて僅かに支えたのであつた。それ故爭議の後には今まで等閑に附された組合が復活し、又今まで結束の不完全なりしものが改造され、勞働組合史の新時代を劃することゝなつた。而て此時組合改造の模範とせられたのはいふまでもなく機械工組合であつた。其模倣を完全にして今迄の不振の状態を取かへしたのは大工及煉瓦工の組合であつた。大工は其後有名になつた指導者 Robert Applegarth の下に「合同大工及指物工組

合」を組織し勞働組合運動の中堅に立つことゝなつた。其内部組織及經營の方針は機械工と同様である。建築職工は一八三〇年代に有力な組合を組織してオーウェンの大組合にも參加して居たが、その内石工組合だけが不完全ながら全國的の結束を保つて存續し、其他の職業は多數の地方的小組合に分裂してしまつた。機械工の場合には合同組合の中軸となつた所の稍大なる組合が永い間に發達し來つたのみならず、其等の組合は前期の革命運動にも關係せずして専ら保險機關として働いて居たものであるから之を新式組合とすることは比較的容易であつたが、大工の方は全く分裂の極に陥つたものを糾合するのであるから一朝一夕には出來なかつた。特にアップルガースの合同組合の主張に反對して支部の自治を高唱し、又勞資爭議に仲裁を用ふるを喜ばざるものが多くあり、又之を率ふるものが George Potter といふ有力な人物であつたから其仕事は非常に困難であつた。併し一八六〇年に僅々六百人で始めた所の合同組合は數年の内に機械工組合に次ぐ所の富裕な組合となつた。而して尙其上に煉瓦工の組合をも同主義の下に發展させることが出來た。煉瓦工組合の主腦は Edwin Coulson といつてアップルガースの熱心なる補助者であつた。

三 新組合運動の首腦

新組合運動の首腦として最早働いたのは機械工のニュートンとアランであつたが、ニュートン(一八二二—七六)は合同組合の成立の後局外の人となつた。彼は初め或大工場の職工長であつたが其組合の爲めに活動した廉を以つて解職され、組合成立の時には既に小さい酒店の主人となつて居つたのである。而して後年ロンドンの地方政治界の人として働いたけれども組合には關係しなかつた。アラン(一八一三—七四)は合同組合理事長(General Secretary)として二十餘年間繼續した。彼は政治家よりも寧ろ事務家であつて自分の組合の組織を完成するのみならず他組合に對しても常に周旋する地位にあつた。一八六〇年大工組合が成立してから間もなくアップルガース(一八三三年

生れ今尙生存する)が其理事長となりロンドンに在住したので彼とアランとが組合運動の中心人物となつた。

アップルガースは機略に富み識見に秀でた政治家的人物であつた。當時ロンドンには此二人の外に煉瓦工のカウルソン (Edwin Coulson) 鑄物工のガイル (Daniel Guile) 靴工のオッジャー (George Odger) 製本工のダニング (T. G. Dunning) 等が夫々の組合の理事長として在任し、相互に連絡を通じて居たから此一團のものが恰かも全國組合運動の總本部たるが如き勢力を有するに至つた。此一團は或時期にはロンドンの聯合會 Trades Council の名を以つて其意見を世間に行つた。聯合會といふのは一の都市に於ける各種の職業組合の聯合であつて多くはストライキの後援の爲めに發生するものである。ロンドンの聯合會は一八六〇年の建築業大罷業 (前章に述べた) の時に其應援のために設立されたのであつた。而して同様の團體はグラスゴウ、シェフィールド、リバプール、エディンバラ等にも出來て居たからロンドンの連中は此等のものと提携して政治運動をやつたのである。聯合會は職業組合と異なり堅固な單一の團體となるものでなく、又資産などには有つてゐないけれども必要に應じて諸組合から醜金せしめることも出來又地方としての意見を纏めることも出来る。ロンドンの指導者等は適宜に此聯合會を利用し又は其以外に臨時委員會のやうなものを作つたりして仕事をした。一八六〇年及七〇年代は労働運動に取つては實に多事の時であつて一八六七年には都市労働者の参政權を認めたる有名な選舉法が發布になり、又同年に労働組合の死活を定むべき大委員會が任命せられ、續いて一八七一年に労働組合法——フランシス・プレースの通過せしめた一八二五年の法律以來最重要の立法——が出來、之に附帶して一八七五年刑法上の改正が出來、それから一八七〇年には小學校の制度を確立した所の教育法が出來た。アップルガース以下の中央指導者は此等の問題には皆關係したが、中にも労働組合法の成立に就いて功績を遺した。此等の事蹟は次節に詳述する。

尙此頃彼等を助けて其事業を成遂げしめた労働者以外の人物には法律家 Frederick Harrison 代議士 Thomas

Hughes 及 A. J. Mundella 並に大學教授 Beesley がある。ハリソンはコントの流を酌むポジティブリストの一人、ヒュースは一八五〇年代の初めキリスト教社會主義を主唱し其後も協同組合の指導者となつた人で、此二人は前述の組合に關する調査委員會の委員であつた。さてアップルガース及アランの一派は政治上及社會上に如何なる思想を抱いて居たかといふに殆んど無主義のやうに見える所もあるけれども、大體に於いては當時英國の一般思想たる自由主義の上に立つて居つたといふことは疑を容れないのである。無主義のやうに見えるといふのは彼等が一八六四年ロンドンに於いてドイツの亡命學者カール・マルクスを會長とする國際労働者協會即ち第一インターナショナルの創立に參與して居ながら實際に於いて階級闘争や私有財産廢止などの論をしたことがないからである。併し彼等がインターナショナルに参加したのは最初からマルクスの學說に感服したのでなくて寧ろ大陸諸國の政府の彈壓方針に反抗するだけの意味であつたらしい。彼等の一人なる George Howell は後年の著書の中に當時の同人が社會主義はユートピアであるとして居たことを述べ、又同じ人の書簡中に「インターナショナルが後に至つて如何なる傾向を取るやうになつたとしても其最初の綱領はグラドストーン及ブライトの如き人が承認し得る程のものであつた。」と書いて居る。即ちアップルガース等の立場は現在の經濟組織に對して毫も不滿を有せず、その内に有りて出来るだけ多く労働者の向上を計らんと努力するにあつた。彼等の信ずる所によれば若し労働者にして自助的組合の下に結束して雇主の勢力に對抗し且勤儉の習慣を養成するならばそれで社會問題を起すやうなことはなくなる筈である。たゞ現在の法律制度の内には労働者に取りて特に不利なものがあるから此等は取除かなければならぬ。富者にのみ選舉權ありて貧者に之を與へざるが如きは其一である。雇主に團結の自由ありて労働者に之を與へざること亦其一である。此等の不平等を除けば労働者は自力を以つて自己の運命を開拓し得るのである。後に述ぶる一八七六年の議會調査委員會に於いて彼等の意見が容易に聽かれたのは實に思想的に危險視されるものがなかつた爲である。

一八七一年勞働組合法の通過した頃からロンドンの指導者團は漸く離散することゝなつた。アップルガースは同年職を辭して組合運動を去り——後に新聞記者となり、工場主となり、今は九十の高齡を以つて比較的安樂に隱居して居る——アランは一八七四年に死するまで職にあつたけれども晩年長く病弱の身となり、オッヂャーは一般の政治運動に走つて一八七七年に逝つた。彼等の後繼者は合同機械工組合の理事長 John Burnett 石工組合の Henry Broadhurst 大工組合の George Howell 石炭坑夫の Alexander Macdonald 及び Thomas Burt 等であつて此等の人々の間にはアップルガースやアラン等の一派の如き緊密な集團關係はなかつたけれども、外形に於いては勞働組合總會(Trade Union Congress)の中樞を爲して居た。勞働組合總會は一八六八年勞働組合法問題の危機に際して議會方面の運動に當らんが爲めに創立されたのであるが其後も毎年開會せられ、殆ど總ての組合の代表者を網羅して居る。

此總會には常設の理事があつて勞働組合に關する各種の問題を取扱ふことになつて居るが、併し實際に於いて此時代には各組合の内部の事項は固より組合と組合との關係までも其事項の直接關係者に一任して總會は干渉しなかつた。總會は専ら政治問題を討議する場所となり、領袖等も組合運動其自身よりは寧ろ政治に熱中するやうになつた。一八六七年參政權が與へられてから勞働者は其同輩の内より代議士を出すべしとの希望を抱き、一八七四年の總選舉にはマクドナルド及バートが炭田地方の選舉區から當選し、次でブロードハーストが一八八〇年に當選し、其他にも續々勞働者代議士が出て一八八五年には十一名の多數に達したが、此等のものは自由黨に屬しグラドストンの部下となり、ブロードハーストは内閣の政務次官となつた。

此の如くにして組合指導者の思想は益々自由主義に引つけられ、一八八〇年代の勞働組合總會には自由黨中の左翼よりも却つて保守的な意見が勢力を有するまでになつた。世界の人をして英國の勞働組合は社會主義に反對する堅城鐵壁と思はしむる状態であつた。従つて彼等は政權に近づいたに拘らず社會政策上の施設は深く顧みざるのみでな

く、却つて國家の保護は個人の獨立自助を害するといふ、理由で排斥した。一八七〇年から九〇年までに通過した勞働立法の重要なものは、一八七二年の鑛業法——坑口に於ける石炭の秤量に勞働者側の代表者を出さしむるもの——と一八七四年の工場法——木綿工業にて婦人及少年の勞働時間を一週五十六時間半に制限するもの——と一八八〇年の雇主責任法——後に勞働者賠償法として完成されたもの——と、此三案の外に出でなかつた。而かも前の二案は石炭坑夫及木綿工業の職工が當時の勞働者中特殊の色彩を有つて居たことを示すものであつて、勞働組合の多くは之を例外的施設と考へて居た。併しながら一八七〇年代の中頃までは英國の產業界一般に好景氣が繼續して居たから勞働者は専ら自助組合の力に依頼しつゝ其生活の向上を樂しむことができた。又勞働組合の會員數及積立金は驚くべき勢で増加し、其勢力は雇主側からも尊重せらるゝやうになつた。ストライキも時々起つたが、一八六〇年以來主としてマンデラ——是はイタリーの亡命者の子でメリヤス業に成效し後に自由黨の名士となつた人——の主唱の下に發達した所の仲裁及和解が流行し、石炭業にありては *Sliding Scale* と稱して賃銀率を炭價の高低に比例して自動的に上下せしむる方法まで實行せらるゝ状態であつた。然るに一八七三年獨逸に於ける戰勝後の大恐慌があつてから歐洲一體は不景氣の年のみ打つゞき七九年は其極點に達し、八〇年代に入りても好景氣は短く不景氣が長かつたので自由放任主義の缺點が次第に明かになり、勞働者が自由競争の社會にありて唯自助組合にのみ依頼するの誤れることを悟り、更に進んで社會主義を主張するものも現はれ來り勞働組合總會の空氣も盛に動搖し始めた。而してその勢が一八九〇年代の新組合主義となりて四十年來の傳統を一擲せしむることになり、之と共に自由黨内閣の政務次官ブロードハーストの時代は去つて獨立黨の創設者 John Burns 及 Keir Hardie 等の時代となつたのである。

以上余は一八五〇年から八〇年までに活動した組合運動の指導者を中心として運動そのものゝ大勢を説いたが、次節以下三節に於いて此間に起つた重要な事實を論じたいと思ふ。

四 勞働組合法の通過

一八七一年の勞働組合法及之に附帶した七五年の刑法上の改正は一八二五年以來の重要な立法であつて當時の勞働者は之を呼ぶに勞働者の大憲章を以つてした程のものである。此立法が主としてアラン及アップルガース一派の勞働組合指導者の手に依つて成遂げられたことは前節中に觸れて置いたが之に就いては稍複雑な曲折がある。

英國の勞働組合は一八六五年前後に一大試煉に遭遇した。當時の新組合が既に革命主義や暴動的罷業の如き舊套を脱して所謂「新精神と新形態」を發展しつゝあつたことは既述の如くであるが、此事は組合の中心人物が勉めて世間へ公表したに拘らず、まだ一般世人の知る所とならなかつた。勞働組合は無頼の徒が善意の勞働者を煽動して事を構へ世を騒がすものであるといふ見方が一般に行はれて居た。一八二五年の法律は組合其者を不法とはしないが組合の行動に就いては非常に嚴酷な制限を加へて居り、裁判官は大抵狹隘な解釋を取りつゝあつた。資本家は一八五二年及六〇年の大ストライキを見、又「合同機械工組合」及「合同大工及指物工組合」の如き大團結の出現を見て漸く不安を感じ始めた。而かも新組合の秩序的な精神は一部の勞働者が理解したのみであつて、各地方に散在する各種職業の小組合中には無謀にして輕燥なる徒輩も決して少くなかつたのである。當時の或法律家の言に「半ば無職業の生活を營む凶暴の徒が多數の勞働者を欺瞞し強迫して自己の組合に引入れ其金を集めて一身の用に供して居るがその組合員たる勞働者等は法律と正義が彼等を保護するならば翻然としてかの束縛を一蹴して逃げ來るであらう。」とある。即ち資本家及法律家の一部には勞働組合を再び禁止又は抑壓する所の嚴法を作らんとしつゝあつたのである。

此時不幸なる一事件が起つた。一八六六年全國の重なる勞働組合の委員百三十八名が二十萬の組合員を代表してシエフィールドに總會を催した其時に同市の一職工の家で爆彈の破裂があつた。是は勿論組合の總會と關係なきもので

あつて全く地方の小組合員が非組合員を苦しめんとする小策に過ぎなかつたが世論は多少猜疑の眼を以つて一般の組合を見るに至り其機に乗じて組合運動其ものが非議された。全國の組合は其冤をそゝがなければならぬと騒いだ。終にアップルガースは政府に請願して労働組合に就いての調査會設置を決せしむることとなつた。然るに又同じ時に汽罐工組合の書記の委託金費消事件に關して裁判所に於いて極めて不利なる判決が下つた。それは組合の金を費消するものがあつても組合として法律の保護を受けることはできない、何となれば「労働組合は犯罪 (criminal) ではないがその行爲が商取引を妨害する限り不法 (illegal) である」といふのである。此判決の法律上の意味はよく分らないが兎に角實際に於いて組合の大打撃たることは明かである。蓋し組合は罷業及保險資金として幾萬の金を保管して居る。その金を取扱ふ所の事務員が自由に之を費消しても罰を受けぬといふことが明かになれば是即ち組合の死活問題である。是よりさき一八五五年に労働組合は友愛組合と同じ法律の下に登記することを許されたから重なる組合は其登記を爲すことに依つて資産の保護をも受けらるゝものと信じて居たのに其安心の根據が覆されてしまつたのである。労働組合の資産に關して法律上の脅威を感じたのは之より三十餘年を経たる一九〇一年のタッフ・ヴェール事件の判決と此時のそれと二回であつて二回とも非常な大騒をして結局有利な解決に到達した。タッフ・ヴェール事件のときは組合が其産業上の行動に就いて雇主から損害賠償を受けたときに之に應ぜねばならぬといふ責任を負はされたのであるが、此時のはそれと反對に組合が他人から其財産權を冒されても保護を求むることはできぬといふことになつたのである。

そこで一八六七年の大調査會は開かれたが資本家の側では此機會に於いて労働組合に一打撃を加へんと劃策するものがあつたから労働者の側でも之に對應する陣立をしなければならぬ。幸にして議會内に労働組合及協同組合の同情者たる Thomas Hughes が居て調査委員の一人に任命された。それに院外から Frederick Harrison が労働者側の

代辯者として委員に加へられた。當時勞働者を調査委員に任命するが如きは思ひ及ばざる所であつたから此二人の同情者の參加したことは非常な仕合せであつた。調査會は資本家と勞働者と雙方の證人を召喚して事實を尋問した。アップルガースもアランも證人として出たが彼等は新式組合の立場を極力辯明した。資本家側の證人は勞働組合が個數拂賃銀制を妨害すること、新機械の使用を妨害すること、徒弟の數を制限すること等を擧げてその營業自由の原則に反することを證言した。此三點に就いては組合にも確かに弱點があつた——それは本篇第二節に徒弟の問題を論じてあるやうに——けれどもアップルガース等はその事實を否認し、少くともそれを舊式組合のみ遺された弊風であると斷定した。次に資本家側は一層根本的問題として勞働組合は雇主と雇人との個人契約の自由を妨害し、企業者の營業に容喙するのは不法であると論じたが之に對して勞働者は結社の自由を主張した。結局調査會は十一卷の浩翰な報告を爲したが結論は勞働組合の爲めに稍有利であつた。即ち組合を商取引妨害の廉に依つて不法とするのは至當でない、組合が新機械の使用を妨害したり徒弟數の制限を行つたりしない限り登記に依つて財産の保護を受けしむべきであるとされた。大體に於いて新組合の立場は以前よりもよく世間に了解せられ、輿論も組合を一概に敵視せざるやうになつた。一八六九年——即ち報告書の出版された時——タイムスの社説に「眞の政策は組合の勢力を助長もせず、抑制もせず、之を事實として承認したる上合法の範圍にて自由に發達せしむるにあるべし。」といつてゐる。之を前に引用した某法律家の言と比較すれば一大變化といはねばならぬ。

此の時ハリソンは委員會の少數意見を報告して居るが其趣意は、組合法の制定に就いて次の二の原則を立てることであつた。第一、勞働者の如何なる行爲も其同じ行爲を他の人が爲したる場合に不法でない限り不法とはならぬ。第二、勞働組合の如何なる行爲も其同じ行爲を個人が爲した場合に不法でない限り不法とはならぬ。蓋し此時勞働者等は勞働組合を友愛組合同様に法人として認めさせやうとしたがハリソンはそれを不利と見て制止した。其理由は勞働

組合が完全な法人となれば其産業争議等に關して種々の訴訟を起さるゝ機會多くなり或は組合をして訴訟費用に堪えざらしむるやうなことになる得るといふのである。如何にもハリソンの思慮の肯綮に當れることはタッフ・ヴェール事件のときに明かになつた。兎に角アップルガース等はハリソンの忠言に基て爾來七年間の運動の目的を定めた。

調査會に次いで爲すべきは議會に向つて運動する事である。恰かも一八六七年の選舉法に依つて勞働者は參政權を與へられたから組合領袖等は此力を充分利用して政府に迫ることもできるのであつた。彼等は先づ全國勞働組合大會を催して氣勢を揚げ、次で一八六九年ハリソンの起草した法案をマンデラ及ヒューズの手で衆議院に提出した。時の政府——一八六八年にできたグラッドストンの第一次内閣——は黨内資本家の反對の爲めに躊躇して居たけれども結局組合の財産に保護を與ふるの必要を認め更めて政府自ら對案を出して通過せしめたるものは實に一八七一年の勞働組合法である。然るに此に又問題を生じたのは政府の原案に含まれたる制限的規定の頗る苛酷なりしことである。即ち原案は組合の財産保護をなしたけれども、同時に一八二五年の組合法中に用ひられたる *Molest, threaten, intimidate, obstruct* 等の文字をそのまま用ひて此等の行爲を罰すべきことを定めた上に、尙ほ *Picketing* を禁止する爲めに工場の附近にて人につきまとひ——*following persistently*——又は人の往來を監視する——*watching or besetting*——ものは *molestation* の一種と看做すといふことを明示してあつた。故に此案に従へば組合員が罷業工場の門前に立番して此に來る他の職工等に對し、罷業の始まつて居ることを靜にか通告するだけでも犯罪が成立するのである。此の如くなれば組合は合法でも組合の職分として爲すことは皆不法と斷定されるから、恰も右手に與へたものを左手に取上げた形になつてしまふ。而かも裁判官が此等の事件の起つたときに法文を狹隘に解釋することは多くの近い先例に依つて明かである。それ故に勞働者等は此箇條を削除せしめんとして、同案の議會にある間ロンドンに全國總會を催して反對を言明し且議員を個人的に訪問して陳情に及んだ。けれども政府は遂に削除説に同意せずし

て、唯此刑罰に關する條文を組合法から引離して刑法改正法 (Criminal Law Amendment Act) と名づくる別案として同時に通過せしむることゝなつた。それだから勞働者等は更に此別法の撤廢の爲めに戦はなければならなくなつて來た。彼等は全國の同志をして其選舉區の代議士を説かしめた。折から一八七四年には總選舉があつたので代議士候補者に自分等の意見を述べ之を容れざるものには斷じて投票を爲さないことを明かにした。それでもグラッドストーン内閣は終に其説を容るべきことの言明を避けて居た。然るに總選舉の結果——それは勞働者の投票が影響を有したかは不明であるが——一般の豫想を裏切つて保守黨の勝利となつてデイスレリの第一次内閣が成立した。保守黨は本來勞働組合に對して好意を有するものではないけれども自由黨に對抗する爲めに選舉の當時より勞働者の主張を容れた候補者が少くなかつた。結局新内閣は七一年の刑法改正法を全廢し、其代りに凶謀及財産保護法を以つて勞働爭議に關する相當の制限を定め、平和なるピケティングは合法なることを明記し、暴行及脅迫の場合には一般刑法の適用を受くるものとした。即ち之で始めて組合運動の手段が法律の認むる所となつたのである。所謂勞働者の大憲章は之に依つて始めて完成したのである。

保守黨は曾て穀物稅廢止を斷行したとき、及都市勞働者に選舉法を與へたときと同じく此場合にも自由黨の左翼が主張した案を取上げて自家葉籠中のものとした觀がある。併し保守黨は終に勞働運動の指導者を自黨に引入れることは出来なかつた。此年の總選舉を始めとして徐々に増加した所の勞働代議士は自由黨に走つたことは前節に述べた所である。是は英國勞働者の人氣が保守黨の溫情的社會政策よりも寧ろ自由黨の放任主義を喜んだ爲めである。如何に國家的溫情主義が人民の物質的幸福を増進するにしてもそれは所謂 *spoon fed* の幸福である、*cut and dried* の形で他人から與へられたる幸福である。然るに彼等の要望する所は自力を以て自己の運命を開拓することである。此精神は自由放任主義の時代でも社會主義の勃興した時代でも變りはない。英國勞働者といふよりも寧ろ近代の英國民を

一貫した所の精神である。

五 木綿工業及び石炭坑に關する立法

一八六〇年來多くの勞働組合が合同機械工組合を模範となし、自助主義を標榜し、保險に主力を注いで居たが其内で稍異彩を放つたのが木綿工業及石炭坑に於ける組合であつた。此等の勞働者は勿論其の大體の精神に於て新型組合と一致して居たけれども勞働組合として別個の方針を有して居た。即ち保險の事は専門の友愛組合に譲り、勞働組合の會費は専ら團體交渉の機關たる意味に於て——即ちストライキ資金として——積立てた。而かも他の組合が團體交渉にのみ依頼する場合に立法手段を以つて同じ目的を達せんとした。例へば勞働時間短縮の如きも機械工及建築工等はストライキを武器として之を要求したが、木綿及石炭の二業にありては立法手段即ち工場法の擴張に依て同目的を達せんとした。是は彼等の仲間婦人及少年の使用人が多く混じてゐて勞働狀態の改善を計る爲には立法手段を取るの外なく、且又既に一八四〇年代に於て此種の手段が成效した先例あるに基くかと思はれる。

第三節にも述べた如く一八六〇年代及七〇年代に出來た勞働立法の主なるものは石炭坑口の採炭秤量に關するもの及木綿工業の勞働時間に關するものであつた。炭坑夫組合は一八四一年から四三年の間チャーティズムの全盛時代に一大發展を爲したけれども一八四八チャーティズムの瓦解と共に瓦解して居る。當時此組合が眞の意味に於ける勞働組合であつたか又はチャーティスト運動の一機關であつたかはなほ研究すべき問題であらうと思ふ。當時の炭坑夫の生活は總ての勞働者中最も劣つたものであつて、其智識も資力も共に極めて低くあつた。遠く人里を離れた土地で、しかも地下勞働を爲して居る人々——その多くは田舎から流れて來て農家の作男の如き年期條件で雇はれたもの——は雇主の濫情にこそ依頼すべけれ、自ら秩序的組合を組織するの力を有たなかつたであらう。それが漸次に飲酒や喧

嘩や賭博や鬪鷄を日々の仕事とする状態から進んで近世的の勞働者になるまでには相當の年月を要するのである。×
 ソンディスト派の僧侶の獻身的布教が彼等の精神生活及物質生活を引上げるに大功あつたと稱せられる (Webb, The
 Story of Durham Miners. 1921)。かくて彼等の組合運動が復活したのは一八六〇年以後であつた。その指導者マ
 クドナルドは自らスコットランドの坑夫の子として生れ、坑夫として少年時代を暮らしたけれども、其母の盡力に依
 つて教育を受け、一時はグラスゴウ大學の學生たりしこともある——是は當時の勞働者として殆んど他に類例を見さ
 る所である。彼は生國を去つてランカシア及ヨークシアの炭坑地方に來り、その坑夫間に設けられた多數の小組合を
 糾合する爲めに數年間を費した。彼が勞働立法に關していつた言に「過勞は生産過剩を惹起し、生産物の價格の下落
 と勞銀の下落が之に次で來たる。而してその結果生産も利潤も共に減ずる。勞働を節して體力を増せば生産の利潤が
 増し、過剰生産は避けられる。賃銀が高ければ日常生活の風習が改良される。此等の關係を調節するに一部は強制的
 法律に依るべし。但し原則としては任意の協約に勝るものはない。」とある。かくて彼等の部下は自由競争の弊を救ふ
 爲めに社會的立法の止むべからざることを教へられたのである。組合大會に於ては八時間勞働制が議決されて居るが
 マクドナルドは之を尙早なりとして採用しなかつた。彼の立法運動は一八六七年に通過した主従法 (Master and Ser-
 vant Act) の改正と一八七二年及八七年の鑛業法 (Mines Regulation Act) であつた。昔の法律では主人が契約に
 違反すれば民法上の損害を求めらるゝのみであるのに使用人が違約すれば刑法上の制裁を受けることになつて居た。
 その刑法上の制裁を廢して新しい雇主及勞働者法 (Employer and Workman Act) にしたので第一の改革である。
 是はマクドナルドの主張にロンドンの指導者が協力して勞働組合法と同時に通過せしめたものである。

次に此時の鑛業法といふのは石炭坑に特有なる弊風を矯めんとするものであつて、しかも其立法主義は普通の自由
 主義を脱却して居る。英國の石炭坑を視察したものは坑口に軌道を挟んで二つの小屋が立つて居り、其内に各一人の

監視人が居て坑口から来る採炭を載せた車の目方を記録して居るのを見る。其一人は坑主の使用人であるが、他の一人は坑夫の代表者である。採炭量の計算が坑主の爲めに故意に誤まらるゝことを防ぐ爲めに坑夫自ら別に監視人 (Checkweigher) を出すの権利を要求して法律上に認められたのである。而して特に重要視すべきは組合の請求に依つて監視人を出す場合にその費用を同坑の全坑夫が組合員たると否とに關せず分擔すべしと定めたことである。本来ならば労働組合は唯契約自由の原則の下に許されたものであるから組合が非組合員を強要することは嚴重に否定されなければならない。例へば組合がストライキを行ふ場合に組合員以外のものを強要して缺勤せしむるは不法である——それは今日でも不法である。然るに此鑛業法では組合の爲す仕事の一部を非組合員にも負擔せしむることを法律で認めて居るのである。任意組合が極度に發達すれば事實上の強制團體となるであらうけれども、かくの如き發達を爲す前に法律を以つて強制團體と爲すことは異數である。立法主義の上からいへば大に問題としなければならぬ。併し事實に於いては是が動機となつて坑夫組合の普及は容易になりたるのみならず、監視人の位置が組合理事者の養成機關となつて大に組合の發達を助けたのである。

次に木綿工業に關する立法は一八七四年の工場法即ち婦人及少年労働者の労働時間を一週五十六時間半に短縮した法律である。労働時間については八時間労働制を一八三四年にオーウェン派の組合が主張したこともあつたが是は全く問題にされなかつた。さうして一八四七年にシャフツベリー卿の指導の下に通過した十時間労働法が當時の現行法であつた。九時間制は五十年代に實際問題として主張せられ、一八五九年の建築業の大ストライキが九時間制を要求するために起されたことは前に述べた所である。但し之が實現されたのは七十年代であつた。即ち機械工は一八七一年にニューカッスルに於いて「九時間同盟」といふ臨時の團體を作つて大運動を起し終に五ヶ月に亙るストライキの結果其目的を達成し、次で建築工其他の熟練男工が團體交渉に依つて九時間制を實現せしめた。之に次で起つたのが

木綿工業の運動であるが此方は婦人及少年の保護を名とする立法運動、即ち四七年の工場法の擴張であつた。此案の通過に就いては下院ではマンデラ、上院ではシャフツベリー卿が盡力したが此時には運動の主力は比等有産階級の指導者にあらずして寧ろ勞働組合にあつた。即ち勞働者は其選舉權を利用して代議士候補者の言質を取つたのである。之を三十年前の運動が半ば暴動的にして而かもシャフツベリー卿の温情主義に依頼しなければならなかつた状態に比すれば實に非常の變化といふべきである。第三節の終りに述べたやうに英國勞働者の自主獨立の氣風は自由放任主義の下に養成せられたのであるが、社會政策を要求するに當りても彼等は國家的温情主義に依頼することを好まず、彼等が憲法上與へられたる當然の權利を使用することに依つて自己の運命を開かんとするに至つたのである。

六 罷業と和解

ニュートン及アランの打立てた合同機械工組合は最初から罷業が最後の手段なることを主張し、できるだけ之を避けんとする態度を取り來たつたけれども、時としては大に突進したこともある。合同成立の當初に自ら大ストライキを起し、又建築工の大ストライキの時に毎週千磅の大金を送つて天下を驚かしたのである。併し此意氣は年と共に衰へる傾向があり、七十年代にはアランの中央本部は全く老なる保險事務に忙殺せられて他を顧るの餘力なきが如くに見えた。且又保險事業の大發展はひたすら經費を節約して保險の基礎を鞏固にすることのみを方針と爲さしむる嫌ひがあつた。一八六七年アランは勞働組合調査會の證人として「總てのストライキは全く金錢の浪費である。」と述べて居る。而してアランの老友なるダニング——製本工組合の理事で新組合の先覺の一人——は一八六六年に機械工の態度を批評して「彼等は昔は相互保險と雇主に對する活動と二種の職分を兼ねて居たが唯今は其内の一しか果して居ない、曾て強大なりし合同機械工組合は今ほフォレストアヤハーツ・オフ・オーク（有名なる友愛組合）と異なるこ

となきに至つた。」と嘆息して居る。

前節に述べた九時間労働制の確立も實は組合本部の承認を経て始められたものではなかつた。最初サンダーランド——ニューカッスル附近の工業地——にて九時間制要求の小争議が起り雇主が之を許してから、同じ要求は忽ち他地方に傳播し、東北地方の雇主が全部團結したるに對して労働者側も亦「九時間同盟」を組織して對抗手段を講じた。當時ニューカッスルは既に盛大なる機械工業地になつて居たけれども合同組合の會員は比較的少く、その他機械に關した組合の會員も少かつたので「九時間同盟」の三分二は何れの組合にも屬して居ない職工であつた。「同盟」の指揮者たりし John Burnett——後にアランの後繼者として合同組合の理事長となつた——は一方有力な新聞紙の間に奔走して其後援を得ると共に他の一方には非組合員の爲めに罷業中の生活費を調達してよく五箇月を支えしめたのは非凡の手腕であると稱せられたが、合同組合本部は之に對して何等特別寄附金をしなかつた。唯雇主側で獨逸の職工を臨時に雇入れて罷業者に代らしめんとしたときインターナショナルのロンドン駐在代表者を大陸に送つて彼國職工の來るのを阻止せしめたゞけであつた。併し當時の形勢を知るものは此理由を以つて組合の積立金を無用なりとはしなかつた。何故ならば雇主側が労働者の要求を容れて九時間制を行ふやうになつたのは當時普佛戰爭の軍需品等の注文にて非常の好景氣を呈して居たときに罷工を長く繼續せらるゝは最も苦痛とする所であり、しかも大組合の積立金は何時でも罷工資金となるべく準備されてあることが、彼等の最も恐るゝ點であつた。即ち大組合が存在しなければ「九時間同盟」の如きものゝ成功は疑はしいのであつた。

當時雇主側が如何に労働組合の實力の増進を恐れたかは一八七三年に組織された彼等の全國聯合會 (National Federation of Associated Employers of Labour) の言葉に依つて覗ひ得られる。「労働組合の大きさとその鞏固なる組織と豊富な資源と勢力とを眞に知るものは少い。彼等は大量資金を有し之を其目的の爲めに自由に使用する。労働者が

其收入の内から醸出する金の割合は驚くべきものである。組合の指導者は高き給料を受け、ストライキに經驗を有し、組織的才能に富める人々である。彼等は金力を有するのみならず、又文壇知名の士の誤れる人道的同情を受け、操觚界には何時でも彼等の辯護者たるべき多數の友人を持つて居る。彼等は屢々大集合を催して其政治的計畫を發表し多數勞働者をして議員候補者に對し其要求を提出せしめる。又彼等は議會委員を設け、内閣大臣をして其説を傾聽せしめる。かくして指導者等は金錢上の心配なしに安全なる機關を利用して専心その目的の爲めに努力することが出来る。」とある。

實業家の多くは勞働組合を恐れたが、又その一部には之を必要なる機關として承認するものが漸次に數を増して來た。其先覺の一人たるブラッセー卿は一八六九年に鐵道建設請負業に於ける廣汎なる經驗に基いて勞働組合は決して産業の妨害となることなく、却つて勞働者の性格を向上せしむるに依りて産業上の原價を低減するものなることを道破した。此人の著した *Work and Wages* と題する書物は高き賃銀と短き勞働時間が勞働原價を安くするといふ眞理を證明した最初のものであつた。

此くして實業家は勞働組合を恐れるか、又は其功績を認むるか、何れにしても到底之を無視して多數の勞働者を使用するの不可能なることを知るやうになつた。一八三〇年代には勞働者は資本主義の倒壞を叫んで立つたが實業家は全然之を無視して顧みず勞働者が暴動的態度に出づれば法律を以つて嚴重に處分したのである。實業家は其勞働者を雇入るゝに就ての條件を定むるは全然自己の經營方針の一部であつて自己の專斷すべき事項、他人の容喙すべからざる事柄であるとして居た。その精神から出發してストライキ終結の場合に組合放棄の誓約書を徵するが如き習慣が生じ、五〇年代の大ストライキに至りても尙ほ之が實行されてゐたのである。併し七十年代に至り勞働組合法の實施せらるゝに至りては最早かくの如き方針を取るものはなくなつた。而してその代りに和解及仲裁が流行するやうになつ

た。當時 Conciliation 及 Arbitration と云ふ語は一旦争議の起つた後に和解仲裁を行ふ場合にも用ひられたが、又平素から雇主の團體と労働者の團體と雙方の代表者を以つて和解及仲裁に關する特設機關を設け總ての争議を未發に防がんとする新制度の意味に用ひられ、此新しき常設團體交渉機關の設置は一八六〇年に A. J. Mundella がノッティンガムのメリヤス業に試みたもの、及一八六四年 Sir Rupert Kettle がウォルヴァハンプトンの建築業に試みたものを以つて先驅とするが、一般に流行したのは七十年代である。坑夫組合のマクドナルドは一八七五年になした演説の中に「自分等の二十五年來主張したことが漸く行はれるやうになり、今やイングランド及ウェールズに多數の和解機關が設けられ、ダラムの炭坑夫七萬五千、ヨークシアの坑夫四萬が之に依頼する状態である。」といつて居る。蓋し炭坑及製鐵業に於いて此制度は最も大規模に行はれたのであつた。

和解及仲裁機關に於ける賃銀決定法の代表的なものは所謂 Sliding Scale であつた。生産物の價格の變動に割合はして賃銀率を時々變更して行く方法であつて其原則の簡單明瞭なるが爲めに一時は名案と看做された。ノーサンバランド坑夫組合は一八七四年に賃銀は價格に従ふべしとの原則を明かに認め、一八七九年炭價の大暴落した際にも彼は原則を變更せんとはしなかつた。生産物の相場が石炭の如く簡單明瞭に示されない所の諸工業にありて、スライディング・スケールを使用することは實行不可能であるけれども、主義に於いては労働組合の全部が暗黙の内に之を認めるに至つた。併しながら此の如く労働者の生活の標準を決定すべき賃銀の高低を商品の相場といふやうな浮沈常なきものに一任してしまふことは一般的には到底長く行はれることではない。消費組合の宣傳者として有名であつた Lloyd Jones は當時既に此方針の労働者に取り不利なることを見て、労働組合の勉むべきは寧ろ賃銀の最低限を約定するにありと斷定して居た。果せるかな好景氣時代に労働者に對してよき分前を與へた所の制度は一八七四年以後の暴落時代に至りて炭坑の賃銀を數年前の半分に下げた。而して失業者が無數に出來て労働組合の保險資金は忽ち吐き出され

てしまった。そこで炭坑のスライディング・スケールに就いても組合の中に之を維持せんとするものと放棄せんとするものと二派の分裂を生じ、結局數年の内に之を顧るものなくなつてしまつた。

併しながらスライディング・スケールの失敗は和解及仲裁機關の全部を無用とすることにはならない。労働組合が發達して雇主組合と對立し或産業について全國又は全地方を統一する所の團體交渉を爲す場合に兩者の事情を疎通する所の機關を設くるの必要なることはいふまでもない。和解及仲裁に依つてストライキを全然防止せんとする企ては結局失敗といはねばならないが、少くとも誤解に因つて生ずるやうなストライキを防止することはできるのである。本篇第二節に引用したアップルガース其他の新組合の指導者の言からも推測し得らるゝ如く、十九世紀の中葉以前には労働者と雇主との團體交渉は最初から喧嘩腰になつて居り、平和の交渉が充分に進行せざる内にストライキ又はロックアウトが突發し、甚だしきは全く平和の交渉を爲さずして直ちに戦争に入るやうな状態であつた。それが資本家と労働者が同じテーブルを圍んで懇談し、互に其内情を語り合ひ、且一般經濟界の形勢を議することのできるやうになつたのは一大進歩である。此の如き空氣を醸成したことは自由主義の組合運動の功績といはねばならぬ。たゞ餘りに現在の經濟組織に信頼しすぎて終に無爲無策に陥つた爲めに有力なる反動を招いたことは次節に述ぶるであらう。

七 自由放任主義の衰頹

第十九世紀中期の労働組合は現在の社會組織即ち私有財産制度と自由競争とを當然の事實として認め、此組織の下に労働者の向上を計らんとするものであつた。しかも彼等は當時の實業家と同じくマンチェスター派の思想を採用して居た。自由競争の行はるゝ所には一定の經濟法則が行はるゝから其法則に従ふのが至當であつて、此法則を人爲的に調停せんとすれば却つて不幸なる結果を生ずると見て居た。彼等が専ら相互保險の方法に依つて自助的に生活の安

定を得んとしたのも此精神から出發して居る。労働者は疾病、負傷、失業、死亡等の爲めに賃銀を受くること能はざる場合が生じるが、併し平素之に備へるだけの貯蓄を爲して置けば決して自活の道を失ふことはない。此等の準備をなして居ながら尙ほ自ら支へることの出来ない場合が萬一あるとすればそれは止むを得ざる天災である。又此時代の組合がストライキを出来るだけ避けんとするのみならず景氣の變動に應じて賃銀の上下することを當然のこととなし、終にスライディング・スケールを試みるに至つたのもやはり彼等のマンチェスター主義から出發したものである。即ち彼等は現代の經濟組織を不合理なるものとは思はず、自由競争に依つて大體公平なる財貨の分配が行はれると考へて居たから、その自由競争市場の價格を標準として自己の収入の増減することを承認したのである。但し自由競争主義の實現の爲めには労働者に對する不平等なる壓抑的舊法を取除かなければならないから、彼等は普通選舉權獲得に努力し、労働組合の公認の爲めに全力を傾注したのである。此等の條件が具備した以上は最早法制上に求むる所はない。益々組合の基礎を鞏固にし、個人の勤勉力行と組合の自助共同に依つて漸次に地位の向上を期するのみである。其上に國家の力を俟つて労働者保護法を制定せんとするが如きは獨立自主の氣力なき他國人の爲す所であつて英國労働者の做ふべきところではない。英國労働者は完全なる自由放任主義の下に自力を以つて發展するのである。といふのが一八七〇年代の輿論であり、一八八〇年代に至りても尙ほ老成なる組合幹部の力説した所であつた。

然るに時勢の變遷は終に此自由放任主義の信仰を覆すこととなつた。其の時勢の變遷といふのは第一に一八五〇年以來繼續して居た所の好景氣の去つたことである。當時の英國は産業革命の齎した新工業組織の獨占者であつて、アメリカもドイツもまだ英國の工業上の覇權を侵略するほどに發達して居なかつた。それに加ふるに世界に於ける金の産出の増加は好景氣を維持するに好都合であつた。固より此時代にも景氣の循環はあつたけれども不景氣の年は少くして好景氣の年が多かつたのである。故に労働者は自力を發展するのに都合好き状態の下に居て益々其信仰を強める

ことが出來た。併し此状態は固より永久的のものではなかつたから、七十年代に於いて其一轉の時期に到達した。一八七五年から九五年までは世界的不景氣時代であつて而かも英國に對する競争國の勢力を得た時代である。一八七九年は一八四二年以來の深酷な恐慌に襲はれ大銀行の破綻したものがあり、諸事業一齊に縮小せられ、失業者が未曾有の數に上つた。その時組合は失業保險機關たる職分を發揮したけれども資金が間もなく涸渇し、會員は急に激減した。微力なる幾多の組合は解散せられ、有力なるものも僅かに存在を繼續するのみ。ストライキは事業縮小を希望する實業家に對して取るべき有效な武器ではなかつた。されば組合に屬せざる勞働者に至つては一層困難に陥り饑渴を訴へて居るが、之に對して組合は自助機關たる性質からいつて何事をも爲し得ないのは勿論である。

かゝる形勢の下に自由放任主義の信仰固き老成の幹部は之を避くべからざる天災として諦めもしやうが、一般組合員特に年少氣銳の徒は到底現状に満足することができない。しかも此時社會主義の運動が三十年の假死から醒めて再び英國の思想界に頭を擡げて來た。マルクス主義を奉ずるハインドマンの社會民主同盟は一八八一年に猛烈なる宣傳を開始し、又主としてミルの不勞所得論を根據とせるフェビアン協會は一八八四年に成立した。勞働者中の俊秀なる青年は此等の新説に共鳴して立つたのである。一八八六年ロンドンの失業者大會の總帥はハインドマンであつて其有力なる補助者は機械工 John Burns 等であつた。其翌八七年の大會は兵隊と民衆と衝突してバーンスは一二の同志と共に投獄せられた。バーンスは後にロンドン市會議員となり、代議士となり、最初の勞働者出身の大臣となつたのであるが、當時は革命を公言する所のハインドマンと提携したのである。しかも彼は勞働者の中に孤立して居たのではなくして組合總會にも多數の同志を有つて居た。一八八五年以來全國組合總會は常に老成の幹部とバーンス及トム・マンの一派との激論の場となつた。一八五〇年の「新精神と新形態」は今や「舊組合主義」と稱せられ、之に對する「新組合主義」が唱導せらるゝことゝなつた。十九世紀末葉の新組合主義は當時の勞働組合が保險に没頭して團

體交渉の機關即ちストライキ團體たる機能を忘れたることを攻撃し、又高級熟練工のみ高き會費を拂ひて大組合を設くるも多數不熟練工が全然組合運動から疎外され居ることを批難し、又労働者の選舉權を得たるに拘らず社會的立法の毫も進歩せざることを指摘して自由放任主義に反對するのであつた。彼等は此の主張を取つて自己所屬の組合の改革を要求し、全國組合總會に出で、其幹部の無能なるを罵倒した。

合同機械工組合及之に倣へる諸組合が其老大なる保險事務に忙殺されて雇主に對する抗争手段を等閑にする傾向を生じたことは既に第六節に於いて述べた所である。保險に熱中して専ら組合財産の鞏固なることのみ心掛ければストライキなどに費用を取られるのは好まなくなる。最初は「できるだけ」戦争を避けんとし、やがては「何事を措いても」先づ平和を得んとするに至る。是労働組合本來の目的を忘れたものである。又保險の經營上からいへば失業の危険少くして、且平生から高き給料を受取る所の優秀職工のみ加入せしめ、其の外のものは之を敬遠する方がよいことになる。その爲めに組合は充分に同職者を網羅する方針を取らないやうな場合もあり得る。而して組合は同職者の自助機關となり同職以外のものは全く顧みられない。特に同じ工場に働くものでも熟練の程度に依つて別の組合に屬することになる。例へば機械製作に關する職工中眞の機械工 (Mechanic) は幼年より年期を入れて修業しなければ養成されないが、單に機械の運轉を監視するだけの仕事——例、製釘機械の側に立つて之に原料の鐵棒を供給し油を注ぐだけの仕事——をなすものは Machinist と稱して中年からでもなれる。その場合にメカニックはマシニストを同組合に加入せしむることを肯じない。況や工場で重い物の運搬に従事する手傳人夫——Labourer であつて Workman でないもの——の如きは全く相手にされない。人夫は人夫で自力を以て組合を作ればよい筈である。高級労働者は彼等と相關する所はない。といふ風になる。それだから職業的自助組合の發達は労働階級中に等級の區別を鮮明にし、労働組合を「労働貴族」の専有物たらしめる所の傾向を作る。依つて新組合主義はできるだけに既設組合の門戸を開

放して苟も入會を希望するものは之を許すやうな方針を取ると共に、不熟練勞働者の爲めには他職業のものが世話をして新たに組合を組織してやることを試みた。次に述ぶる所のロンドン・ドックの大ストライキは實に新組合主義者の不熟練勞働者に對する活動の頂點である。

一八八九年ベンチャミン・ティレット (Benjamin Tillet) といふ仲仕がロンドン港の茶の倉庫で働いて居ながら仲仕人夫の組合を組織しつゝあつた。人夫は毎朝倉庫の門前に集まつて仕事があれば使はれ、仕事がなければ歸る。一日の仕事があるかないか其日の朝にならないければならないといふ純粹の日雇である。此等のものは自ら組合を作るの力なく、相互保險を爲すが如きは思もよらないことである。ティレット等は此等のものに演説して團體行動の有利なることを知らしめ兎に角形式だけの組合を設けたが、其時に賃銀問題に就いて人夫等の熱望する條件を要求すべく一のストライキを試みるこゝとなつた。機械工の新組合主義者たるバース、マン等は身を挺して其幹部となつて奔走することになつた。此一舉は意外にも數日間に一萬の人夫をして一時に其業を罷めしめ、ロンドン港の積卸しを四週間の長い間休止せしむることができた。ストライキ資金はなかつたけれども、新聞紙の宣傳等に依つて世間の同情寄附金が集まり、バースの手許に達したものの四萬八千ポンドに達した。彼は此金を眞の仲仕に分つと共にストライキ破りに雇はれんとする情けものゝ買収に用ひることができた。ストライキはロンドン中の大事件となり終に大僧正マニング及び代議士バクストンの仲裁でドック會社は罷業者の要求を承諾するといふ條件を以つて解決された。此ストライキは最初から資金を積まないでも、多數の結束が出来、その要求條件が至當なものであり、世間の同情を得らるる場合には罷業の目的を達すること必ずしも不可能ならざることを示したので、不熟練勞働者の組合熱を高めしめ、バース等は之に乗じて新組合主義を鼓吹した。一年の間に二十萬人の仲仕、馬方、ガス人夫其他の不熟練勞働者の間に幾個かの組合が設立された。此等の組合は熟練職工の組合の如く一週一志といふやうな高い會費を取ることを出

來ないから一週二三片位に定め、保険は死亡の際の葬祭費だけに止めた。

右の状態で新組合主義は勞働組合總會に於いても多數を制することとなり、一八九三年に前の異端者たりしバーンスが總會の議長の職に選ばれた。併し是までに新組合主義者と幹部との間には幾多の論戦が交された。新組合主義者は前に述べた所の三點——保険の過重と優秀者の獨占と立法上の無策——を以つて幹部を攻撃し、幹部は基金なき組合の無力なること、組合は自助の精神なくして成立し得ざること、新設の勞働組合が暴力を用ひて非組合員を脅迫せる事實等を擧げて反駁した(Howel, Trade unionism new and old, 1894)。新組合は保険過重の弊を攻撃する爲めに極端に走つて基金無用論を唱へたこともあるが、之は一時のことであつて新組合と雖もできるだけは會費を取るものである。唯熟練工の如く完全な保険を爲すことは賃銀の低きものに取つて事實不可能である。又人夫の組合では脅迫的行爲も時として必要であつたが、併し之も主義として行ふことではない。止むを得ずしてやつたのである。新組合は決して一八三〇年代の粗暴な状態に歸らんとするものではない。又舊組合の側よりいふも團體交渉と保険と二つの職分あることは認めて居り、優秀者獨占の不可なることも認めて居る。故に組合その者として此時から特に新形態を生じた次第ではない。唯方針を幾分變更したるに止まる。けれども組合の社會に於ける地位に就いては見解が一變したといふことができる。それは自由主義から社會主義への變遷である。舊組合は現代經濟組織に信頼して居たから勞働者自助の外に改善の道なしとしたが、新組合主義者は現代經濟組織の缺點を見て居り、其缺點を矯正するに立法手段を用ひ得ることも知つて居る。新組合主義者は勞働時間の短縮、勞働者從業中の負傷に對する雇主の責任、老廢勞働者の救濟、失業者の救濟等につき、又政府の一般財政計畫につき、社會主義的見地から幾多の經綸を立てることができた。舊組合主義者は國家の補助を受くるものは自主獨立の精神を害ふといふ古い論據に立つて頑強に其陣地を守つたけれども輿論は次第に彼等に不利となつた。蓋し現今の經濟組織の下に必ず起り來る所の失業問題だけでも組合

の自助手段のみで之を解決するの不可能なることは八〇年代の事實に依つて證明された。労働者が如何に儉約であつても大不景氣に備ふるだけの金を用意することは出来ない。況や疾病、老廢其他の災害を補はんとするは組合などのよくする所でない。しかも他の一方に於いて財産家の不勞所得は常に發生しつゝある。即ち國家はそこに問題解決の鍵を有つて居るのである。社會主義者が此點に着眼したのは決して誤つて居らない。パインスは舊組合主義者の態度を批評して「彼等は國家又は全社會の力のみがよく爲し得る所の大責任を組合に負擔せしめんとし、組合をして有産階級の爲に租税節約の役目を勤めしむるものだ。」といつた。是に於いて労働組合の政治熱は新しき刺戟を受け、労働者は自由黨にも保守黨にも屬せざる獨立の労働黨を組織せんとする希望を起すことゝなつた。一八九二年の總選舉には社會主義者なるパインス及ケーヤ・ハーディーが當選して代議士となり、二十世紀に入りて労働黨が組織せられ、自由黨と提携して諸種の社會的立法を行ひ、歐洲大戰後は社會主義を標榜する所の労働内閣が成立するに至つたのである。そこで今日は労働組合そのものゝ社會に於ける立場も非常に變つて來た。労働者の傷害・老廢・疾病及失業に備ふる所の保險事業は曾つて、パインスの主張した如く既に國家の職務となり労働組合の保險部は國立保險の一機關として働くことになつた。團體交渉機關としての労働組合はまだ國家の機關とはならないけれども、將來の計畫としては労働組合を國家的産業經營の一要素たらしめんとする石炭坑國有案の如きものが現實の問題として討議されるやうになつた。ギルド・ソシアリストの主張するやうに労働組合が自由契約に基く任意團體たる性質を進化せしめて各産業に於ける全労働者を網羅する所の公共的自治團體になることは遠い將來に屬するであらうけれども、少くとも事實に於いて労働組合が公共的性質を著しく帯びて來たことは疑を容れない。即ち一八七〇年代に於て石炭坑の秤量監視人制度に微かな端緒を發した所の公共的強制的性質が徐々に濃厚になりつゝあるのである。

八 自由主義と労働組合

自由放任主義は自由競争に依る自然的調節に絶大の信頼を置く所の思想である。アダム・スミスのいつた様に自由競争は無意識的に經濟社會の正當なる秩序を發生するものであつて、是即ち天帝の攝理であると樂觀しないまでも少くとも個人は自主自律の精神を有し勤儉力行の氣風を失はざる限り自由競争制度の下に生活の安定を得るものであるといふ確信の下に、自由放任主義が國家の政策として認められたのである。併しながら此自然的調節の必ずしも樂觀し得べからざる事は今日に於いて何人も之を疑ふものはない。英國に於て第十九世紀の中期に此思想が一世を風靡し得たのは英國が世界に於る産業革命の先驅として占め得たる國際的優勝の地位に依るのである。自由競争の萬能を信ずる時代は英國史のみにある特殊の事實であつて他の國には其様な時代は來なかつた。英國に於ても一八七〇年代以後の大不景氣に遭遇して前の確信が破れて社會主義及社會政策の時代が開けたのである。併しながら此理由に基て自由放任主義は全然權威なきものであるとするのは決して肯綮に當れる判斷ではない。特に自由放任主義は全然資本主義を擁護する爲の僻説であり、労働者の敵であると斷定するのは誤りである。事實に於て英國の労働運動は自由放任主義の下に堅實なる基礎を築き上げたのである。

現今の社會改造計畫は上よりの施設即ち國家がなす所の社會政策と下よりの發達即ち労働組合、協同組合等との二種の方向から進んで居る。前者は政治的であり、後者は産業的であるともいへる。將來此二つの運動がギルド社會主義の如き形態の下に結合されるか、又は他の形態の下に並存するかは豫見し難きことであるが、少くとも其一を捨てて他の一つのみで進むことは不可能であらう。然るに從來の社會主義は國家又は社會の施設にのみ重きを置いて組合の價値を深く顧みなかつた。フランスに於いても、ドイツに於いても、社會主義を標榜する所の政黨は英國に先だつ

て勢力を得たけれども、勞働組合の發達に於いては英國が先驅を爲して居る。大陸諸國では社會黨が先づ成立して勞働組合は唯其別働隊として引卒せられて來たが、英國では勞働組合が充分に發達して、然る後に其聯合を基礎として勞働黨が打立てられた。社會政策は固より國家の仕事であるけれども勞働組合は必ず任意組合として發達すべきものであつて國家は之を創成し得ざるものである。歴史上國家が勞働組合を創成せんと企てた例はないが、假りにロシアの如き社會主義の國で此の如き政策を取ることありとしても其効果は極めて少いだらう。任意組合の發達は組合員の自主自律の精神以外にない筈である。されば國家が之に對して爲し得ることは唯其自然の發達を妨害せぬといふことである。而かも十九世紀の大陸諸國に於いては社會黨が革命的宣傳を爲すが爲めに國家は總ての勞働者の圖體に對しては警察的壓迫を加へることとなり、勞働組合の如き任意組合の發達には極めて不利なる形勢を醸成した。國家は社會黨の活動に刺戟されて溫情的社會政策——ビスマルクの創始した勞働保險の如き——を取るに傾いたことはあるけれども、勞働者自身の運動に對しては常に嚴重な態度を以つて臨んだのである。之に反して英國では自由主義が資本家と勞働者との雙方に行互つたから組合の自由が早く承認せられ、組合は妨害を受けずして發達することが出來た。而して合法的な組合の發達は之を基礎として成立した所の勞働黨をも堅實なものにしたといふことが出来る。

溫情的社會政策の首唱者たるシャフツベリー卿は一生涯渝らざる勞働者の友でありながら勞働組合に對しては毫も信頼せずして、常に勞働者が「勞働組合の金縛りから脱却せんことを祈り、如何なる專制君主も又如何なる壓制的な貴族政治も組合の横暴に比すれば輕き微風の如きものである。」となして居た。溫情的といふことは治むるものが治めらるゝものに對する仁徳であるから治めらるゝものゝ自治とは相容れないのが當然である。然るに工場法案に關してシャフツベリー卿の敵であつた所のコブデンは當時の討議に際していつて居る。「十三歳以下の兒童をして勞働せしむることの生理上有害なるは明白であつて、是は經濟上の問題よりも寧ろ保健上の問題に屬する（故に彼は最低年齢

の制定に對して異議はない。併し苟も既に工場に入ることを許されたるものに對して其労働時間を法律を以つて制限するは絶対に不當である。何となれば労働者は自力を以つて時間の短縮を要求することができる。若し工場主が之を容れぬ場合には僅か二十磅の貯蓄さへ爲せば海外へ移住することもできる。何を苦んで國家の老婆的干渉を頼まんなや。」と。こゝにコブデンが労働者は自力を以つて時間の短縮を要求し得るといつたのは組合の團體交渉を含めての意味であるか又は各個人單獨に要求するだけの意味かは知れないが、兎に角彼に取つて自力が國家の温情に勝るものであつたことは確かである。工場法と組合と何れかを選ばねばならぬとすれば彼は組合を選んだに相違ない。又ブライトは労働者に投票権を與ふるに熱心であつたに拘らず、組合の公認には興味を有せなかつたが、併し彼は労働組合の力を以つて需要供給の大原則を動かすことは不可能なりとしたのであつて、決して労働者の結社の自由に反對したのではない。労働者がブライト自身の努力で促進された所の普通選挙法を利用して組合公認の立法を要求したことにつき彼に於いて反對すべき理由はないであらう。

英國の労働者が十九世紀中期に於いて自由放任主義に歸依し得たのは英國特有の事情に因ることである。第一は英國が他國に先だつて産業革命を完成し、當時の世界に於いて工業上の自然的獨占を爲し得た爲めに、労働者に何等の保護的立法を求むることなしに専ら自助主義に依つて其生活を向上せしめ得たこと、第二に米國といふ舊殖民地が本國に志を得ざる労働者の移住を歓迎し、コブデンのいつたやうに僅少の貯蓄さへあれば容易に彼の地に渡つて廣い天地に其運命を開拓するの機會を與へたこと、——此二つは他國に見るべからざる特殊の事情であつた。是は労働者のみならず英國の資本家が自由放任主義になり得た重要な理由であつたらう。従つて此の如きことが他の國にて繰返さるべきものではない。唯自由放任主義の奨励したる自主自律の精神が健全なる労働組合の發達に貢献したといふ事實は外國人たる吾々の爲めにも深く味ふべき教訓を遺したと思ふのである。

第七章 二十世紀初頭の英國勞働組合立法

一

勞働組合に關する英國の立法は歐洲大戰迄の間に次の如き四段の發達を遂げた者と見ることが出来る。

- (一) 一七九九年及一八〇〇年組合禁止法 (Combination Act)
- (二) 一八二四年及一八二五年の組合法 (Combination Act)
- (三) 一八七一年及一八七六年の勞働組合法 (Trade Union Act)
- (四) 一九〇六年の勞働爭議法 (Trade Disputes Act) 及一九一三年の勞働組合法 (Trade Union Act)

第一期は英國から僅かに一衣帶水を隔てた佛國の首都に於いて大革命の慘劇が行はれてから間のない時代のことであつて、當時の政權を握つて居た地主貴族の階級が極力秩序の維持を謀る爲めになした所の立法の一部である。一八〇〇年の組合法は一七九九年の同法及其以前の關係法規を整理したものであるが、此法律に據れば勞働者が賃錢の引上其他雇傭條件を定めるために一時的又は繼續的の組合を作ることとは總て犯罪である。即ち勞働組合其者も一時的のストライキ團も共に犯罪である。獨り自らストライキすることのみならずストライキを助けることも均しく犯罪である。而して此種の犯罪は普通の裁判手續を経ることなしに地方官の手で簡單に判決を下すことが出来る。此法律は英國特有の不文法たるコンモンローに依つて犯罪とされたる徒黨 (Conspiracy) の一種として組合及罷業を嚴重に處罰するものである。

第二期は一八二四及二五年の立法である。此時には既に大陸の大戦争も終結し平和の気分になつたので、英國に於いては他國に先だつて自由主義の勢力が頭を擡げ始めたのである。一八二四年の法律は以前に行はれた所の總ての組合法を廢止し、労働者は賃錢、時間其他の労働條件に關して組合を作り、又は他人を勧誘して労働を拒絶せしめ、又は工業の經營を拘束することの理由によりて刑事訴訟に問はれ、若くは徒黨其他のコンモンローの犯罪者として罰せらるゝことなすと定めた。但し暴行脅迫等 (Violence, threats, intimidation, and malicious mischief) の場合には之を罰するに二箇月の禁錮を以つてするのであつた。然るに此法律は労働組合を餘り自由にし過ぎた爲めに同盟罷業が頻繁したといふ理由で一年の後に修正を施さるゝこととなつた。即ち一八二五年の法律は以前の組合禁止法を復活はさせなかつたけれども、組合の活動に伴ふ所の不法を厳しく取締ることにした。即ち此法律は工業主をして其營業の仕方を變更せしむるため又は労働者をして就業を拒絶せしむるために暴行、脅迫、妨害 (Violence, threats, intimidation, molestation, obstruction) を行ふものを處罰する。而して唯雇主と労働者と相會して賃錢及労働時間に關し協定を爲し其協定の當事者だけの労働條件を定めることにした。そこで尙此法律は一八二四年のそれと異り組合をコンモンローの徒黨罪の範圍内に置くことを許した。組合其者は犯罪ではないけれども、完全に合法なるものとして法律上の保護を受けることが出来なくなつた。又ストライキもそのやり方如何によつて徒黨と看做されることになつた。

第三期は一八七一年及一八七五年の立法である。英國の労働組合は一八二五年頃にはまだ地方的に分立したる小團體であつて、其行動も粗暴なるものが少くなかつた。ストライキは暴動的になり易く放火殺傷の罪を伴ふことも屢々であつた。例へば一團の労働者がストライキを爲すに際し、雇主は他の労働者を雇入れようとする。その時罷業團に屬するものは此等の求職者をストライキ破りの不徳漢として暴行脅迫を加へ又は就業を妨害するために大騒動を起し

たのである。然るに一八五〇年以後勞働組合は非常に進歩して其會員も多くなり且鞏固なる結束を爲して秩序的態度を取るやうになつた。併し彼等は積極的の暴行脅迫を行はないけれども所謂平和的立番 (peaceful picketing) の法に依つてストライキ破りを監視する必要を認めたと。その爲めに一八二五年の法律にいふ所の *intimidation, molestation, obstruction* 即ち妨害及軽い意味の脅迫を以て罰せらるゝことを免れなかつた。又組合が大規模になつて罷業及共済の資金を積立てたから組合の財産の保護を必要とするやうになつた。前者は刑法上の問題であり後者は民法上の問題である。此二の問題を解決せんが爲めに起つたのが一八六七年から一八七六年に亙る勞働立法運動であつた。

一八七一年の勞働組合法は勞働爭議の爲めに組合を設けることはそれが箇人の行爲として犯罪を構成せざる限り徒黨として罰せられないことを確認した。例へばストライキを爲すに當つて雇主に對する契約條件に反するやうな事であつても罪にはならない。何となれば契約條件に反することは個人的に犯罪を構成しないから團體として之を爲しても犯罪にならない。コンモンローの原則に於いては、個人として犯罪にならないことも多數の人が共謀してなせば徒黨罪になることがあり得るけれども、勞働組合の場合にはそのやうな場合を生じないといふのである。此規定に依つて確かめられたことは勞働組合が完全に合法的なものであるといふことであり、従つて勞働組合の財産は明かに法律を以つて保護せらるべきことである。此頃或組合に於いて書記が資金を私消した時に、裁判所が其組合の法的性質の完全ならざることを理由とし組合の損害賠償の要求を退けたといふ事件があつて、總ての勞働組合に大なる不安を與へたのであるが、此法律に依つてかゝる不安の根據は始めて取除かれたのである。

然るに一八七一年の法律は此の如き保護を與へたる一方に於いて組合の行爲を嚴重に取締らんとした。當時の原案には一八二五年の組合法中に用ひられたる *intimidation, molestation, obstruction* 等の文字を用ひてそれ等の行爲を罰することゝした上に尙ほ立番 (*picketing*) を禁止するために工場附近にて人につきまとい (*following pe-*

risistently) 又は人の往來を監視 (watching or besetting) するものは妨害 (molestation) の一種とすることを明示してあつた。此原案に従へば労働組合員が罷業工場の門前に立番して此に來る他の職工に對し罷業の始まつて居ることを靜かに通告するだけでも犯罪が成立するのである。此の如くなれば組合その者を合法とされても其當然なすべき行爲を不法と斷定せられるから恰かも右手に與へたものを左手に取去るやうな結果になる。然るに此罰則は労働組合法から取除かれたのみで別の法案即ち刑法改正法 (Criminal Law Amendment Act) として同時に通過したから、更に此別法の撤廢を必要とすることになつて、熱烈なる運動の結果一八七五年の徒黨及財産保護法が出來た。之に依つて平和なるピケティングの不法ならざることが明記されたのである。

第四期は一九〇六年の労働爭議及一九一三年の労働組合法であつて、即ち本篇の問題である。

二

十九世紀中になされた組合立法は殆ど皆刑法的の問題を取扱つてゐたことは前述の簡単な歴史からでも明かに看取し得る所である。然るに二十世紀の初頭に起つた問題は刑事上のものでなくして民事上のものであつた。即ち労働組合がストライキに依りて雇主側に經濟上の損害を與へた場合に雇主側から損害賠償の要求をなすことが出来るや否やの問題である。此問題について立法運動の起つたのは一九〇〇年タッフ・ヴェール事件の後であるけれども、其以前に於いて法律界には既に此事が問題視され此方向に向つて居つたのである。ウェップ氏は一八九七年其『産業的民主制』(Industrial Democracy) の附録中に「團體交渉の法律上の地位」と題する論文を掲げて此事を論じてゐるから、以下其大要を紹介して見る。

「一八二五年の法律が組合禁止を解いてから半世紀間法律家は常に労働組合と暴行脅迫とを混同してゐた。時とし

て組合員の或者が憤激の餘り亂暴を働くのを見て、是なければ組合は活動の出来ないのだと誤解されたのである。そこで脅迫 (intimidation) といふ文字の意義を詮索する必要が生じた。抑々脅迫とは或犯罪となるべき行爲例へば傷害放火等を以て脅かすことのみであるか。又は刑事上の罪にならないで唯民事上不法となる所の行爲例へば預金の没收の如きことを以つて脅かすことを含むか。又は刑法に觸れずして單に精神上強制の力あることを以つて脅かすことまでも含むか。此點が不明であつた爲めに極めて輕微な事で組合員の罰せられた例が少くなかつた。一八九一年の有名な判決によつて始めて此第一即ち最狹義の見解が正當と認められ刑事上犯罪となるやうな行爲を以つて脅迫した場面の外は脅迫と認めないことになつた。」

「併しながら所謂ピケティング即ち立番については其後に至つても疑義が多かつた。一八七五年の法律には『或人が住居し、勞働し、營業し、又は居合した場所又は其附近に出張して報道をなし又は之を得んとする行爲は監視と看做さない』ことが明記されてあるけれども、實際の裁判にては平和なる立番が罰せられてゐる。それは裁判官が組合の行爲は法文上不法ではないにしても道德上不法である、個人の自由を害するものであると考へてゐるから其適用が嚴格になるのである。例へば工場の前に立つて禁酒のピラを撒く事は不法とされなければ罷業のために同じ事をすれば不法とされ易い。かくして實際には平和なる立番といふことが極端に狭く解せられるのである。」

「然るに此暴行も脅迫も追々時勢後れとなつて行く。個人的に或組合員が不法を爲すやうなことがあつたとしても組合自らは之を勉めて避けてゐる。組合が強大になればなる程このやうな方法を寧ろ抑制するやうになる。最も進歩した組合は立番さへも之を行はない。勞働者は既に普通教育を受け、新聞紙を通じて事實の報道を得るから立番の必要はなくなる。立番は勞働組合の徴でなくして寧ろ勞働組合の發達せざる徴である。」

「かくの如くにして刑事上の處罰を受ける機會は減少したけれども民事上の責任の問題が残つてゐる。勞働組合自

らは一八七一年の法律に依つて訴へられ得ないとしても労働組合の理事は訴へられ得る。理事は組合員に對して雇傭契約を破棄するやうに勧告することあり、又新たに雇傭契約を取結ばざることを勧告することがある。前者は幾分民事上の不法になるかも知れないが、後者の場合は全く問題にならない筈である。けれども實際には近年此の如き場合に組合理事をして賠償を支拂はしめた判例がある。普通の商業上に於いて甲が乙の商品の代りに自己の商品を用ふべきことを消費者に勧告した場合には、例へそのために乙が經濟上損害を受けたとしても損害賠償の問題にはならない。それは甲が一個人として爲しても、他人と聯合して爲しても同じく完全に合法である。然るに労働組合の理事者が組合員に勧めて某々の非組合員と共に労働することを拒絶せしめた廉を以つて損害賠償を取られた事實がある。此問題は早晚労働組合法の一大問題とされる時期に達するであらう。」

以上はウェップ氏の一八九七年になした豫言であつたが、此豫言は十年を經過せざる間に天下の耳目を聳動する所の大事件となつて實現された。而かも二の同性質の事件が矢繼早やに起つて來た。一九〇〇年のタッフ・ヴェール事件及一九〇九年のオスボーン判決がそれである。而して此二の事件のために労働組合の全部が其政治的勢力を傾倒して活動し、その結果として一九〇六年の労働争議法及一九一三年の労働組合法が通過して労働者は勝どきを擧げることになつたのである。私は前にフランス・ブレイス傳の中で一八二四年及二五年の立法運動を叙し、又前章「十九世紀中葉の英國労働組合」に於いて一八六七年乃至七六年の立法運動を書いたから、此に二十世紀初頭の運動を述べて前後相應せしめようと思ふ。

十九世紀の初には労働者の勢力は尙甚微弱にして組合の解放は労働運動の同情者たる自由主義者ブレイス、ヒューム、マカロック等の主唱の下に行はれた。當時労働者自らも働いたけれども運動の主たる勢力にはならなかつた。次に十九世紀中葉には労働者らが主たる役目を勤め、ハリソン、ヒューズ等の知識階級が之を助けた。

而して英國勞働者が當時初めて與へられた所の普通選舉權を如何によく運用したか、ロンドンに集つてゐた數人の組合指導者アップルガース以下の人々が院内及院外の形勢を如何によく導いたか、又此大運動の繼續的遺物として勞働組合總會が如何に發達したか、此等の事は余が前記論文中に明かにすべく試みた所である。さて此に述べんとする二十世紀劈頭の立法運動は全く勞働者自らの事業であつて議會内の形勢も勞働者の實力に依つて動かされたのである。余は前記の二の新法の内容を示し、且之を必要ならしめた事情を指摘すると共に當時の運動の本體たる勞働黨の發達にも觸れなければならぬ。

三

タッフ・ヴェール事件 (Taff Vale Case) は一九〇〇年八月南ウェールズの炭坑地方なるタッフ・ヴェール鐵道に於いて起つた所のストライキに初まつてゐる。此時會社側では他地方の鐵道勞働者を雇入れて營業を繼續せんとの方針を取り、之に對して罷業團は屢々腕力に訴へて此等のものゝ就業を妨げやうとした。全國鐵道從業者合同組合は罷業が初まつてから後に之を應援することゝなり、新來者の間にピラを撒いた。其趣意は「去る月曜日以來タッフ・ヴェール鐵道に罷業が行はれてゐて、會社側は之をブラックレッグする爲に新來者を誘惑しつゝある。今運轉手、火夫、車掌、信號手は總て休んでゐる。諸君は此等同胞に對して敢へてストライキ破りをなしてはなるまい。」といふのであつた。而して組合はカーディフ驛に着する所の多くの新來者に對し、若し直ちに歸郷するなら其汽車賃を支給すべき旨を廣告した。所が數日の後に會社は裁判所にインジャンクションを請求して許された。之に依つて被告たる合同組合の役員は訴訟の終るまでカーディフ驛及其附近を監視してはならぬといふことになつた。かくしてストライキは官憲の力で阻止されたが、尙其上に會社から起された損害賠償の訴訟の結果勞働組合が其組合自身の名に於いて

も亦其理事者の名に於いても其雇主に與へたる金錢上の損害に對して賠償をなすの責任を負ふべしとの判決が與へられた。此判決は控訴院で否定されたけれども英國の最高法院たる貴族院議長等のために復活せられ、結局合同組合は會社に對して二萬三千磅の賠償を支拂はしめられた。組合が此事件のため支出した訴訟費用は合計四萬二千磅に上つたといふことである。是に於いて勞働組合は其方法の平和的なるを否とを問はずストライキに依つて雇主側の被る損害を賠償すべき民事上の責任あることが確定せられた。一八七一年以來此の如き責任はなきものと一般に信じられて居たので、雇主側も曾て此の如き訴訟を起したことは殆どなかつたが、此時に至つて其理論は全く覆された。問題は鐵道合同組合だけの事ではなくして實に全勞働組合運動の存在を脅かすものと認めなければならぬ。抑々一八七〇年代の立法に際して勞働者間には勞働組合を法人となすに依りて其財産の保護を安全にすべしとの意見があつたに拘らず、其意見が組合指導者の採用する所とならなかつたのは法律家フレデリック・ハリソンの忠告に基いたものであつて、ハリソンは其時ストライキの結果たる雇主側の損害に對して訴訟を起さるゝの危険を感じたのであつた。然るに今最高法院の判決は形式上法人ならざる勞働組合と雖も其名に於いて損害賠償をしなければならぬと定めたから、以前の苦心は總て水泡に歸したことになるのであつた。

かくして英國の勞働組合は總立ちとなつて働かなければならない事情に迫られたが、その中心機關としては從來の勞働組合總會の幹部では組織が不充分であるといふので、新たに勞働黨(此時は勞働代表委員と名づけた)を設立することゝなつた。その勞働黨は勞働組合の聯合によつて成立するのであるが、參加組合の數は一九〇二年から三年の間に二倍し、一九〇七年までに三倍し、其參加組合の會員數は百萬を超える勢となつた。元來勞働黨の主動者はケイヤ・ハーディー等の社會主義者であつたので當時まだ自由主義を奉ずる所の組合を糾合することは困難であつたに拘らず、此の如く迅速に黨勢を擴張し得たのは全くタッフ・ヴェール事件の解決が眼前の急務となつてゐたからである。

勞働者の政治的勢力は三十年來漸次に伸びつゝあつたから早晚傳統的の二大政黨から離れた所の社會主義的勞働黨の成立すべきは必至の運命であつたけれども、タッフ・ヴェール事件がそれを早めたことは確かである。即ち恰かも一八六八年に全國勞働組合總會が當時の立法運動をなさんが爲めに成立して、此總會がそれ以來永續の中央機關となつたやうに、勞働黨も亦此立法運動を機會として生れ出でたのである。然るに此時恰かも保守黨はチェンバレンの提案した特惠關稅問題のために部内不統一となつて野に下ることゝなり總選舉が行はれたから、勞働黨は關稅反對の旗幟を立て、自由黨を助くると共に自ら全國の黨員をして各選舉區の候補者に通告を發せしめ、苟もタッフ・ヴェール事件の判決を翻すやうな立法に反對する者は勞働者の投票を受くる能はざることゝを明かにした。之が爲に新議會の議員中には此事を約束するに依つて當選し得たものが數多くあつたのである。而して一九〇六年一月總選舉の終つた時に勞働黨の候補者五十人の内二十九人が當選してゐたことは當時の政界を驚かすに足りる一大成功であつた。

さて保守黨に代つて自由黨内閣が其仕事を始めた時に政府は勞働組合の責任に關する一法案を提出したが、此案は組合をして完全に其責任を免れしむるものでなかつた爲めに多くの議員の賛成を得ることが出来なかつた。それは全く前記の如く總選舉の際に候補者として勞働者に約束したものが多數にあつたからである。即ち勞働者が普通選舉權をよく利用した結果であつた。そこで結局勞働黨の主張した所の勞働爭議法が成案となつて通過したが、其内にはピケティング等に關する刑事上の規定の外に左の如き民事上の規定を含んでゐた。それは「勞働組合の爲めになされたる如何なる不法行爲に就ても勞働組合又は其會員又は其理事者に對して損害賠償の訴訟を起すことを得ず。」といふ意味である。以前の法律が裁判官の解釋次第で勞働組合の存在を殆ど無意味ならしむるに至つたのと正反對に此法律は全く無條件に勞働組合の責任を解いたものであつて、法律家は悉く其極端なることを攻撃してゐる。ダイシー博士は例を設けて、若し或る勞働組合が雇主甲又は非組合勞働者乙の名譽を毀損すべき記事を公表し、又は無賴漢を煽

動して甲乙を襲撃せしめたやうな場合があつても甲乙は組合を訴へることが出来なくなつた。是は労働組合が政治運動を爲す場合などに濫用されても致方がないといひ、此の如き特權は英國の如何なる團體と雖も未だ曾て享有したことの無い特殊の特權であると批評してゐる。

四

右の如くにして労働組合の資金に對する損害賠償の問題が解決された後三年にして組合は再び裁判官の驚くべき判決に悩まされることゝなつた。それは鐵道従業者合同組合員オスボーン (W. V. Osborn) なる人が訴訟を起して、同組合が其資金を政治上の目的に使用したのは不法であると主張したるに對し、最高法院は原告の主張を正當なりとする判決を與へた事である。オスボーンは一労働者であつたが資本家の資力に依つて訴訟を貫徹したのである。勿論此判決の意義は總ての労働組合の政治運動を事實上に不可能ならしめ、労働黨の基礎を覆すものである。當時の労働黨は前にもいへる如く殆ど全く労働組合が團體として支出する所の資金を以つて支へられた政黨であるから、此判決は正に労働黨の糧道を絶つものである。而して此判決は労働組合が其の定款に於いて政治的行動をなすことあるべしと規定したゞけで打消すことの出来ないものである。何となれば判決の趣旨は労働組合を以つて一の法人と看做し、従つて他の法人と同じく法律の規定する以外の目的を追求すべからざるものとしたのである。即ち労働組合の場合には一八七一年の法律に其定義を掲げて「労働者と雇主との關係又は労働者と労働者との關係又は雇主と雇主との關係を規制する」ものだとしてゐるから、此産業的行動以外に及ぶことは出来ないといふのである。従つて此判決の下にありて労働組合は資金を出して労働代議士の選舉を援助することを得ず、彼等に任期中の手當を支給することを得ず、政治新聞を發行することを得ざるのみならず、組合の爲めに相互保險を營むことを得ず、労働學校を經營することを

得ざることをなる。此判決は法律家が毫も勞働組合の實際を知らざるの致す所であるとして勞働者側から攻撃された。又一八七二年の法律に掲げたる定義は唯組合の本質的な職分を明かにするために置かれたものであるのに、それを限定的なものとしたのは曲解であるとして非難された。法律家の側に於いては勞働組合が既に一九〇六年の法律に於ける如き異例なる特殊の特権を與へられたるものなれば其目的についても普通の組合と同視すべきでないといふ見解も自ら發生したのであらうけれども、事實に於いて此の如き判決がそのまま認めらるべくもないことは明かである。そこで此判決を翻すべき新法を立てることが勞働黨の大仕事となつた。

然るに一九一〇年及一九一一年は英國の議會史に前例稀なる大事件の進行しつゝあつた時である。即ち自由黨政府の提出した豫算は社會主義的であるとの理由に依つて其豫算案が下院を通過してゐるに拘らず上院にて之を否決し、政府は之を強行せんが爲めに二回まで議會を解散して輿論に問ひ、逆に豫算に關する上院の拒否權を剝奪する法律を成立せしめたのは此時であつた。そのためにオスボーン判決問題は後廻しにされたのである。併しながら當時勞働黨の援助を要した所の自由黨政府は長く之を延すことは出来なかつた。一九一三年の勞働組合法は組合が其本來の目的を失はざる限り、他の如何なる目的をも追求することが出来ると定めた。政治的行動に就いては其行動を取る前に組合の總會に於いて多數決を得ること、及政治上の資金は之を別會計となし、之を好まざる少數組合員をして出金の義務を免れしむることを條件とした。實際に於いては組合員各自が政治的目的のために課せられた所の會費は年額數ベンスに過ぎず、又之が支出を拒絶するものは極めて少數にして論ずるに足らない程度であつた。

五

以上述ぶる所の英國の勞働組合法發達史から吾々日本人は何を學び得るか。私は難解なる英國法上の諸關係を自ら

充分に理解して居ると思はない。以上の説明の内にも細目の點について誤がないとは斷言し得ない。併しながら假りに英國法を完全に理解したとしても之と全然法律の系統を異にする所の我國の當面の組合立法上に直ちに取つて資料とすべきものは少いであらう。唯吾々は、労働組合の發達について如何なる事が法律の規定を必要とするに至るかを此研究の中に發見し得る。即ち労働組合發達の初期に於いては刑事上の問題、特に暴行脅迫を防ぐことが問題になる。而かも組合及組合員が非組合労働者に対する脅迫の性質及程度が問題になる。其中でもピケティングが頗るデリケートな取扱を要する。併しながら組合の大に發達するに至つて刑事上の問題は比較的輕くなり之に反して民事上の問題が重くなる。その民事上の問題は一方には組合の財産を理事者の不法な横領費消に對して保護することであり、他の一方には組合に對する損害賠償の要求を如何なる程度に於いて認むべきかといふことである。此等の問題を規定する形式は英國法と日本法と少からざる差異を示すであらうけれど、何れも英國に於ける如く日本に於いても出現すべき問題である。固より英國に於ても労働組合立法は現今までにすべて解決されたわけではなくして、却つて今後益々複雑になるであらう。特に労働組合が單なる私的組合としてではなく一種の職業的公共團體たる地位を要求する時期が漸次に近より來るに至つて種々の問題を生ずるであらう。併しながら上記諸問題は吾々の眼前にある労働立法に關して慎重に考慮されなければならないものであるといふことが出来る。

備考——本篇起稿につき參照したる著書左の如し

Webb, History of Trade Unionism. 1920.

Webb, Industrial Democracy. 1920.

De Montgomery, British and Continental Labour Policy. 1922.

Dacey, Law and Opinion. 1914.

Slessor and Baker, *The Law of Trade Unions*, 1921.

邦文にては、山中篤太郎氏『労働組合法の生成と變轉』（昭和四年版）がある。此書は本文の論及せざる一九一七年の労働組合及労働争議法をも詳細に取扱つてゐる。